

## 第3期千代田区スポーツ振興基本計画の策定について

### 1 パブリックコメント実施報告

#### (1) 意見公募期間

令和8年1月5日（月）～1月19日（月）

#### (2) 周知及び閲覧場所

広報千代田1月5日号、区ホームページ等、情報コーナー（区役所2階）、出張所、生涯学習・スポーツ課、スポーツセンター、九段生涯学習館

#### (3) 意見受付方法

区ホームページの意見公募送信フォーム、郵送、ファクス、Eメール、生涯学習・スポーツ課への持参

#### (4) 意見者数及び意見数

4名、4件

#### (5) 意見の概要と区の考え

資料3-2のとおり

### 2 計画の概要

資料3-3のとおり

### 3 計画本編

資料3-4のとおり

### 4 今後の予定

計画の進捗管理及び実績評価を行う。

No.	在住等の区分	ご意見(概要)	区の考え方及び修正の内容
1	在住	<p>千代田区立スポーツセンターのバスケットボール個人開放が「中学生以上」とされ、小学生が利用できない現状は、公共施設としての機会保障の観点から課題と考えます。安全配慮を踏まえつつ、個人開放時間の一部を活用した月4回程度の小学生・親子向けシュート練習枠(ゲーム禁止・時間帯分離・スタッフ配置)の試行導入をご検討ください。あわせて、年齢制限の根拠や検討経緯、代替施策の有無についてご教示願います。</p>	<p>区立スポーツセンターで実施されている事業に対するご意見であると受け止めさせていただきます。</p> <p>区立スポーツセンターの個人開放(バスケットボール)につきましては、競技中の接触による事故防止の観点や、小学生と大人では適用されるルールが異なることなどから、現在は中学生以上を対象として実施しております。</p> <p>また、毎月第3日曜日に「区民無料開放事業」を実施し、バスケットボールを含む6種目について個人で参加いただける機会を設けています。</p> <p>区といたしましても、子どもの運動機会の確保は重要な課題であると考えておりますので、今回いただいたご意見につきましては、次期指定管理者の募集条件の検討や、スポーツセンターの事業に限らず、他の取組を推進する際の参考とさせていただきます。</p>
2	在住	<p>義務教育後や家族と離れると、運動や交流の機会が減り心身の不調が生じやすくなります。世代を問わず参加でき、地域づくりにも寄与するラジオ体操は千代田区発祥の運動でもあります。区議会で前向きな答弁があったものの情報提供は進まず、参加機会が限られたままです。区ホームページ上で区内のラジオ体操実施会場・時間を網羅的に掲載し、普及促進を図っていただきたいと要望します。</p>	<p>地域のラジオ体操会に関する情報発信についてのご意見として、受け止めさせていただきます。</p> <p>地域の皆さまにより、各地域で多くのラジオ体操会が開催され、地域のレガシーとして継承されているものと認識しております。区といたしましても、「広報千代田」(令和7年7月5日号)などにおいてラジオ体操の特集を掲載するなど、情報発信の取組を継続して行っております。</p> <p>区内のラジオ体操実施会場・時間等を区ホームページ上でまとめることにつきましては、地域のラジオ体操会の開催主体や実施状況が多様であることから、区が一律に網羅的な掲載を行うことが難しい面があります。</p> <p>しかしながら、区民の皆さまが参加しやすい環境づくりは重要であると認識しており、今後も地域のラジオ体操会の皆さまと連携し、可能な範囲で情報提供の充実にも努めてまいります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の情報発信の検討を行う際の参考とさせていただきます。</p>
3	在住	<p>日常的にスポーツを楽しむ、運動習慣を継続したいと考えていますが、現状では個人で参加できるスポーツの機会が限られていると感じています。特に、フットサルができる施設(小川広場、スポーツセンター)が整備されている一方、団体登録が前提の運用となっており、個人で気軽に参加できる機会が限られています。仕事や子育て等で定期参加が難しい区民にとっては、スポーツに触れる入口が狭く、運動習慣の継続に支障があります。つきましては、個人参加型フットサルの実施、当日・少人数参加枠の設定、団体登録を要しない利用制度の導入に加え、親子向けプログラムや安全な運動スペース整備など、多様なライフスタイルに応じた参加機会の拡充をご検討ください。</p>	<p>スポーツ施設の個人での利用方法に関するご意見であると受け止めさせていただきます。区立スポーツセンターでは、毎月第3日曜日に「区民無料開放事業」を実施し、フットサルを含む6種目について個人で参加いただける機会を設けています。また、個人向け事業やスポーツ大会、団体への施設貸出など、多様な取組を通じて限られたスポーツ資源の有効活用にも努めています。</p> <p>ご指摘のとおり、個人参加型プログラムの拡充や、団体登録を前提としない利用枠、ライフスタイルに応じた環境整備は、スポーツ機会の拡大に向けて重要な視点と認識しております。いただいたご意見は、今後の検討の参考として活用し、より利用しやすい環境づくりに努めてまいります。</p>
4	区内団体内勤	<p>当連盟は、在住・在勤・在学者を中核に組成され、区スポーツ協会所属団体としてスポーツ振興の一端を担ってきました。本基本計画(改定案)の「知る・みる・する・支える・質の高い環境」の五本柱は、具体的な施策と結びついており、従前よりも整理されていると受け止めました。</p> <p>一方で、地域スポーツの概念における武道の明確な位置づけが不十分です。区議会では、マルチスポーツの促進に向けた方策として、武道を地域で気軽に体験できる環境の整備について質問がありましたが、その後の検討結果が十分に反映されていない点は、武道を日常的に修練する立場として大変失望しました。</p> <p>武道は日本発の運動文化として国際的評価が高く、区内には歴史的資産(スポーツレガシー)も豊富です。については、計画本文の5頁には、「(武道)」という項目を設けて、柔・剣・空手・相撲・合気道・弓等を列記して、区としてもバックアップするとともに、私たちのナレッジも活用頂きたい。また、国際交流・観光・生涯スポーツ・高齢者健康と横断的に連携する施策を盛り込むことをご提案します。将来的には、学校教育と地域活動を接続する拠点として「区立武道館」の整備検討をお願いいたします。当連盟の知見は、事業設計・運営両面で提供可能です。</p>	<p>本計画5頁におけるスポーツの図については、ご指摘を踏まえ、武道を一つの領域として記載いたします。</p> <p>また、武道とマルチスポーツの関係につきましては、総合型地域スポーツクラブにおいて体験会等を通じた普及に取り組んでおり、区としても引き続き支援してまいります。なお、武道は多様な種目が存在するため、すべてを一律に取り扱うことは難しい面もございますが、武道をスポーツの重要な分野と認識し、体験機会の創出や環境整備に向けて、関係団体の皆様と意見交換を重ねながら、本計画のスポーツ施策を推進してまいります。</p>

# 第3期 千代田区スポーツ振興基本計画

令和8年度～令和12年度

概要版

音声コード

# 計画の基本事項

## 計画策定の趣旨

本区は、「千代田区第4次基本構想」（令和5年3月策定）において、「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっていきます。」をスポーツ分野のめざすべき姿に掲げています。

このめざすべき姿の実現に向け、スポーツを取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するスポーツ施策の方針を示す「第3期千代田区スポーツ振興基本計画」を新たに策定します。

## 本計画における「スポーツ」の考え方

ルールに基づいて勝敗や記録を競うものから、健康を目的に行われる運動、更には遊びや楽しみを目的とした身体活動、日常生活の中の身体を動かす行為まで、そのすべてを幅広く含むものとしします。

(第2期計画から継続する定義であり、東京都スポーツ推進総合計画と概ね同様です。)

## 計画の期間

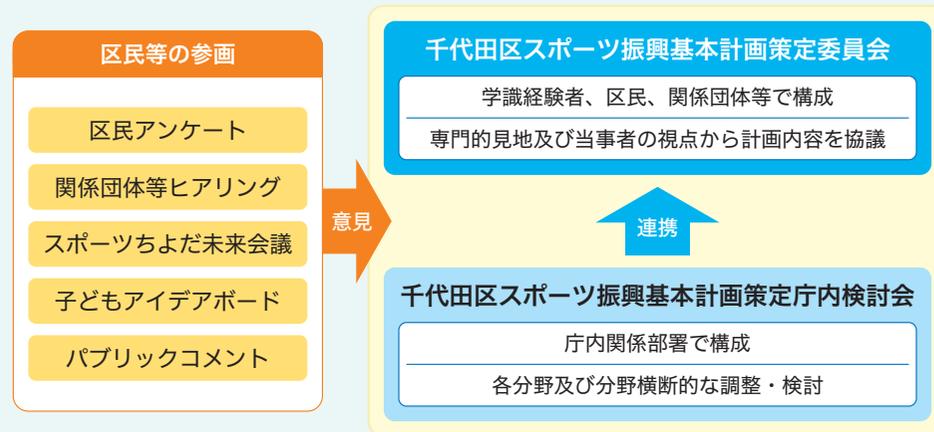
令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

計画名	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度
千代田区基本構想	第4次（令和5年度～おおむね20年）				
千代田区スポーツ振興基本計画	第3期（令和8～12年度）				
	進行管理			次期計画策定	

音声コード

## 計画の策定体制

区民および関係団体等の参画のもと、幅広い意見をうかがい、「千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会」（外部委員会）等における検討を踏まえて、本計画を策定しています。



スポーツちよだ未来会議



子どもアイデアボード



# スポーツ政策の基本理念

## スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ

### スポーツで輝き

本区の唯一無二の地域資源を生かし、年齢、性別、国籍、障害の有無、在住・在勤・在学といった枠を超えて、誰もが自分らしい関わり方でスポーツを楽しむ環境をつくる、“スポーツの力を通じて人生が輝き、地域に交流が広がるまち”を目指します。

### つながる人と未来

地域に根付くスポーツ活動を本区のスポーツ・レガシー※として大切にしながら、関係者や団体等と力を合わせて、人と人がつながり、伝統と未来が調和する、“持続可能なスポーツ文化の継承”を目指します。

### 希望の都心

多様な人々が集う『都心・千代田』という地域特性を最大限に生かし、スポーツの力によって人と人がつながり、ふれあいが広がることにより、一人ひとりの幸福度向上と地域の活力を高め、個人と社会のウェルビーイングの実現に寄与する、“スポーツによる希望に満ちたまちづくり”を目指します。

※スポーツ・レガシー：スポーツを通じて生まれる「次世代に残すべき遺産(レガシー)」のことをいいます。

### 区民の現状・意識

#### スポーツを行う成人の割合（週1回以上）

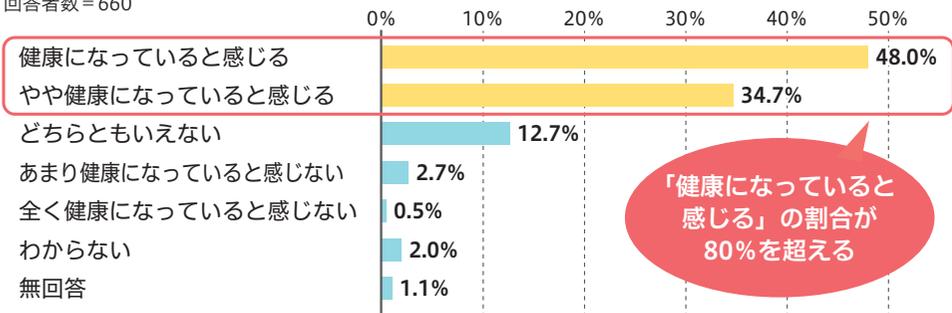
56.7%  
(R元)

68.4%  
(R6)

(千代田区民世論調査)

#### スポーツをすることで感じる効果

回答者数 = 660



(令和6年スポーツに関する区民アンケート)

#### 公共スポーツ施設運営や生涯スポーツ振興策への期待

- 1位 スポーツ教室・大会・イベントの充実
- 2位 子どもの居場所づくり・健全育成
- 3位 施設の利用手続き、料金支払い方法などの簡略化・効率化

(令和6年スポーツに関する区民アンケート)

音声コード

# 基本目標と成果目標

## 基本目標

目標	目指すこと
<b>基本目標 1</b> スポーツを知る (魅力を伝える)	パラスポーツやeスポーツ等のさまざまなスポーツを体験できる場を広げ、誰もがスポーツの魅力と楽しさに出会えるきっかけを増やします。
<b>基本目標 2</b> スポーツをみる (応援する)	年齢や国籍、障害の有無を問わず、誰もがスポーツをみる楽しさ、応援する楽しさと喜びを感じ、スポーツの感動を共有する環境をつくります。
<b>基本目標 3</b> スポーツをする	子どもから大人まで、誰もが自分に合った方法で体を動かし、忙しい生活の中でも無理なく楽しめるよう、スポーツの輪を広げます。
<b>基本目標 4</b> スポーツを支える	地域のスポーツ団体・クラブ、学校、企業等と力を合わせて、伝統ある地域活動を大切にしながら、誰もがスポーツを楽しく続けられる基盤をつくります。
<b>基本目標 5</b> スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	新しいスポーツセンターや公園等、誰もが気持ちよく体を動かせる場所を増やししながら、デジタルの力も生かして、安心してスポーツを楽しむための質の高い環境をつくります。

## 成果目標

5年後の姿	成果目標	基準	目標
スポーツの魅力が 伝わっている	スポーツを大切と感じる 区民の増加	<b>69.6%</b> (R6)	<b>75%</b> (R12)
スポーツを見たり、 応援したりする楽しみ方が 広がっている	スポーツを観戦する 区民の増加	<b>80.6%</b> (R6)	<b>85%</b> (R12)
スポーツの習慣化が 広がっている	スポーツ実施率の向上 (18歳以上)	<b>68.4%</b> (R6)	<b>70%</b> (R12)
スポーツを支える取組みが 広がっている (スポーツ活動の手伝い、 大会運営ボランティア等)	スポーツを支える活動を する区民の増加	<b>11.8%</b> (R6)	<b>15%</b> (R12)
区内に質の高い スポーツ環境が整っている	区内に質の高いスポーツ 環境が整っていると 感じる区民の増加	R8調査	<b>5%増</b> (R12)

音声コード

# スポーツ施策の推進

## 基本目標1 スポーツを知る（魅力を伝える）

施策	施策方針	取組名
1.1 スポーツの魅力・情報の発信	大会や講習会等のスポーツ情報を、誰にとってもわかりやすく、多様な媒体で発信し、より多くの人々がスポーツの魅力に気づき、参加の輪が広がるようにします。	① スポーツの大会、講習会等に関するガイドブックの発行 ② スポーツ・レクリエーション活動に関する情報紙の発行 ③ <b>拡充</b> 誰にでも届く情報発信手段の活用
1.2 誰もが参加できるスポーツの体験機会	パラスポーツ、eスポーツ、ニュースポーツ、マルチスポーツ等の多様なスポーツを気軽に体験する機会を増やし、より多くの人々が一緒に楽しめる、世代や属性を超えてつながるスポーツの魅力を感じられるようにします。	④ <b>拡充</b> パラスポーツ、eスポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供 ⑤ マルチスポーツの普及に向けた体験会への支援

## 基本目標2 スポーツをみる（応援する）

施策	施策方針	取組名
2.1 スポーツイベントの観戦機会の充実	世界大会や国内大会等のスポーツイベントを観戦する機会を提供し、区民が一流のプレーにふれることを通じて、スポーツをみる・応援する楽しさや、競技への関心を高めます。	⑥ <b>拡充</b> スポーツイベントの観戦機会の提供
2.2 高齢者や障害者の観戦を支援	高齢者や障害者が安心してスポーツイベントや競技を観戦できるよう専用観覧席設置等を行い、観戦体験を通じて“誰もが応援の楽しさや感動を共有できるスポーツ文化”を発信します。	⑦ <b>拡充</b> スポーツイベントでの専用観覧席の設置等の実施

音声コード

## 基本目標3 スポーツをする

施策	施策方針	取組名
3.1 子どもの運動量の十分な確保、スポーツを通じた人間形成	幼児から中高生までの成長段階に応じた遊び場の確保やスポーツ機会の充実を図り、スポーツを通じた心身の健やかな成長、思いやり、協調性等の豊かな人間性の育成に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑧ <b>拡充</b> 幼児・児童・生徒のための教室の実施</li> <li>⑨ 子どもの居場所づくりへの支援</li> <li>⑩ 児童センター・児童館でのスポーツ活動の実施</li> <li>⑪ 子どもの遊び場の確保</li> </ul>
3.2 すべての世代のスポーツ習慣の定着を支援	スポーツセンターや身近な学校でスポーツをする環境づくり、バウチャー制度の利用促進を通じて、年齢を問わず、働き盛り世代や女性、元気な高齢者など、誰もが仕事や家事、学業の合間にリフレッシュしたり、多忙な生活の中で無理なくスポーツを続けることを応援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑫ <b>拡充</b> スポーツ教室・週間プログラムの実施</li> <li>⑬ スポーツ開放の実施</li> <li>⑭ スポーツ施設の区民利用の促進</li> <li>⑮ 講座・講習会バウチャー制度の実施</li> </ul>
3.3 障害者のスポーツの推進	地域や関係団体等と協力しながら、スポーツ教室やレクリエーション活動の充実を図り、障害児・障害者・その家族がスポーツを通じて体を動かすことの楽しさにふれ、交流や社会参加にもつながる取組みを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑯ 日曜青年教室の実施</li> <li>⑰ レクリエーション機会の提供</li> <li>⑱ <b>新規</b> 障害児のためのスポーツ教室</li> </ul>
3.4 高齢者のスポーツの推進	高齢者一人ひとりに適した運動プログラムや生活機能低下防止の取組み等を実施し、高齢者が仲間とともに楽しく体を動かす機会の拡充を通じて、健康寿命の延伸に寄与します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑲ 高齢者のための運動プログラムの実施</li> <li>⑳ 生活機能低下防止事業の実施</li> <li>㉑ 高齢者活動センターでのスポーツ活動の実施</li> </ul>
3.5 地域のスポーツイベントの充実	区民体育大会や各種講習会の開催、スポーツ協会やコミュニティスクールが主催する多様なスポーツイベントの支援を通じて、気軽に参加でき、健康づくりと交流を広げるスポーツの気運を高めていきます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>㉒ <b>拡充</b> 幅広い区民が参加できるスポーツイベントの開催</li> <li>㉓ スポーツを気軽に楽しめる講習会の充実</li> <li>㉔ スポーツ大会を活用した地域の活性化</li> <li>㉕ コミュニティスクール主催のスポーツイベントへの支援</li> </ul>

音声コード

## 基本目標 4 スポーツを支える

施策	施策方針	取組名
4.1 地域のスポーツ団体への支援	スポーツ団体と少年少女スポーツ団体の主体的な活動を支援し、子どもから大人まで誰もが楽しく体を動かせるよう、団体と行政が力を合わせて地域スポーツの基盤強化に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>②6 <b>拡充</b> スポーツ団体への補助</li> <li>②7 少年少女スポーツ団体への支援</li> <li>②8 <b>新規</b> スポーツ団体との連携強化</li> </ul>
4.2 地域のスポーツクラブ、サークルへの支援	総合型地域スポーツクラブとコミュニティスクールの主体的な運営を支援し、子どもから大人までが身近な場所でスポーツを楽しみながら、健康と交流が生まれる地域づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>②9 総合型地域スポーツクラブへの支援</li> <li>③0 コミュニティスクール運営委員会への支援</li> </ul>
4.3 指導者・パラスポーツを支える人材の確保・育成	スポーツ推進委員等の指導者や支援者の計画的な確保・育成を図り、誰もが安心して楽しめる地域スポーツやパラスポーツの輪を広げる持続可能な人材基盤を構築します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>③1 スポーツ推進委員の育成・支援</li> <li>③2 健康づくり推進員の活動</li> <li>③3 スポーツ指導者人材バンク制度の運用</li> <li>③4 スポーツセンターの指導員の設置</li> <li>③5 区立中学校の部活動の推進</li> </ul>
4.4 地域のスポーツ・レガシーの継承	本区が発祥の地であるラジオ体操会をはじめ、地域に根付いたスポーツ活動・大会等の支援と、参加の輪を広げる取組みを通じて、参加者と担い手の裾野をさらに広げ、本区独自の誇れるスポーツ・レガシーを未来へつなげます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>③6 地域のスポーツ資源を生かした取組みの推進</li> <li>③7 <b>新規</b> 地域スポーツの記録、発信の取組み</li> </ul>



音声コード

## 基本目標 5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる

施策	施策方針	取組名
5.1 デジタル技術を活用したスポーツ・パラスポーツの推進	デジタル技術を活用して、誰もが参加できるスポーツ事業を推進し、スポーツを通じて「健康(健康寿命の延伸)」と「つながり(共生社会の形成)」を区全体に広げます。	③⑧ 拡充 デジタル技術の活用 ③⑨ 多世代参加型のeスポーツの体験イベントの開催
5.2 スポーツを身近でできる場・機会の確保	公園・広場や学校施設等の地域資源を活用して、スポーツを安全に楽しめる場を増やし、身近な場所で健康増進や世代を超えた交流が広がるようにします。	④⑩ 拡充 公園・広場におけるスポーツ機能の確保と地域資源の活用 ④① 区立施設の地域への開放
5.3 区立スポーツ施設の整備及び管理運営	本区のスポーツ拠点となる新スポーツセンターの整備、区立スポーツ施設の適切な管理運営に取組み、快適性・安全性・利便性が高く、誰もが利用したくなるスポーツ環境の充実を図ります。	④② 拡充 新スポーツセンターの整備 ④③ 区立スポーツ施設の管理運営
5.4 安全で公正なスポーツ環境の整備と意識啓発の推進	スポーツ活動の安全管理と公正性を確保する体制を強化し、倫理教育・相談支援等を通じて、誰もが安心して参加できる安全で健全なスポーツ環境を実現します。	④④ 新規 スポーツにおける熱中症対策等の推進 ④⑤ 新規 スポーツ・インテグリティ強化のための取組み

## 計画の推進

計画の進行管理は、PDCAサイクルに沿って施策及び事業の点検・評価を定期的に行い、成果目標に向けて施策の継続的な見直しを図ります。



音声コード

### 第3期 千代田区スポーツ振興基本計画 【概要版】

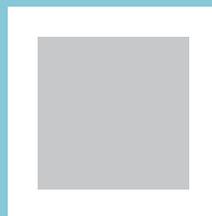
令和8年3月

発行・編集

千代田区地域振興部生涯学習・スポーツ課  
〒102-8688 千代田区九段南一丁目2番1号  
電話：03-3264-2111 (代表)

# 第3期 千代田区スポーツ振興基本計画

令和8年度～令和12年度



## 第3期スポーツ振興基本計画策定にあたって



近年、社会は大きな転換期を迎えています。気候変動や新たな感染症への対応、人口構造の変化、デジタル技術の急速な進展など、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。とりわけ新型コロナウイルス感染症の経験は、命の大切さや人と人とのつながりの尊さ、そして日常の中にある「当たり前」の価値を改めて気づかせてくれました。

このような時代において、スポーツは心身の健康の保持増進にとどまらず、人と人をつなぎ、地域に活力をもたらす、一人ひとりの生活の質(QOL)やウェルビーイングを高める重要な役割を担っています。競技としてのスポーツはもちろん、日常の中で体を動かすこと、仲間と楽しむこと、応援すること、支えることなど、スポーツの関わり方は多様であり、その価値はあらゆる世代や立場の人々に広がっています。

千代田区第4次基本構想(令和5年3月策定)において、スポーツ分野における人々の暮らしのめざすべき姿として「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっていきます。」を掲げています。本計画は、この理念に基づき、スポーツ分野における具体的な取組の方向性を示すものです。

本区では、これまで地域に根付いたスポーツ活動や、多様な主体による取組が積み重ねられてきました。今後は、こうした地域に息づくスポーツのレガシーを大切にしながら、年齢や性別、障害の有無、ライフスタイルに関わらず、誰もが自分らしい形でスポーツに親しみ、「しる」「みる」「する」「ささえる」といった多様な関わりを通じて、スポーツの楽しさや喜びを実感できる環境づくりを進めていきます。また、デジタル技術の活用や関係団体との連携を通じて、持続可能で質の高いスポーツ環境の整備に取り組んでまいります。

本計画の推進にあたっては、区民の皆さまをはじめ、スポーツ関係団体、事業者、学校、地域など、多くの方々との協働が不可欠です。スポーツを通じて人と人がつながり、地域が活性化し、千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々のウェルビーイングにつながるよう、区として着実に取り組んでまいります。

なお、本計画の策定にあたりまして、区民アンケートをはじめ、ワークショップの場、各種検討委員会等を通じて、幅広い世代の区民の皆さまや関係団体の方々にご協力・ご参加をいただきました。特に、子どもたちを含む多くの方々から寄せられた率直な意見は本計画を検討する上で大変貴重なものとなりました。

ここに改めて感謝申し上げるとともに、皆さまの思いを大切にしながら、本計画を着実に推進し、誰もがスポーツを通じて豊かさやつながりを実感できる千代田区の実現に向けて取り組んでまいります。

本計画へのご理解とご協力を、心よりお願い申し上げます。

令和8(2026)年3月

千代田区長 樋口 高顕

# 目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 本計画における「スポーツ」の考え方	4
3 計画の位置付け	6
(1)法律上の位置付け	6
(2)区政における位置付け	6
4 計画の期間	7
5 計画の策定体制	8
第2章 スポーツに関する現状と課題	11
1 スポーツを取り巻く動向	12
(1)社会の変化	12
(2)国の動向	13
(3)東京都の動向	13
2 本区の現状と課題	15
(1)本区の状況	15
(2)取組みの進捗と区民等の意向を踏まえた課題	22
第3章 計画の方向性	33
1 基本理念	34
2 基本目標	35
3 施策体系	36
4 成果目標	37
第4章 スポーツ施策の推進	39
基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)	40
基本目標2 スポーツをみる(応援する)	42
基本目標3 スポーツをする	44
基本目標4 スポーツを支える	49
基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	53

第5章 計画の推進.....	57
1 計画の推進体制.....	58
2 計画の進行管理.....	59
資料編.....	61
1 千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会.....	62
(1)設置要綱.....	62
(2)委員名簿.....	64
2 計画策定の経過.....	65
3 区内スポーツ関連施設一覧.....	66
(1)区内にあるスポーツに関する施設.....	66
(2)千代田区の公園・広場等.....	68
4 用語解説.....	69
5 区民アンケート.....	70
6 子どもアイデアボード.....	74

---

▶▶「パラスポーツ」の表記について

本計画書では、パラスポーツを障害者のスポーツという従来の捉え方ではなく、障害者と健常者という垣根がなく、誰もが一緒に楽しめる「スポーツの一形態」と捉えます。この考え方にに基づき、本計画では従来は「障害者スポーツ」と表記していたものをすべて「パラスポーツ」と表記しています。

▶▶「※」を付けている用語は、資料編に用語解説を掲載しています。（「※」は初出ページのみ）

---



# 第1章 計画の基本的な考え方



# 1 計画策定の趣旨

## ▶▶これまでの計画の経緯

千代田区(以下「本区」という。)では、平成20年3月にスポーツ振興に関する第1期計画となる「千代田区スポーツ振興基本計画」を策定しました。

平成25年6月に第1期計画の中間改定を行ったのち、令和3年10月には第2期計画を策定し、第1期計画及び第2期計画に基づき区全体のスポーツ振興を進めてきました。

## ▶▶スポーツを取り巻く環境

我が国では平均寿命とともに健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(健康寿命)も延びており、スポーツを通じた健康増進への期待はますます高まっています。

令和3年に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020オリパラ」という。)、令和7年には東京2025世界陸上競技選手権大会(以下「東京2025世界陸上」という。)が開催され、多くの人が観戦や応援をしたり、大会にボランティアで参加するなど、スポーツを「楽しむ」気運が高まっています。

一方、新型コロナウイルス感染症の流行拡大(以下「コロナ禍」という。)はスポーツにも大きな影響をもたらし、特に子どもの体力・運動能力がコロナ禍前に戻っていない状況です。また、地球規模での気候変動の影響による夏の気温上昇が全国的に顕著であり、屋内外の活動における熱中症対策の強化が求められています。

## ▶▶スポーツ行政の動向

国はスポーツ基本法(平成23年制定)に基づく第3期「スポーツ基本計画」(令和4年度～令和8年度)を進めています。

東京都は東京2020オリパラのレガシーを生かすために新たな「東京都スポーツ推進総合計画」(令和7年度～令和12年度)を策定しました。これらの計画ではスポーツが一人ひとりのウェルビーイング(次ページのコラム参照)につながることを視野に入れていきます。

## ▶▶新たな計画策定の目的

本区は、区の行政計画の最上位に位置付けられる理念である「千代田区第4次基本構想」(令和5年3月策定)において、スポーツ分野における人々の暮らしのめざすべき姿として「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっています。」を掲げています。

このめざすべき姿の実現に向けたスポーツ分野の個別計画として、第2期計画の期間満了を受けた「第3期千代田区スポーツ振興基本計画」(以下「本計画」という。)を新たに策定します。

本計画はこれまでの取組みの進捗を踏まえ、スポーツを取り巻く環境の変化や新たな課題に対応するスポーツ施策の方針を示すものです。

本計画の推進にあたっては、区民、関係団体、事業者等、スポーツの実施主体となる多くの個人・団体と連携・協働を図り、区全体のスポーツ振興を着実に進めることを目指します。

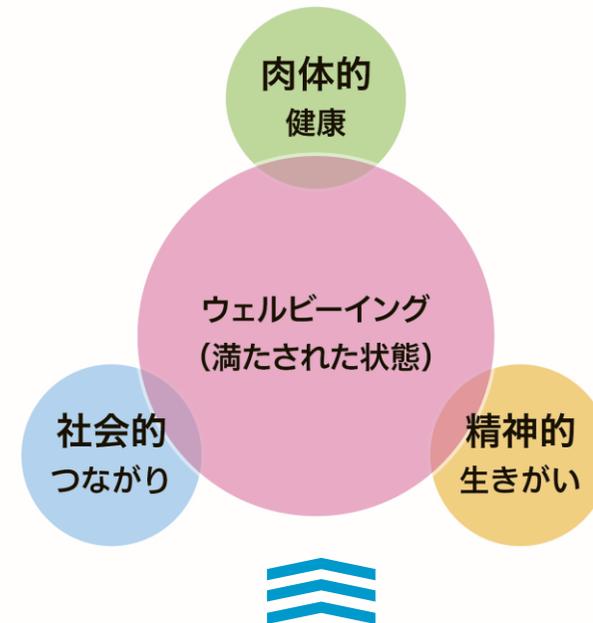
コラム

ウェルビーイング



- 世界保健機関(WHO)憲章の「健康の定義」において「病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態(Well-being)にあること」(日本 WHO 協会訳)として使われた概念です。(右図:イメージ)
- 国の第3期「スポーツ基本計画」(令和4年3月策定)ではスポーツの捉え方について、『「する」「みる」「ささえる」を通じて、スポーツに「自発的」に参画し、「楽しさ」や「喜び」を得ることは、人々の生活や心をより豊かにする「Well-being(ウェルビーイング)」の考え方にもつながるものである。』としています。
- 「千代田区第4次基本構想」(令和5年3月策定)は、千代田区に住み、働き、学び、集うすべての人々が活躍し、住み続けられるまちを目指し、区民一人ひとりのWell-being(ウェルビーイング)につなげることを目指しています。

▼Well-being(ウェルビーイング)イメージ図



基本計画で取り扱う「スポーツ」

スポーツは、「する」「みる」「ささえる」という様々な形での「**自発的な**」参画を通して、人々が感じる「**楽しさ**」や「**喜び**」に本質を持つもの(「Well-being」の考え方にもつながる)

基本



する



みる



ささえる

スポーツを通じて、他の分野にも貢献し、優れた効果を波及したり、様々な社会課題を解決したりすることができるという**社会活性化等に寄与する**



地域社会の再生



健康長寿社会の実現



国民経済の発展



国際相互理解の促進

など

出典:国の第3期「スポーツ基本計画」/スポーツの捉え方

## 2 本計画における「スポーツ」の考え方

本計画におけるスポーツの定義は下記のとおりです。この定義は東京都スポーツ推進総合計画と概ね同様です。

### ▼スポーツの定義

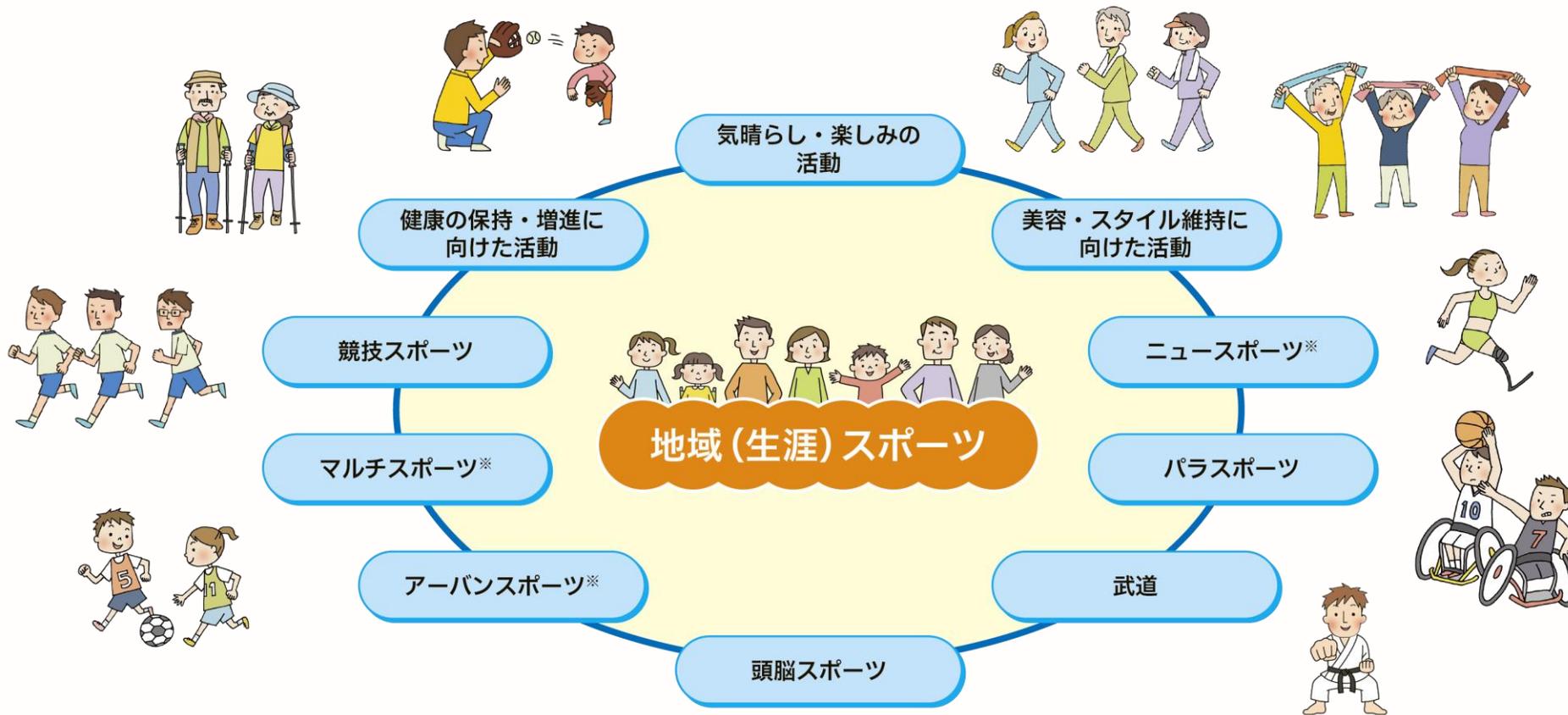
スポーツ基本法(平成23年6月制定)
心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために、個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動
東京都スポーツ推進総合計画(令和7年3月策定)
ルールに基づいて勝敗や記録を競う活動だけでなく、余暇や仕事の時間を問わず健康を目的とする身体活動や、遊びや楽しみを目的とした身体活動(相応のエネルギー消費を伴うもの)まで、幅広く捉えていく
<b>第3期千代田区スポーツ振興基本計画</b>
ルールに基づいて勝敗や記録を競うものから、健康を目的に行われる運動、更には遊びや楽しみを目的とした身体活動、日常生活の中の身体を動かす行為まで、そのすべてを幅広く含むもの
(第2期計画から継続する定義)

### ▼(参考)都が示しているスポーツの範囲



出典:東京都スポーツ推進総合計画(令和7年3月策定)

▼本計画におけるスポーツの分類例



コラム

本区で取組むeスポーツ



- eスポーツは、「エレクトロニック・スポーツ」の略で、電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指します。
- 本区では、eスポーツが持つ年齢、性別、障害の有無、場所等の制約を超えて誰もが一緒に参加できる「共生社会実現のためのスポーツ」と捉え、人々の交流促進や心身の健康増進を目的とした事業にeスポーツを取り入れていきます。

### 3 計画の位置付け

#### (1) 法律上の位置付け

本計画は、スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第10条に基づき「地方スポーツ推進計画」です。

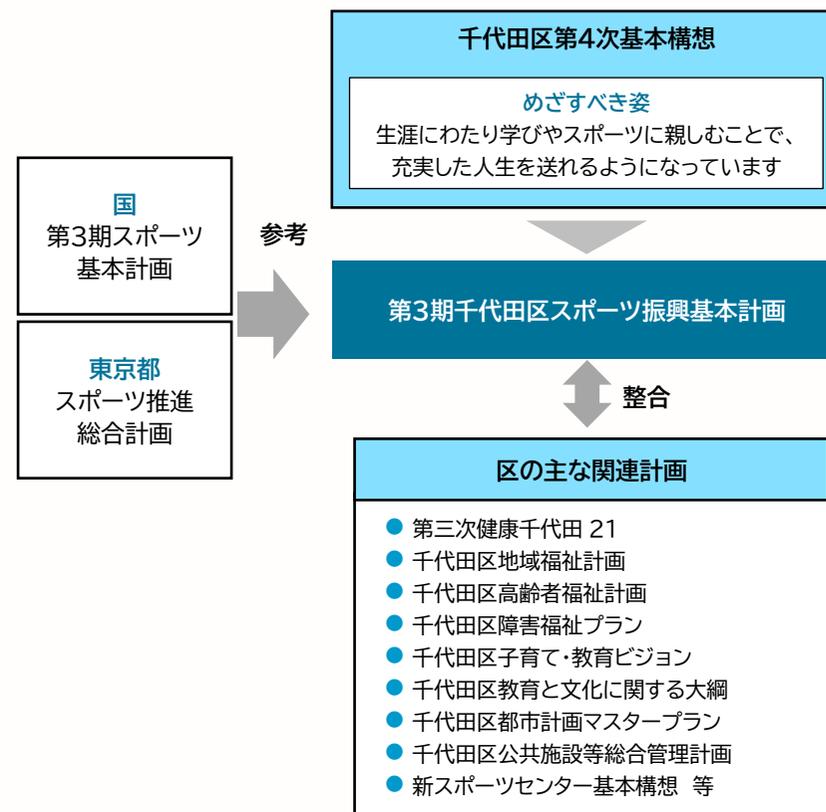
スポーツ基本法  
(地方スポーツ推進計画)  
第十条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務(学校における体育に関する事務を除く。)を管理し、及び執行することとされた地方公共団体(以下「特定地方公共団体」という。))にあっては、その長は、単独で又は共同して、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画(以下「地方スポーツ推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

#### (2) 区政における位置付け

本計画は、「千代田区第4次基本構想」(令和5年3月策定)で掲げるスポーツ振興の理念を実現するための分野別計画であり、スポーツ行政の基本指針となります。

本計画の策定にあたっては、国の「第3期スポーツ基本計画」と東京都の「スポーツ推進総合計画」を参考にしています。

また、教育委員会や保健福祉部、環境まちづくり部、政策経営部等の関連計画と整合を図っています。



## 4 計画の期間

計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

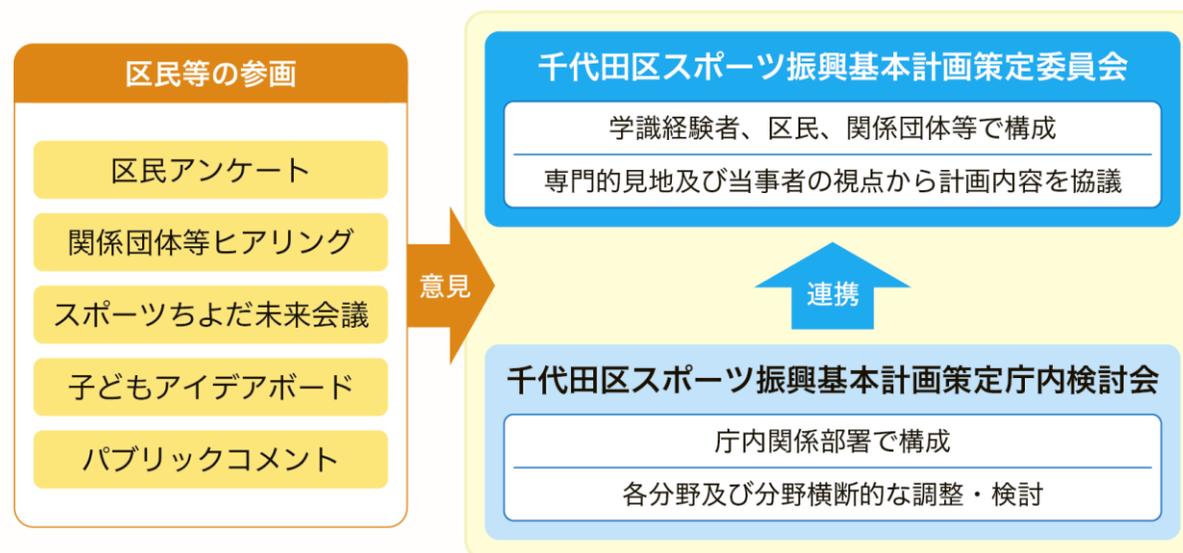
計画名	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度	令和10年度 2028年度	令和11年度 2029年度	令和12年度 2030年度
千代田区基本構想	第4次（令和5年度～おおむね20年）				
千代田区スポーツ 振興基本計画	第3期（令和8～12年度）				

進行管理

次期計画策定

## 5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、区民並びに関係団体等の参画により本区のスポーツ振興への幅広い意見をうかがいました。これらの意見と専門的見地及び当事者の視点を踏まえて、学識経験者、区民、関係団体等で構成する「千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会」(外部委員会)並びに庁内関係部署で構成する「千代田区スポーツ振興基本計画策定庁内検討会」においてスポーツ振興のあり方を協議して計画をとりまとめています。



### ▼区民等の参画「実施概要」

	区民アンケート	関係団体等ヒアリング	スポーツちよだ未来会議	子どもアイデアボード	パブリックコメント
対象	18歳以上の区民 2,000人(無作為抽出)	区内で活動するスポーツ団体 53団体等	公募(在住・在勤・在学)	区民体育大会に訪れた子ども	公募
回答・参加	842人(有効回答率42.1%)	37件(回答率69.8%)	8名	298件	意見者数4人 意見数4件
実施期間	令和6年12月2日 ～12月25日	令和7年1月～3月	令和7年8月1日	令和7年10月5日	令和8年1月5日 ～1月19日

▶ 会議の経過、区民等の意見及び調査結果は区ホームページで閲覧できます。

URL:<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/sports/kekaku>



## ▶ スポーツちよだ未来会議

本計画を見直すにあたり、区内在住・在勤・在学者の皆さまから、区のスポーツ施策推進の課題や期待する取組み等へのご意見を直接おうかがいするワークショップを開催しました。当日はお住まいの地域、年齢、性別、職業等が異なる方々が一堂に会し、熱心な意見交換が行われました。

### ①千代田区のスポーツを楽しむ環境としての「強み」と「弱み」を考えよう

スポーツを「する・みる・ささえる」ための区的环境について、「いいと思うところ(強み)」と「課題だと思うところ(弱み)」をふせんに書き出してくださいました。



### ②誰もがスポーツを楽しめる千代田区になるために必要なことは？

千代田区の「強み」と「弱み」を踏まえながら、「どんなことが必要か」「どんなことができるようになるといいか」について、班の皆さんで話し合い、まとめていただきました。



### ③意見発表・共有

最後に、テーブル毎にどのような課題や意見が出たかを発表していただきました。



主なご意見を「第4章 スポーツ施策の推進」  
に掲載しています。

## ▶ 子どもアイデアボード

令和7年 10月5日(日)に開催した千代田区民体育大会(外濠公園総合グラウンド)の会場内に特設ブースを設置しました。主に未就学児～小学生の子どもたちから、スポーツや運動に関する簡単なアンケートに回答いただくとともに、アイデアボードにたくさんの意見を頂きました。

### ▼アンケート結果(上位項目)

#### ▶ スポーツや運動をしたり、外で遊ぶことは好き？

好き(すき・少しすき) 96.0%  
 嫌い(少し嫌い・嫌い) 2.3%

#### ▶ すきな理由は？(複数回答)

からだを動かすと気持ちいい 53.1%  
 友だちと遊べる 49.3%  
 できるようになるとうれしい 35.7%  
 等

#### ▶ 嫌いな理由は？(複数回答)

つかれる・うまくできない 57.1%  
 等



### ▼アイデアボード

「やってみたいスポーツ」「こんな遊びがあったらいいな」をテーマに、子どもたちの自由なアイデアをふせんに書いて貼っていただきました。



#### ▶ 多かった意見(上位3つ)

##### 多かった意見(上位3つ)

##### 【未就学】

- ・サッカー
- ・水泳やスイミング
- ・ダンス

##### 【小学校低学年】

- ・水泳やスイミング
- ・バスケットボール
- ・サッカー

##### 【小学校高学年】

- ・ダンス
- ・バスケットボール
- ・バレーボール

##### 【中学生以上】

- ・ダンス
- ・ボルダリング
- ・テニス

##### こんな意見もありました！

- ・かけっこやリレー
- ・ボール遊び
- ・トランポリン
- ・ポッチャ
- ・ドッジボール
- ・ろくむし
- ・性別・体力を問わないスポーツ
- ・みんなが楽しくあそべるあそび！

子どもたちの意見は「第4章 スポーツ施策の推進」と「資料編」に掲載しています。

## 第2章 スポーツに関する現状と課題



# 1 スポーツを取り巻く動向

## (1)社会の変化

### ▶▶人口構成の変化、平均寿命・健康寿命の延伸

日本人の平均寿命は男女ともに延び、我が国は世界有数の長寿国となっています。また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(健康寿命)も延びています。

### ▶▶スポーツの実施状況

国民のスポーツ実施率(週1回以上スポーツを実施する人の割合)が50%台で推移する中、全国的に子どもの体力・運動能力はコロナ禍以前の水準に戻っていない状況であり、部活動参加者数も減少の一途をたどっています。

東京都では成人全体のスポーツ実施率は全国を上回っているものの、若い世代や女性の実施率は低い傾向です。

### ▶▶子どもの体力・運動能力

新型コロナウイルス感染症の流行は社会生活に大きな影響をもたらしました。特に全国的に子どもの体力低下がみられ、コロナ禍収束後も子どもの体力・運動能力がコロナ禍以前の水準に戻っていない状況です。

### ▶▶スポーツの広がり

東京2020オリパラを契機にパラスポーツ、アーバンスポーツ、スポーツボランティア<sup>※</sup>といった“自分らしいスポーツの楽しみ方”が広がっています。全国ではマルチスポーツの取組みも始まっています。

東京では令和7年9月に東京2025世界陸上、11月には第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025(以下「東京2025デフリンピック」という。)が相次いで開催され、スポーツの気運が一段と高まりました。

### ▶▶デジタル技術の進歩

近年はデジタル技術を用いたAR<sup>※</sup>やVR<sup>※</sup>による新しい観戦スタイルが増えてきました。また、デジタル技術の進化がeスポーツの進化に密接に結びつき、さまざまな領域にeスポーツが活用されることも予想されます。

### ▶▶気候の変化

地球規模での気候変動の影響で東京の夏の平均気温は上昇傾向です。最高気温が35℃以上の「猛暑日」も年々増加しており、屋外での運動や長時間の外出を控える熱中症警戒アラート発表日数が令和6年は年間30日を超えています。また、グラウンドでの落雷による死亡事故も発生しており、気候変動に伴う災害への対策が一層求められています。

## (2)国の動向

平成23年6月制定のスポーツ基本法では、スポーツが青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造、我が国の国際的地位向上等、国民生活において多面にわたる役割を担うことが明らかにされました。

スポーツ基本法の規定に基づき、国はスポーツに関する施策の指針として平成24年3月に第1期「スポーツ基本計画」を策定し、スポーツを「する」「みる」「ささえる」というさまざまな形での「自発的な」参画を通して、人々が感じる「楽しさ」や「喜び」に本質を持つもの(ウェルビーイングにつながる)という考えを示しました。

その後の年次改定を経て令和4年3月策定の第3期「スポーツ基本計画」では、国民がスポーツを「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指して3つの新たな視点を示しました。この視点に沿ってすべての人が自発的にスポーツを通じて自己実現を図り、「**スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す**」としています。

令和7年6月公布の改正スポーツ基本法では、スポーツを通じて多様な国民一人ひとりの生きがい及び幸福の実現(ウェルビーイングの実現)を図るための改正が行われました。

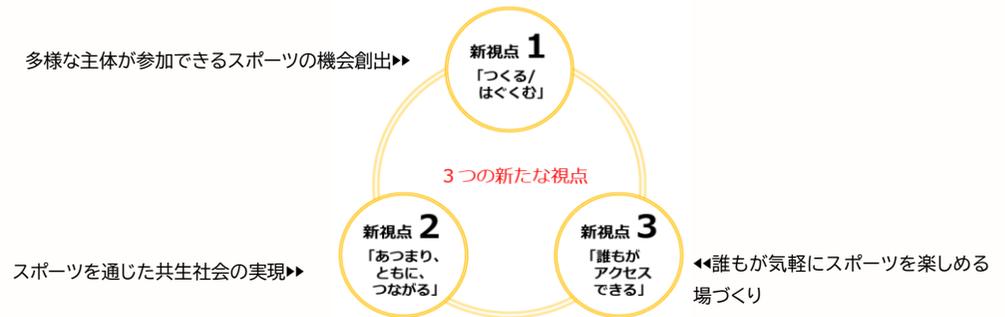
(主な追加項目)

- 障害の有無、年齢、性別、人種等に関係なく、誰もがスポーツに親しめる環境整備
- 多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保(スポーツホスピタリティ)
- 情報通信技術を活用したスポーツの機会の充実(eスポーツ)
- スポーツ現場での暴力・ハラスメント防止

### ▼第3期「スポーツ基本計画」の概要

スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

「スポーツそのものが有する価値」と「スポーツが社会活性化等に寄与する価値」更なる向上



### 12の施策

- ①多様な主体におけるスポーツの機会創出
- ②スポーツ界におけるDXの推進
- ③国際競技力の向上
- ④スポーツの国際交流・協力
- ⑤スポーツによる健康増進
- ⑥スポーツの成長産業化
- ⑦スポーツによる地方創生、まちづくり
- ⑧スポーツを通じた共生社会の実現
- ⑨スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化
- ⑩スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材
- ⑪スポーツを実施する者の安全・安心の確保
- ⑫スポーツ・インテグリティの確保

### 主な目標設定

- 成人の週1回以上のスポーツ実施率 70%(障害者 40%)
- 成人の年1回以上のスポーツ実施率を100%に近づける(障害者は70%程度を目指す)
- 子供の体力の向上(新体力テストの総合評価C以上の児童 68%⇒80%、生徒 75%⇒85%)
- スポーツ団体における女性理事の割合 40%

### (3)東京都の動向

東京都は、「東京都スポーツ推進計画」(平成 24 年3月策定)と「東京都障害者スポーツ振興計画」(平成 25 年3月策定)を統合した「東京都スポーツ推進総合計画」を平成 30 年3月に策定しました。そして、令和3年に1年遅れて開催された東京 2020 オリパラのレガシー(遺産)の継承やスポーツを取り巻く環境の変化を踏まえ、令和7年3月にスポーツ政策の新たな方向性を示す「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました(計画期間は令和7~12 年度の6年間)。

この計画では、スポーツを実施することだけではなく、スポーツの質にも目を向け、スポーツがもたらす楽しさや喜びという「内在的な価値」と、健康や共生社会の実現等に寄与する「外在的な価値」を通じて一人ひとりのウェルビーイングを高めていくことを掲げています。

#### ▼「東京都スポーツ推進総合計画」(令和7年3月)の概要

基本理念 誰もがスポーツを楽しむ東京を実現し、一人ひとりのウェルビーイングを高め、社会を変革する

東京 2020 大会のレガシーをスポーツ振興や都市発展につなげていく

深刻化する社会課題への対応や、技術の進展を踏まえ政策を強化する

- 子供の運動離れ ●全ての人が分け隔てなくスポーツを楽しめる社会の実現
- スポーツを支える担い手の確保 ●安全・安心な環境整備 ●デジタル技術等の活用

4つの政策の柱	施策	主な達成指標
政策の柱1 スポーツで輝く	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツに触れる「はじめの一歩」を後押し</li> <li>● ライフステージに応じたスポーツを推進</li> <li>● 東京にゆかりのあるアスリートが躍動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツをすることを「好き」「やや好き」と感じる中学2年生の割合</li> </ul>
政策の柱2 スポーツでつながる	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パラスポーツを楽しむ・パラスポーツで輝く</li> <li>● バリアフリー化やユニバーサルコミュニケーション技術の社会実装を促進</li> <li>● 多様な人々がスポーツでつながる、スポーツとつながる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パラスポーツに関心がある都民(18 歳以上)の割合</li> </ul>
政策の柱3 スポーツでにぎわう	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 都内各地でスポーツイベントを開催し、都市に活力をプラス</li> <li>● 住み慣れた地域でのスポーツをサポート</li> <li>● スポーツの魅力を発信し、スポーツを通じて感動を味わう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1年間にスポーツイベント、大会に参加したことがある都民(18 歳以上)の割合</li> </ul>
政策の柱4 スポーツを支える	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 様々な価値を創出するスポーツ環境の整備・運営や、環境に配慮した施設・大会運営</li> <li>● 多様な主体と連携し、スポーツに関わる人材の裾野を広げる・磨く</li> <li>● 安全・安心なスポーツ、信頼されるスポーツ大会の実現</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツ指導者数</li> </ul>

## 2 本区の現状と課題

### (1) 本区の状況

#### ① 地域特性

本区は東京 23 区の中心に位置し、面積の約 12% を占める皇居を中心に主に3つの個性的なエリアが広がっています。内濠・外濠に囲まれ、落ち着き・文化を感じられる「麹町・番町・富士見エリア」、江戸・下町の文化や個性ある界隈の味わいのある「秋葉原・神田・神保町エリア」、首都東京を牽引し進化を続ける「都心中枢エリア」です。エリア毎に異なる特性を持つのが本区の特徴といえます。

また、人気の高い「皇居ラン」、季節を感じる千鳥ヶ淵緑道をはじめ、競技場とテニスコートを備える「外濠公園総合グラウンド」(五番町先)、日本野球及びラジオ体操会の発祥の地(佐久間公園)、民間のフィットネスジムやランニングステーション、学校施設の一般開放等、運動したり、レクリエーションに適した場所も多くあります。最近では秋葉原が e スポーツの中心地として注目を集めています。



コ ラ ム

#### 外濠公園総合グラウンドの歴史

- 江戸城外堀である市ヶ谷濠の一部は、関東大震災後の震災瓦礫の処理などのために埋め立てられました。
- 昭和 36 年(1961 年)に、区営九段グラウンド(現:北の丸公園)が国に返還されることから、千代田区では、この埋め立てられた市ヶ谷濠に、東京都から管理委任を受け、グラウンドの整備を行い、昭和 38 年(1963 年)にグラウンドが完成しました。
- 現在では、軟式野球やサッカーなどに利用できる競技場 1 面と、テニスコート 2 面が整備されており、貴重な区内にある屋外スポーツ施設として利用されています。

## ②人口の推移、将来推計

- 本区の人口と世帯数は減少傾向が続きましたが、集合住宅の建設等に伴い平成 13 年頃より増加に転じて以降、今日まで増加傾向が持続しています。



出典：各年1月1日現在。千代田区史、住民基本台帳統計資料(平成 25 年より外国人住民を含む)

- 本区の日本人の将来人口は、令和 37(2055)年頃まで増加傾向の見通しです。
- 年齢区分で見ると、年少人口(0～14 歳)と生産年齢人口(15～64 歳)は令和 27(2045)年頃までは増加しますが、その後は減少に転じる見通しです。一方、老年人口(65 歳以上)は増加傾向が続く見通しです。



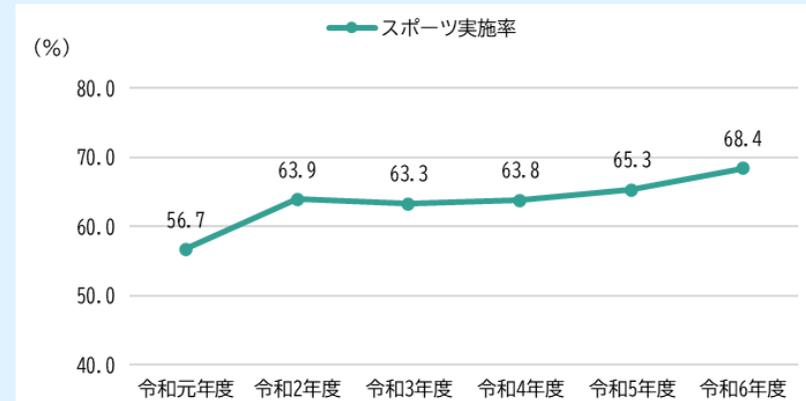
出典：千代田区 人口動向と人口推計(令和5年度)



▶ 本区の向こう 20 年は子どもから青少年、働き盛り世代、高齢者まですべての世代で人口が増加します。その中でも高齢化は進み、世代構成が徐々に変化していく社会においては、健康増進はもとより、心身の健全な発達、他者の尊重や規律を尊ぶ態度、社会とのつながり(絆)等、誰もが健やかに生きるために不可欠な力を高める上でスポーツが果たす役割がますます大きくなっていきます。

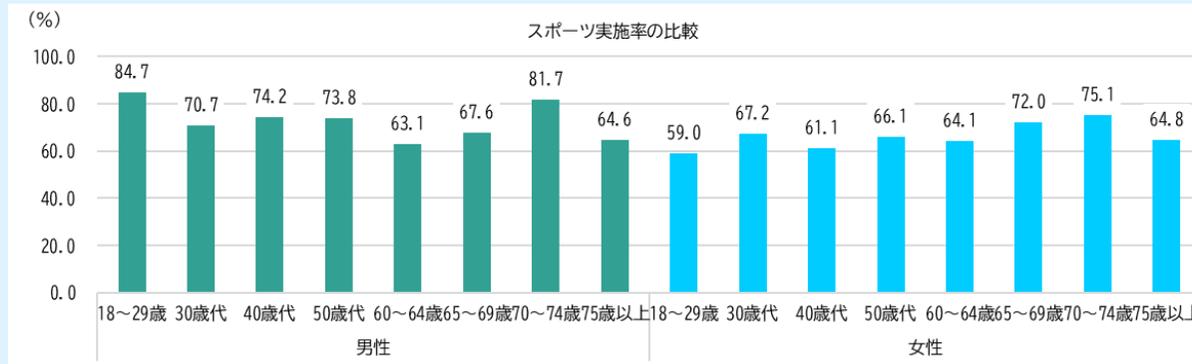
### ③区民のスポーツの実施状況

- 区民のスポーツ実施率(週1回以上運動・スポーツを行う成人)は増加傾向にあります。
- 令和6年度は 68.4%で、令和元年度から 11.7ポイント増加しました。



出典:千代田区民世論調査

- 性別・年齢別のスポーツ実施率(同上)をみても概ね 60%を超えて高くなっています。
- 実施率がほかの年齢に比べて若干低いのは、男性は 60~64 歳、女性は 18~29 歳と 40 歳代です。



出典:千代田区民世論調査

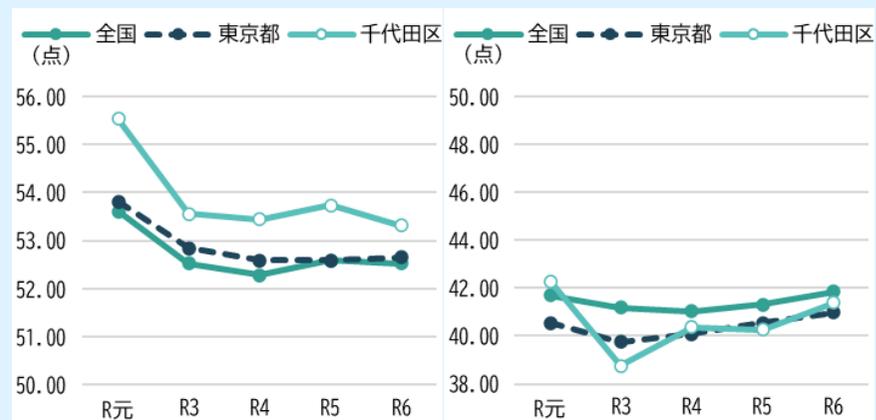


▶▶ 区民のスポーツ実施率は全体では増加傾向にあります。その中で仕事、結婚、子育て等のライフステージが変化する時期にスポーツ活動が停滞する状況もうかがえます。今後はライフステージの変化あるいは障害の有無等に関わらずスポーツに親しみ、生きがいづくりや心身の健康等につなげることが期待されます。また、そのためにも夏の暑さ対策、ケガ・事故の防止等、スポーツを安全に楽しめる環境づくりがこれまで以上に重要になります。

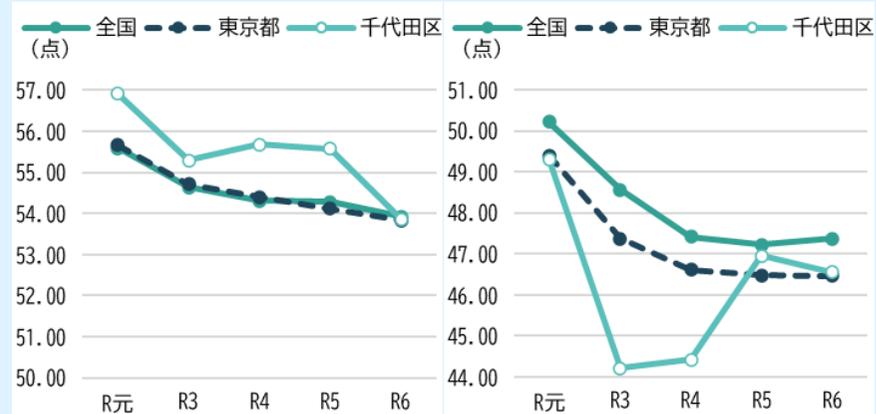
#### ④子どもの体力の状況

- 本区の男子の体力合計点(平均点)の推移をみると、小学5年では令和3～4年にコロナ禍で外出や運動が制限されたことも影響して大きく低下しました。令和5年以降もコロナ禍前である令和元年度の状態に戻っていません。
  - 中学2年では令和3年に大きく低下し、全国や東京都を下回りました。その後は徐々に回復基調にあります。
  - 本区の男子は小学5年が全国と東京都を上回る一方、中学2年は東京都と同程度となっています。
- 
- 本区の子女の体力合計点(平均点)の推移をみると、小学5年では令和3年にコロナ禍も影響して一旦低下し、令和4～5年に上昇しましたが、令和6年は再び低下しています。
  - 中学2年では令和3年に大きく低下しましたが、令和5年以降は上昇し、東京都と同程度まで戻っています。
  - 本区の子女も小学5年は令和5年まで全国と東京都を上回っていましたが、令和6年は中学2年と同様に東京都と同程度となっています。

男子の体力合計点(平均点)(左図:小学5年、右図:中学2年)



女子の体力合計点(平均点)(左図:小学5年、右図:中学2年)



\*R2はコロナ禍で調査中止 出典:「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」実技調査



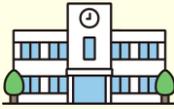
▶ 本区の児童生徒の体力の変化をみると、男女とも小学生は全国や東京都を上回る年度があるものの低下傾向がみられます。中学生では全国や東京都と同程度かそれ以下になる年度もあります。思春期は進学や友人関係等が大きく変わる時期ですが、生きていく上で体力は大切な基盤であることから、児童生徒が家庭・地域・学校それぞれで運動や体力向上に継続的に取り組める環境が求められています。

## ⑤スポーツ施設状況

### ▼スポーツ施設等

<p>区立スポーツセンター</p>  <p>トレーニング室</p>  <p>プール</p>	<p>花小金井運動施設</p>  <p>運動場</p>	<p>江戸川河川敷少年サッカー場 (賃貸借)</p>  <p>少年サッカー場</p>	<p>外濠公園総合グラウンド</p>  <p>競技場</p>  <p>テニスコート</p>	<p>夢の島東少年野球場</p>  <p>少年軟式野球場</p>
---	--	--	---	---

### ▼学校施設等

<p>コミュニティスクール※</p> 	<p>体育館・校庭開放</p>  	<p>スポーツ開放</p>  	<p>九段生涯学習館 (レクリエーションホール)</p>  <p>エントランス</p>  <p>レクリエーションホール</p>	<p>いきいきプラザ一番町</p>  
---	---	---	--	--



▶ 行政の役割として、区民、在勤・在学の人たちが安全に安心してスポーツを楽しみ、交流もできるよう、施設・設備の計画的な改修・更新、交流に向けた取組み、持続可能な運営管理体制の構築、スポーツもできる身近な場の確保等を進めていく必要があります。

## ⑥主なスポーツ団体・スポーツ関係者

### ▶ 一般社団法人千代田区スポーツ協会（体育協会から令和7年7月に改称し、法人化）

- 千代田区スポーツ協会はアマチュアスポーツ団体や競技団体を統括する団体としてスポーツ振興を目的に活動しています。
- 各加盟団体には多くのクラブ・サークル・同好会等が登録されており、区内の在住者や在勤者がスポーツに親しんでいます。
- 加盟団体 26 団体(令和7年3月現在)。

### ▶ スポーツ推進委員

- スポーツ推進委員は、誰もがスポーツが楽しめるよう、団体への活動支援やスポーツ大会の企画・運営、ニュースポーツ(ドッジビー、ポッチャ、モルック)等の普及活動を行っています。
- 推進委員 27 名(令和7年3月現在)(定員 30 名)。

### ▶ 総合型地域スポーツクラブ

- 総合型地域スポーツクラブは地域住民が主体となって運営する、多種目、多世代、多志向のスポーツクラブです。
- 平成 24 年5月に設立された「富士見スポーツ・文化クラブ」がスポーツに親しむ地域の拠点となっています。
- 個人会員 300 名(令和7年3月現在)。

### ▶ スポーツ指導者人材バンク

- スポーツ指導を行いたい人と指導を受けたい人を結びつけるためのスポーツ指導人材の登録制度です。
- 20 歳以上、区内在住・在勤・在学で、スポーツ指導に優れた知識・技能・熱意等を有する方が登録できます。
- 登録者 84 名(令和7年3月現在)。



▶▶ スポーツ関係者・団体は本区のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきました。例えば、地域スポーツ団体等が長年行っているラジオ体操会は、その地域のいわば「伝統」にもなっています。各地域の貴重な「伝統」やさまざまな資源を未来に継承するためにもスポーツ団体の担い手と参加者の増加に向けた取組みを団体と行政が連携して進めることが重要です。また、誰もが自分自身に合う楽しみ方を見つけたり、広げたりできるよう、関係者や団体同士の連携や指導の質を高める取組みも求められます。



▶▶ 区主催事業

本区では、区民相互の交流と地域連携の活性化を目的として、「区民スポーツ大会」(主管:千代田区スポーツ推進委員協議会)を開催しています。現在は、ソフトボール、ファミリーバレーボール、ニュースポーツなど、6種目で実施しています。

また、姉妹提携を結んでいる群馬県嬬恋村及び秋田県五城目町との間で、少年野球によるスポーツ交流を行っているほか、納涼民謡の集いや民謡大会なども、主管団体と連携して開催しています。

さらに、パラスポーツの推進に向けて、Let's play! パラスポーツ・eスポーツちよだ、日曜青年教室でのレクリエーション、ほりばた塾でのボッチャ講習会など、多様な体験機会の提供にも取り組んでいます。

▶▶ スポーツ協会主催事業

千代田区スポーツ協会では加盟する 26 の競技団体が、区民等の競技力の向上とスポーツ意欲の醸成を図るとともに、団体間の交流・育成を目的として、各種競技大会を開催しています。

また、スポーツをこれから始めたい方や、スポーツ団体の指導者を対象に、基本的な知識や技能の習得を目的とした各種講習会も実施しています。



▶▶ 千代田区民体育大会実施委員会、コミュニティスクール企画運営委員会主催イベント

千代田区民体育大会は、区民体育の振興、福祉の増進、区民相互の交流を目的として、昭和38年に第1回大会が開催されました。これは、外濠公園総合グラウンドの完成を記念して行われたもので、以降は同グラウンドでの開催が定着し、長年にわたり区民に親しまれています。

大会の計画・運営は、各連合町会をはじめ、地域のスポーツ団体や関係者、障害者団体などが参画する実施委員会が担っており、幅広い区民が誰でも楽しめる大会となるよう、さまざまな意見を反映しながら進められています。



このほか、神田さくら館コミュニティスクール企画運営委員会が主催する、「夏休み! 親子プールまつり」や「コミュニティスクール交流祭」が開催されており、地域のつながりを深めるスポーツ・交流イベントとして定着しています。

▶▶ 総合型地域スポーツクラブとマルチスポーツ

本区では、平成21年度に学識経験者や区民による検討委員会を設置し、富士見地域を核とした、総合型地域スポーツクラブの設立に向けた取組みを開始しました。平成22年度に周知イベントを開催し、地域住民主体の準備委員会による検討を経て、平成24年に「富士見スポーツ・文化クラブ」が誕生しました。

同クラブは、富士見みらい館を拠点に活動しており、会員数は300名(令和7年3月31日現在)に達しています。ひとつのクラブで複数の種目の活動を提供することで、自分に合ったスポーツを並行して楽しむこと(マルチスポーツ)ができるため、年齢や経験を問わず、興味や体力に応じて柔軟に参加できることが大きな魅力です。



▶▶ 最新イベントは、「千代田区スポーツ事業予定表」(URL:<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/bunka/sports/jigyo-yote.html>)をご参照ください。

## (2) 取組みの進捗と区民等の意向を踏まえた課題

第2期計画の基本目標毎に主な取組み・成果(令和6年度時点)と区民・関係団体等の意見を掲載しました。これらを参考に本計画の課題をまとめます。

### ① 運動習慣の定着

【第2期計画の主な取組み・成果】 \*基本目標1:家で・ゆるく「楽々スポーツ」を推進し身体を動かす習慣を区民に定着させます

- 令和3・4年度がコロナ禍の時期と重なったため、多くの事業が中止や縮小を余儀なくされましたが、令和5年度以降はコロナ禍以前の水準に概ね回復しています。
- 誰もが気軽にスポーツをすることができる種目として、パラスポーツであるボッチャをニュースポーツ講習会の種目に採用し、令和5・6年度は講習会及び大会を開催しています。
- 区有施設や区内の公園等で子どもが自由に遊べる「子どもの遊び場事業」を実施しています。
- スポーツセンターで子どもや親子対象のスポーツ教室やプログラムを実施しています。
- スポーツを行う成人の割合(週1回以上)は令和元年度の実績から上昇傾向にあります(千代田区民世論調査)。



週1回以上、スポーツを行う成人の割合	R元基準	R7目標	R2実績	R3実績	R4実績	R5実績	R6実績
	56.7%	70.0%以上	63.9%	63.3%	63.8%	65.3%	68.4%

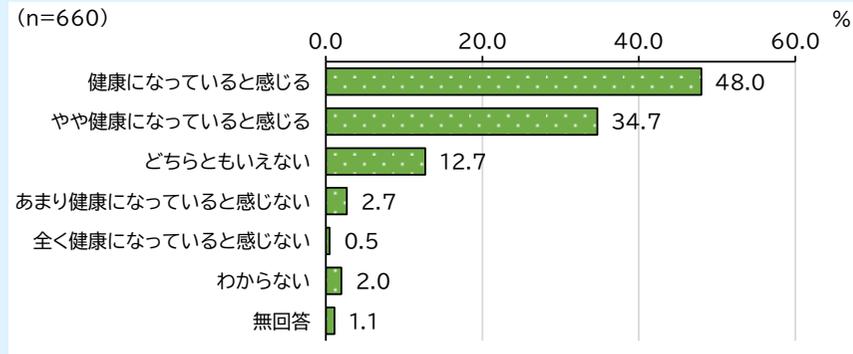
### 【区民アンケート】

- スポーツを行う目的に「健康・体力づくり」「運動不足の解消」「楽しみ・ストレス解消」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問7-2)
- スポーツをすることで「健康になっていると感じる」の割合が80%を超えています。(次ページ左図 問7-3)
- スポーツを実施する場合は「一人」が70%台で最も多くなっています。(資料編 5 区民アンケート 問7-5)
- 1年間にスポーツをほとんど行わなかった理由に「忙しくて時間がない」「仕事や家事で疲れている」等を挙げています。(次ページ右図 問7-6)

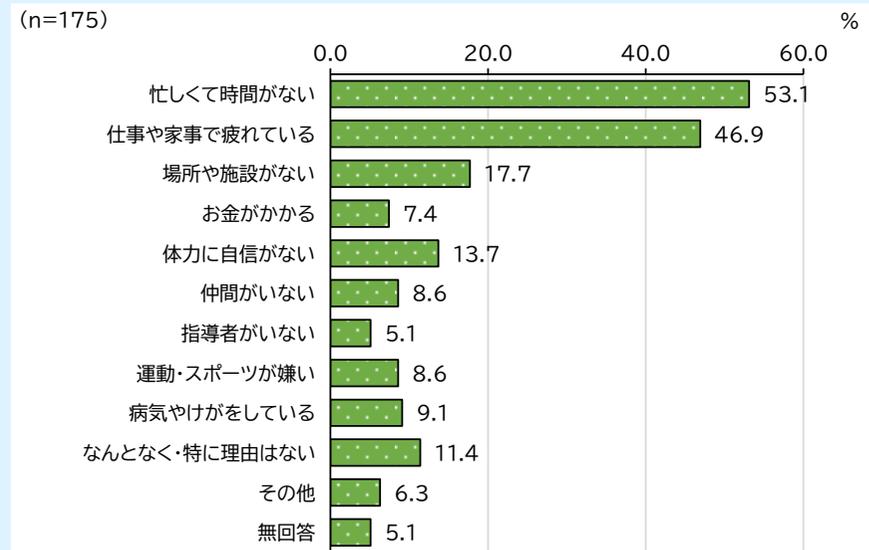
### 【関係団体等ヒアリング】

- スポーツがもたらす効果は、スポーツを通じて子どもたちの成長や、大人も含めて障害の有無に関わらずコミュニケーションの拡大につながっているという意見があります。

▶▶ スポーツをする効果の実感(月1回以上行っている人が対象)／区民アンケート(問 7-3)



▶▶ 1年間にスポーツを行わなかった理由(年に数回以下の人が対象)／区民アンケート(問 7-6)



▶▶ 運動習慣の定着に関する現状と課題

- スポーツ実施率の上昇傾向からは健康志向の高まりや生活習慣病予防の意識の広がりがうかがえます。スポーツを行う目的の中心は健康維持や気分転換であり、その効果の実感度がスポーツの継続動機につながっていると考えられます。一方、仕事や育児等で時間的・体力的な余裕がない人やスポーツに関心が低い人が一定数おり、ライフスタイルの変化の中でスポーツの優先順位が下がる傾向も見られます。
- 運動習慣をより広く定着させるための課題は、多忙な生活の中でもスポーツを継続できること、スポーツへの関心が低い人にスポーツの多様な楽しさを伝えることが挙げられます。
- 課題解決の取組みとして、①スポーツの魅力と効果をわかりやすく伝えるなど情報発信の工夫、②年齢、性別、障害の有無、ライフステージの変化等に関わらず誰もが楽しめるスポーツの普及、③地域・学校・団体等と連携した仕事・育児・介護等の合間にスポーツのできる環境づくりが考えられます。
- スポーツを一人で行う割合が高い理由は時間や場所の自由度や気軽さであると考えられます。一人で運動することも仲間と一緒に楽しむこともそれぞれを尊重する視点とともに、個人化する活動の中に他者との交流や社会とのつながりをつくる取組みなどの創意工夫も必要です。

## ②運動(競技)能力向上

【第2期計画の主な取組み・成果】 \*基本目標2:競技 区民の運動能力を「のばすスポーツ」を推進します

- スポーツ施設の利用促進に向け、令和5年3月に「少年少女スポーツ団体スポーツ施設利用補助金」の補助対象を屋内施設の利用に拡大しています。
- 学校の校庭や体育館の一般開放を行っています。
- スポーツ推進委員が区民のスポーツ活動を支援しています。また、スポーツセンターにスポーツ指導員を配置しています。
- スポーツ指導者人材バンクの登録者数が増加しました。
- 現スポーツセンターは、開設から約50年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、新スポーツセンター整備に向けて基本構想を策定しました。



### 【区民アンケート】

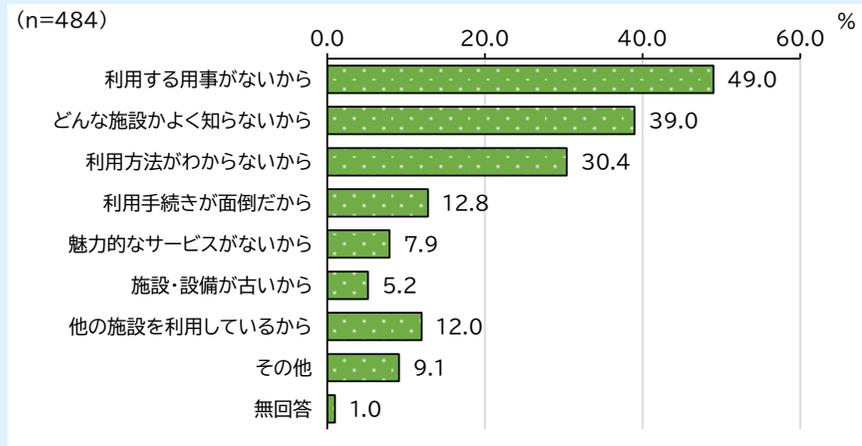
- 区立スポーツ施設や区立施設の開放事業の利用状況は「利用したことがない」が50%台に上ります。(資料編 5 区民アンケート 問13)
- 利用しない理由に「利用する用事がないから」、「どんな施設かよく知らないから」、「利用方法がわからないから」等を挙げています。(次ページ左図 問13-1)
- 今後利用したいスポーツ施設に「屋内温水プール」、「スポーツジム・スポーツクラブ」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問12)
- スポーツをしたいと思う機会や場所として「個人的に区のスポーツ施設を利用して運動したい」、「自然の中で、野外の運動やスポーツをしたい」、「自分の家の中でできる運動をしたい」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問9)

### 【関係団体等ヒアリング】

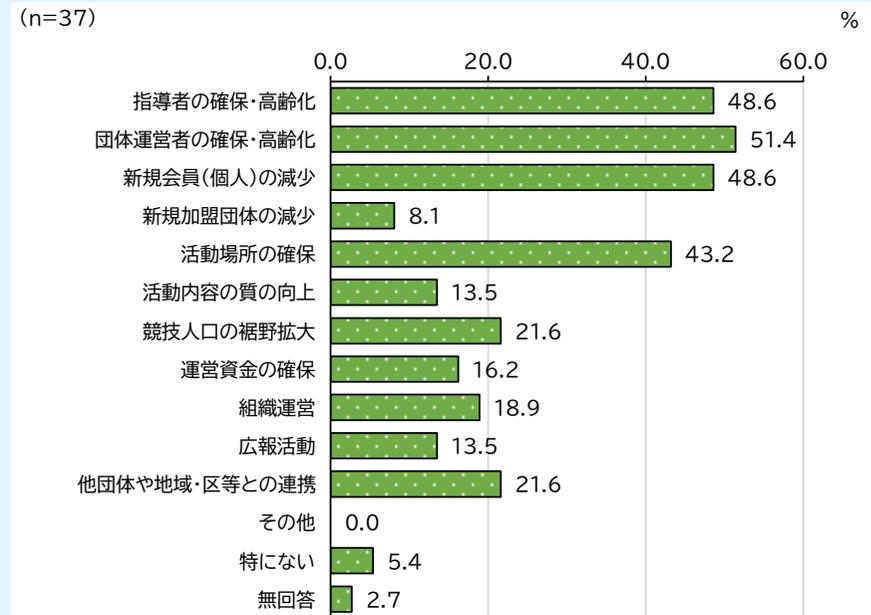
- スポーツ施設(区立・民間両方)の利用しやすさで重要なことに「交通アクセスの利便性」、「競技を行う部屋の広さ」、「利用しやすい料金設定」等を挙げています。
- 団体の活動の課題に「団体運営者の確保・高齢化」、「指導者の確保・高齢化」、「新規会員(個人)の減少」等を挙げています。(次ページ右図 問3)

▶ 区立スポーツ施設や区立施設の開放事業を利用しない理由(利用したことのない人が対象)

／区民アンケート(問 13-1)



▶ 団体の活動の課題／関係団体等ヒアリング(問 3)



▶ 運動(競技)能力向上に関する現状と課題

- 屋内温水プールとスポーツジム・クラブの利用希望が高いことから、天候に左右されずに運動できる環境へのニーズがうかがえます。
- 一方、区立スポーツ施設や学校等は施設開放の認知不足や利用方法のわかりづらさによって利用されていない可能性も考えられます。
- 運動(競技)能力向上に向けた課題は、スポーツ施設(区立・民間両方)の利用促進の条件整備(交通アクセス、スペース、料金)、指導体制の充実、団体の活動の活性化、スポーツセンター建て替え期間中の活動の場の確保が挙げられます。
- 課題解決の取組みは、①身近な施設・場所の存在・魅力・利用方法の情報発信方法の工夫(動画ガイド、SNS※発信、体験イベント等)、②施設利用者が適切な指導を受けられたり、利用者同士と一緒にできるプログラムを提供したり、施設利用の動機付けを高める工夫が考えられます。
- また、③スポーツ推進委員の定員充足に向けた取組み、④団体の持続的な運営に向けた新規参加者の獲得、活動場所や活動方法の多様化、団体同士の連携等をデジタル技術の活用も含めて創意工夫することが必要です。

### ③「しょうがいスポーツ(年齢も障害も飛び越えたスポーツ)」

【第2期計画の主な取組み・成果】 \*基本目標3:誰でも 年齢も障害も飛び越えた「しょうがいスポーツ」を応援します

- パラスポーツ普及に向けて、東京 2020 オリパラを契機にパラスポーツのアスリート※とふれあう体験型イベントを展開しました。令和4年度よりe スポーツを新種目に追加しています。
- ニュースポーツとしてボッチャやモルックの講習会・大会を開催しています。
- 区立・民設児童館における幼児から小学生までの児童向けスポーツプログラム、中高生専用の時間帯「中高生タイム」には多くの人が参加しています。
- 部活動の専門的指導を強化し、生徒の活動意欲・体力向上に寄与しています。
- 知的障害者の青年学級である「日曜青年教室」の受講生らに水泳プログラムの提供や、知的障害者の社会適応力向上に資するスポーツプログラムを展開しています。
- 高齢者向け運動プログラム、フレイル\*予防講座には、多くの人が参加しています。
- 総合型地域スポーツクラブは活動内容が多様化した結果、令和7年3月現在、8種目、会員数 300 人に達しました。年齢制限なく入会できるため、地域のコミュニティ形成にも貢献しています。



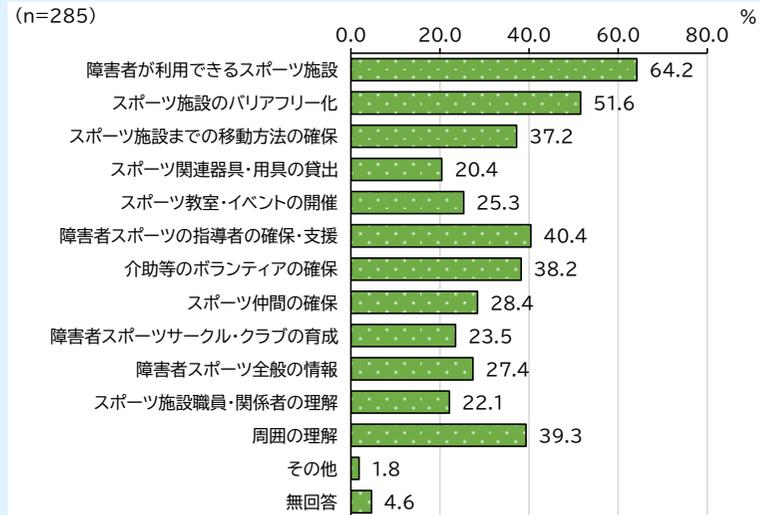
#### 【区民アンケート】

- パラスポーツ(アンケートは「障害者スポーツ」と表記)に「関心がある」割合は 30%程度にとどまっています。(資料編 5 区民アンケート 問 17)
- パラスポーツ(アンケートは「障害者スポーツ」と表記)に必要な取組みに「障害者が利用できるスポーツ施設」、「スポーツ施設のバリアフリー化」、「パラスポーツの指導者の確保・支援」等を挙げています。(次ページ左図 問 17-3)
- 地域でのスポーツ活動に期待する効果は「健康・体力づくり」が 70%台で最も高くなっています。(資料編 5 区民アンケート 問 21) 性別、年齢別でも同様の傾向です。
- スポーツクラブやサークル等に「入っていない」が 80%近くに上り、「地域のクラブやサークル」は5%程度にとどまっています。(資料編 5 区民アンケート 問 14)
- スポーツクラブやサークルへの入会意向は 40%程度と高く(資料編 5 区民アンケート 問 14-2)、入会条件に「自宅から近い施設で活動している」、「初心者でも加入できる」、「土曜・日曜・祝日に参加できる」等を挙げています。(次ページ右図 問14-3)

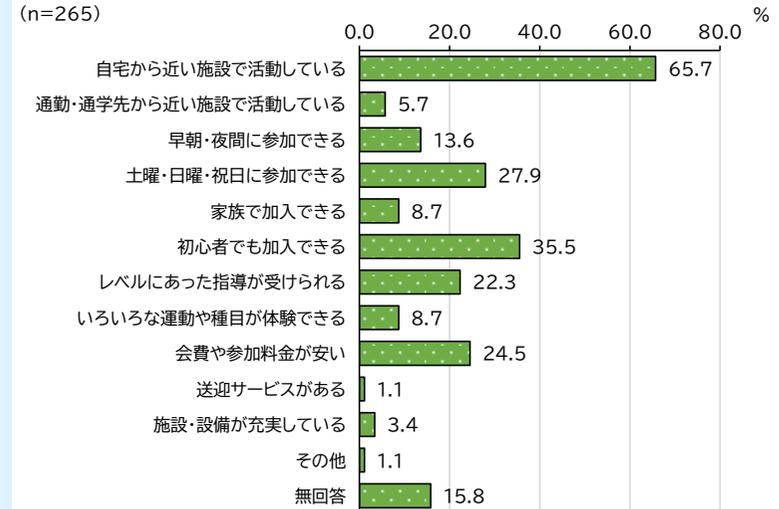
## 【関係団体等ヒアリング】

- パラリンピック後は特にボッチャへの関心が高まっているという意見があります。
- 誰もが参加し楽しめるパラスポーツが交流促進につながっているという意見があります。
- パラスポーツを指導ができる専門家や指導者の確保・育成が必要であるという意見があります。

### ▶ 障害者スポーツに必要な取組み(関心のある人が対象)/区民アンケート(問 17-3)



### ▶ スポーツクラブやサークルの入会条件(入会希望者が対象)/区民アンケート(問 14-3)



## ▶▶「しょうがいスポーツ(年齢も障害も飛び越えたスポーツ)」に関する現状と課題

- 東京 2020 オリパラ以降、e スポーツやボッチャ体験、幼児～高齢者・障害者対象プログラム等、世代や障害等に関わらずに参加できる機会が増え、パラスポーツへの関心は高まっています。また、スポーツクラブやサークル等への参加やパラスポーツの普及は、参加者の運動習慣の定着に加えて生活の質の向上や地域活性化につながることも期待できます。
- 「しょうがいスポーツ」に関する課題として、スポーツクラブやサークル等の活動の充実、パラスポーツの普及が挙げられます。また、障害児も小さい頃からスポーツに親しむことのできる機会の創出も求められます。
- 課題解決の取組みは、①さまざまなニーズ(自宅に近い、初心者歓迎、休日参加可等)の受け皿となる地域スポーツ活動の展開、②地域・学校・団体・企業等との連携強化や地域資源の一層の活用、③パラスポーツの普及のための活動場所の確保と指導者の育成が考えられます。
- また、誰もがスポーツに親しめる環境づくりに向けて福祉や教育分野との連携も大切になります。

#### ④情報発信とデジタル活用

【第2期計画の主な取り組み・成果】 \*基本目標4:情報とIT化 ITや新技術を積極的に取り入れて「eスポーツ」を推進します

- 情報誌、広報媒体(広報千代田・区HP・スポーツセンターHP・SNS)を活用した情報発信を行っています。
- 千代田区体育協会だよりの発行支援によるスポーツ・レクリエーション情報を発信しています。
- 自宅や職場で気軽に行える運動プログラムを利用者が実行し記録すると、運動量に応じた仮想のスポーツ通貨が与えられる「千代田スポーツウォレット(仮)」はコロナ感染拡大等もあり、事業の具体化に至りませんでした。



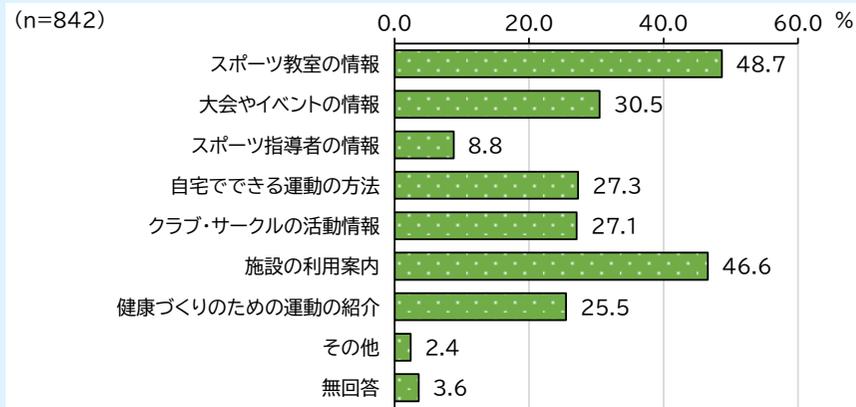
#### 【区民アンケート】

- 区内のスポーツに関する情報の入手方法は「広報千代田(区の広報紙)」が50%台で最も高く、「特に入手していない」、「区のホームページ」等が続きます。(資料編 5 区民アンケート 問26) このうち、「特に入手していない」は男性64歳以下、女性50歳以下で比較的高くなっています。
- 区内のスポーツに関する情報の知りたい内容に「スポーツ教室の情報」、「施設の利用案内」、「大会やイベントの情報」等を挙げています。(次ページ左図 問27)
- eスポーツに『関心がある』(「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計)割合は30歳代以下で4割を超え、ほかの年齢より高くなっています。(次ページ右図 問18)

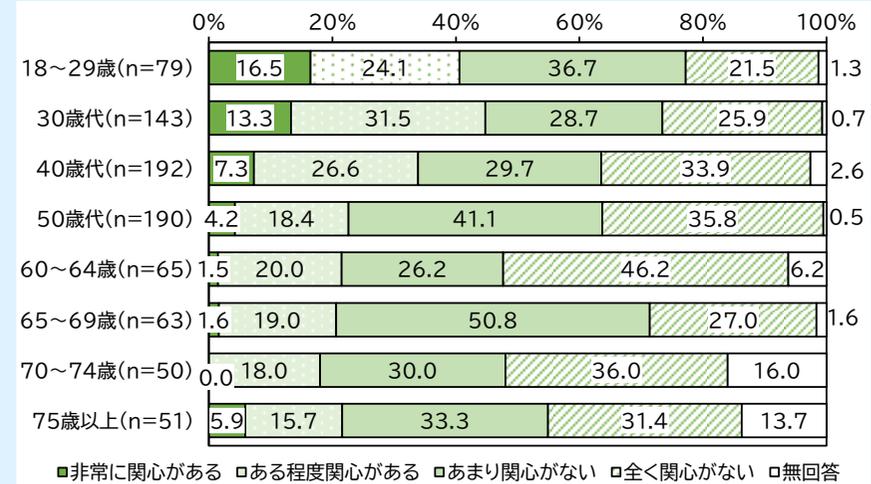
#### 【関係団体等ヒアリング】

- 情報発信やデジタル技術の活用が必要な理由・目的に、「会員・参加者への連絡事項を周知するため」、「大会やイベント等の開催告知のため」、「競技の魅力を伝え、会員・参加者(競技人口)を増やすため」等を挙げています。

▶ 区内のスポーツに関する情報の知りたい内容／区民アンケート(問 27)



▶ eスポーツの関心度(年齢別)／区民アンケート(問 18)



▶ 情報発信とデジタル活用に関する現状と課題

- 区民は主に紙媒体からスポーツに関する情報収集を行っています。知りたい情報はスポーツ教室・施設案内・大会情報等の自分が参加できる機会に関する情報ニーズが高くなっています。また、eスポーツへの関心は若年層が比較的高くなっています。
- スポーツとデジタルとの融合は親和性が高く、記録アプリ(スマートフォンやパソコンで運動量や歩数等を記録・管理する道具)、オンデマンド配信(視聴者が自分の好きな時に動画や音声を楽しめる配信方式)、オンラインレッスン(自分の好きな場所でインターネットで受けられる習い事)、スポーツのデータ解析等も普及・進化しています。また、年齢、性別、言語、場所、時間、障害の有無等を超えてスポーツを楽しむことも可能です。
- 情報発信とデジタル活用に関する課題は、働き盛り世代など関心の低い層に情報を届けること、情報発信を単なる告知にとどめずに「魅力」を伝えること、デジタル技術を社会課題の解決に活用することが挙げられます。
- 課題解決の取組みは、①地域・学校・団体・企業等と連携して情報発信や体験機会を創出すること、②情報アクセシビリティ※の向上、③高齢化が進む中での健康づくりや社会とのつながりづくりという視点でデジタル技術を生かしていくことも考えられます。

## ⑤「スポーツのまち」

【第2期計画の主な取組み・成果】 \*基本目標5:まちづくり スポーツを中心に人が集い賑わいを生む「スポーツのまち」を目指します

- 区民体育大会は令和3年度に「千代田区民体育大会の見直し検討会」を設置、令和5年度に検討結果を反映した大会を開催しました(スポーツ体験コーナー、キッチンカーの設置等の新たな試みを実施)。
- ウォーキングコースを盛り込んだ「スポーツ・運動ガイドマップ」を平成 30 年2月に改訂し、令和3年度まで配布しました



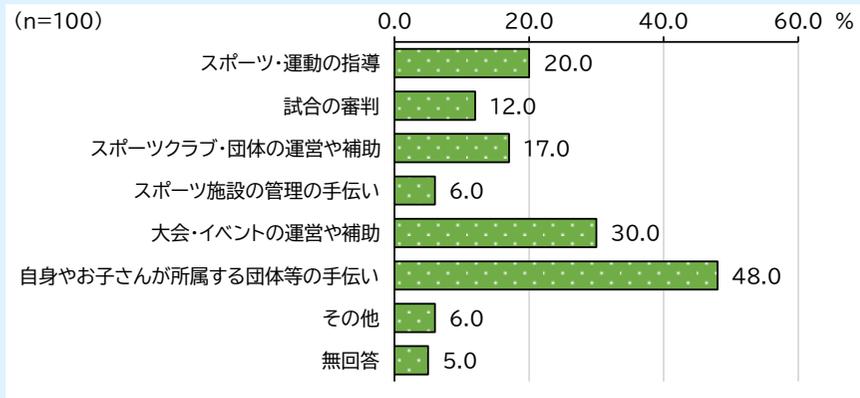
### 【区民アンケート】

- 参加したいスポーツイベントに「誰もが楽しめるイベント(ウォーキングやレクリエーション的なスポーツ体験会等)」、「スポーツの指導、講習が受けられるイベント」等を挙げています。(資料編 5 区民アンケート 問 10)
- 1年間のスポーツ観戦は「観戦・観覧あり(TV・インターネット含む)」が 80%台に上ります。(資料編 5 区民アンケート 問 22)
- 1年間にスポーツを支える活動は「行っていない」が 80%台に上ります。(資料編 5 区民アンケート 問 24)
- スポーツを支える活動を「日常的・定期的に行った」または「不定期に行った」人の活動内容は、「自身やお子さんが所属するスポーツ団体やクラブの手伝い」の割合が最も高くなっています。(次ページ左図 問 24-1)
- スポーツを支える活動を行わなかった理由は「機会がなかったから」の割合が最も高くなっています。(資料編 5 区民アンケート 問 24-2)
- 公共スポーツ施設運営や生涯スポーツ振興策は「スポーツ教室・大会・イベントの充実」、「子どもの居場所づくり・健全育成」、「施設の利用手続き、料金支払い方法などの簡略化・効率化」等を挙げています。(次ページ右図 問 29) このうち、女性 30~40 歳代では「子どもの居場所づくり・健全育成」と「子どもの体力向上」の割合が高くなっています。

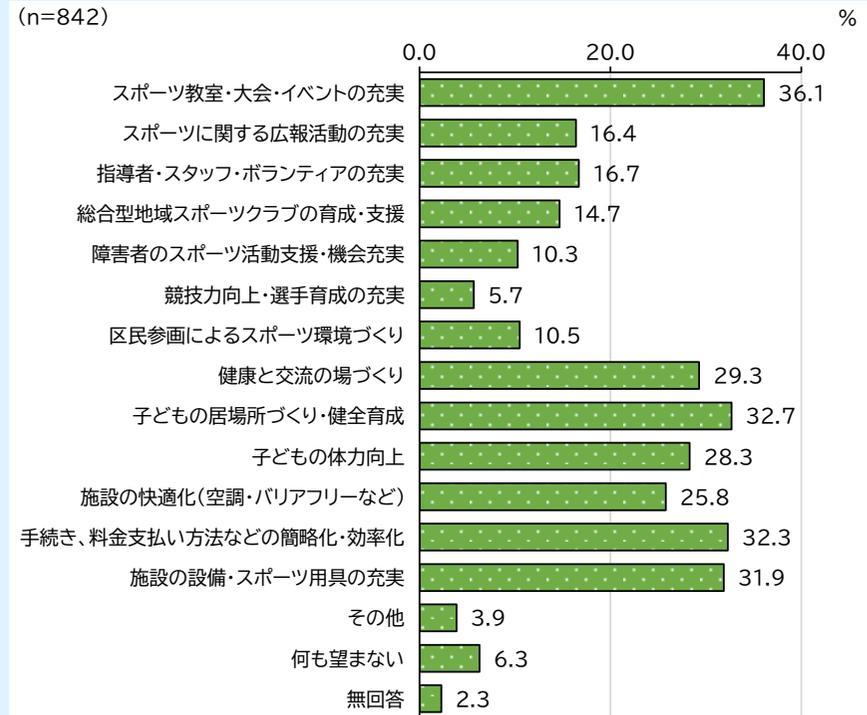
### 【関係団体等ヒアリング】

- ほかの団体と連携してスポーツ活動や健康づくり活動事業を行っている割合は 30%台にとどまります。
- 一方で、今後、連携したイベントを開催していきたいという積極的な意見があります。

▶▶ スポーツを支える活動の内容(活動をした人が対象)／区民アンケート(問 24-1)



▶▶ 公共スポーツ施設運営や生涯スポーツ振興策への期待／区民アンケート(問 29)



▶▶ 「スポーツのまち」に関する現状と課題

- 多くの区民が会場やメディアを通じてスポーツを観戦したり、応援して楽しんでいます。しかし、試合や大会等の運営ボランティアに参加したり、特定のチームを応援したりする関わり方をしている区民は一部にとどまっています。
- 「スポーツのまち」に向けた課題は、スポーツがもたらす楽しさや喜びを発見する“きっかけ”を増やすこと、スポーツを通じて人々の生活や心をより豊かにする「ウェルビーイング」につなげていくことが挙げられます。
- 課題解決の取組みは、①スポーツを自分らしく楽しめる機会を増やすこと(活動やイベントに誰でも関わられる役割の創出、支える活動の周知・啓発等)、②スポーツ教室やスポーツイベントでの「多様な楽しみ方体験」や「交流プログラム」を増やすこと、③さまざまな分野・組織と連携した心身の健康づくり、スポーツの担い手育成、社会とのつながりづくり、スポーツを安全に楽しむ環境づくりが考えられます。

▼スポーツを楽しむ区民



# 第3章 計画の方向性



# 1 基本理念

「千代田区第4次基本構想」で掲げる「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっていきます。」という人々の暮らしのめざすべき姿の実現に向けて、スポーツ政策の基本的な考え方(基本理念)を定めます。

## 〔基本理念〕

# スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ

### スポーツで輝き

本区の唯一無二の地域資源を生かし、年齢、性別、国籍、障害の有無、在住・在勤・在学といった枠を超えて、誰もが自分らしい関わり方でスポーツを楽しむ環境をつくる、“スポーツの力を通じて人生が輝き、地域に交流が広がるまち”を目指します。

### つながる人と未来

地域に根付くスポーツ活動を本区のスポーツ・レガシー※として大切にしながら、関係者や団体等と力を合わせて、人と人がつながり、伝統と未来が調和する、“持続可能なスポーツ文化の継承”を目指します。

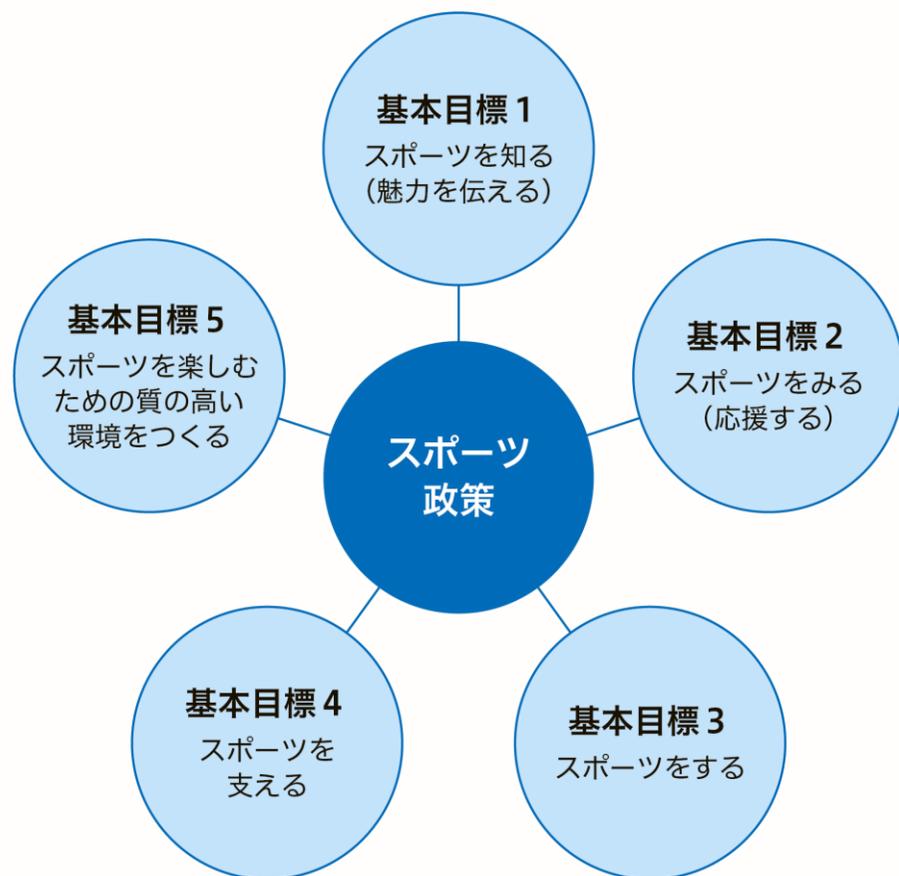
### 希望の都心

多様な人々が集う『都心・千代田』という地域特性を最大限に生かし、スポーツの力によって人と人がつながり、ふれあいが広がることにより、一人ひとりの幸福度向上と地域の活力を高め、個人と社会のウェルビーイングの実現に寄与する、“スポーツによる希望に満ちたまちづくり”を目指します。

※スポーツ・レガシー：スポーツを通じて生まれる「次世代に残すべき遺産(レガシー)」のことをいいます。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向けた基本目標を設定します。



### 基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)

パラスポーツやeスポーツ等のさまざまなスポーツを体験できる場を広げ、誰もがスポーツの魅力と楽しさに出会えるきっかけを増やします。

### 基本目標2 スポーツをみる(応援する)

年齢や国籍、障害の有無を問わず、誰もがスポーツをみる楽しさ、応援する楽しさと喜びを感じ、スポーツの感動を共有する環境をつくります。

### 基本目標3 スポーツをする

子どもから大人まで、誰もが自分に合った方法で体を動かし、忙しい生活の中でも無理なく楽しめるよう、スポーツの輪を広げます。

### 基本目標4 スポーツを支える

地域のスポーツ団体・クラブ、学校、企業等と力を合わせて、伝統ある地域活動を大切にしながら、誰もがスポーツを楽しく続けられる基盤をつくります。

### 基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる

新しいスポーツセンターや公園等、誰もが気持ちよく体を動かせる場所を増やししながら、デジタルの力も生かして、安心してスポーツを楽しむための質の高い環境をつくります。

### 3 施策体系

基本理念	基本目標	施策	取組名
スポーツで輝き、つながる人と未来 希望の都心 ちよだ	1 スポーツを知る (魅力を伝える)	1.1 スポーツの魅力・情報の発信	① スポーツの大会、講習会等に関するガイドブックの発行 ② スポーツ・レクリエーション活動に関する情報紙の発行 ③ <b>拡充</b> 誰にでも届く情報発信手段の活用
		1.2 誰もが参加できるスポーツの体験機会	④ <b>拡充</b> パラスポーツ、e スポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供 ⑤ マルチスポーツの普及に向けた体験会への支援
	2 スポーツをみる(応援する)	2.1 スポーツイベントの観戦機会の充実	⑥ <b>拡充</b> スポーツイベントの観戦機会の提供
		2.2 高齢者や障害者の観戦を支援	⑦ <b>拡充</b> スポーツイベントでの専用観覧席の設置等の実施
	3 スポーツをする	3.1 子どもの運動量の十分な確保、スポーツを通じた人間形成	⑧ <b>拡充</b> 幼児・児童・生徒のための教室の実施 ⑨ 子どもの居場所づくりへの支援 ⑩ 児童センター・児童館でのスポーツ活動の実施 ⑪ 子どもの遊び場の確保
			3.2 すべての世代のスポーツ習慣の定着を支援
		3.3 障害者のスポーツの推進	⑯ 日曜青年教室の実施 ⑰ レクリエーション機会の提供 ⑱ <b>新規</b> 障害児のためのスポーツ教室
		3.4 高齢者のスポーツの推進	⑲ 高齢者のための運動プログラムの実施 ⑳ 生活機能低下防止事業の実施 ㉑ 高齢者活動センターでのスポーツ活動の実施
		3.5 地域のスポーツイベントの充実	㉒ <b>拡充</b> 幅広い区民が参加できるスポーツイベントの開催 ㉓ スポーツを気軽に楽しめる講習会の充実 ㉔ スポーツ大会を活用した地域の活性化 ㉕ コミュニティスクール主催のスポーツイベントへの支援
	4 スポーツを支える	4.1 地域のスポーツ団体への支援	㉖ <b>拡充</b> スポーツ団体への補助 ㉗ 少年少女スポーツ団体への支援 ㉘ <b>新規</b> スポーツ団体との連携強化
		4.2 地域のスポーツクラブ、サークルへの支援	㉙ 総合型地域スポーツクラブへの支援 ㉚ コミュニティスクール運営委員会への支援
		4.3 指導者・パラスポーツを支える人材の確保・育成	㉛ スポーツ推進委員の育成・支援 ㉜ 健康づくり推進員の活動 ㉝ スポーツ指導者人材バンク制度の運用 ㉞ スポーツセンターの指導員の設置 ㉟ 区立中学校の部活動の推進
		4.4 地域のスポーツ・レガシーの継承	㊱ 地域のスポーツ資源を生かした取組みの推進 ㊲ <b>新規</b> 地域スポーツの記録、発信の取組み
	5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	5.1 デジタル技術を活用したスポーツ・パラスポーツの推進	㊳ <b>拡充</b> デジタル技術の活用 ㊴ 多世代参加型の e スポーツの体験イベントの開催
		5.2 スポーツを身近でできる場・機会の確保	㊵ <b>拡充</b> 公園・広場におけるスポーツ機能の確保と地域資源の活用 ㊶ 区立施設の地域への開放
		5.3 区立スポーツ施設の整備及び管理運営	㊷ <b>拡充</b> 新スポーツセンターの整備 ㊸ 区立スポーツ施設の管理運営
		5.4 安全で公正なスポーツ環境の整備と意識啓発の推進	㊹ <b>新規</b> スポーツにおける熱中症対策等の推進 ㊺ <b>新規</b> スポーツ・インテグリティ強化のための取組み

## 4 成果目標

本計画が着実に推進していることを評価するため、国や東京都をはじめとするスポーツ計画の事例を参酌・参考にしつつ、区民の意識・実態に即して成果目標と目標値を設定します。

基本目標	5年後の姿	成果目標	基準	目標	出典
基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)	スポーツの魅力が伝わっている	スポーツを大切と感じる区民の増加	69.6% (R6)	<b>75%</b> (R12)	スポーツを「大切」と感じる回答割合 (18歳以上区民アンケート)
基本目標2 スポーツをみる(応援する)	スポーツを見たり、応援したりする楽しみ方が広がっている	スポーツを観戦する区民の増加	80.6% (R6)	<b>85%</b> (R12)	1年間にスポーツ観戦・観覧(TV・インターネット含む)をしている回答割合 (18歳以上区民アンケート)
基本目標3 スポーツをする	スポーツの習慣化が広がっている	スポーツ実施率の向上(18歳以上)	68.4% (R6)	<b>70%</b> (R12)	運動・スポーツをしている頻度が「週1回」以上の割合 (区民世論調査)
基本目標4 スポーツを支える	スポーツを支える取組みが広がっている (スポーツ活動の手伝い、大会運営ボランティア等)	スポーツを支える活動をする区民の増加	11.8% (R6)	<b>15%</b> (R12)	1年間にスポーツを支える活動を「日常的に・定期的に行った」と「イベント・大会で不定期に行った」の回答の合計割合 (18歳以上区民アンケート)
基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる	区内に質の高いスポーツ環境が整っている	区内に質の高いスポーツ環境が整っていると感じる区民の増加	R8調査	<b>5%増</b> (R12)	区内のスポーツ環境に満足していると回答する割合 (区民世論調査)

▼スポーツを楽しむ区民



## 第4章 スポーツ施策の推進



# 基本目標1 スポーツを知る(魅力を伝える)

## 1.1 スポーツの魅力・情報の発信

### 施策方針

大会や講習会等のスポーツ情報を、誰にとってもわかりやすく、多様な媒体で発信し、より多くの人がスポーツの魅力に気づき、参加の輪が広がるようにします。

- ▶ スポーツを始めたいと思った時、迷わずに情報にたどり着けるとよい  
(スポーツちよだ未来会議)
- ▶ 世代によって情報の受け取り方が違うことを考慮する必要がある  
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
①	スポーツの大会、講習会等に関するガイドブックの発行	スポーツの大会や講習会等をまとめた「千代田区スポーツ予定事業表」、「ちよだ生涯学習ガイドブック」を発行し、区民が興味あるスポーツを見つけやすいように情報を発信します。	生涯学習・スポーツ課
②	スポーツ・レクリエーション活動に関する情報紙の発行	スポーツ推進委員による地域での活動を紹介する「千代田スポーツだより」を定期的に発行し、あわせてスポーツ協会の情報紙の発行を支援することで、区民が身近にスポーツを楽しむ機会を広げます。	生涯学習・スポーツ課
③	<div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">拡 充</div> 誰にでも届く情報発信手段の活用	紙媒体やホームページ、SNS、動画配信等の多様な媒体の活用と情報アクセシビリティの向上を図ります。 子ども向け情報紙の活用や学校を通じた情報発信を通じて、地域に根ざしたスポーツ情報に自然にふれる環境づくりを進めます。	生涯学習・スポーツ課

## 1.2 誰もが参加できるスポーツの体験機会

### 施策方針

パラスポーツ、e スポーツ、ニュースポーツ、マルチスポーツ等の多様なスポーツを気軽に体験する機会を増やし、より多くの人と一緒に楽しめる、世代や属性を超えてつながるスポーツの魅力を感じられるようにします。

- ▶ パラリンピック後、特にボッチャへの関心が高まっている
- ▶ 福祉理解や障害の理解促進につながるようなスポーツ活動を実施していく

(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
④	<div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">拡 充</div> パラスポーツ、eスポーツ、ニュースポーツを体験できる機会の提供	Let's play! パラスポーツ・e スポーツちよだ、ほりばた塾(ボッチャ講習会)、ニュースポーツ講習会等を実施し、誰もが気軽に新しい種目にふれるきっかけとなる機会の充実により、さまざまなスポーツに親しみ、参加する輪を広げます。	生涯学習・スポーツ課
⑤	マルチスポーツの普及に向けた体験会への支援	富士見スポーツ・文化クラブが主催するさまざまな種目を体験できるイベントを支援し、マルチスポーツの普及と地域での交流の広がりを促進します。	生涯学習・スポーツ課

## 基本目標2 スポーツをみる(応援する)

### 2.1 スポーツイベントの観戦機会の充実

#### 施策方針

世界大会や国内大会等のスポーツイベントを観戦する機会を提供し、区民が一流のプレーにふれることを通じて、スポーツをみる・応援する楽しさや、競技への関心を高めます。

- ▶ 区内は東京マラソンや世界陸上のコースになっている
- ▶ 千代田区出身やゆかりのある選手を知る機会を増やす  
(スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑥	<b>拡充</b> スポーツイベントの観戦機会の提供	区が後援する大会の区民枠の周知などを通じて、多くの区民がトップアスリートの活躍にふれる体験機会を一層増やし、スポーツへの関心と夢を育みます。	生涯学習・スポーツ課

## 2.2 高齢者や障害者の観戦を支援

### 施策方針

高齢者や障害者が安心してスポーツイベントや競技を観戦できるよう専用観覧席設置等を行い、観戦体験を通じて“誰もが応援の楽しさや感動を共有できるスポーツ文化”を発信します。

▶ 小・中学生向けにプロスポーツへの招待が時々ある  
(スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑦	<div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">拡 充</div> スポーツイベントでの専用観覧席の設置等の実施	区民体育大会やスポーツイベント等で、会場内に専用の観覧席や案内表示を設けるなど、高齢者や障害者が安心して観戦することができる環境づくりを進めます。 区立スポーツ施設において高齢者や障害者が利用しやすい観戦支援の仕組みを検討します。	生涯学習・スポーツ課

## 基本目標3 スポーツをする

### 3.1 子どもの運動量の十分な確保、スポーツを通じた人間形成

#### 施策方針

幼児から中高生までの成長段階に応じた遊び場の確保やスポーツ機会の充実を図り、スポーツを通じた心身の健やかな成長、思いやり、協調性等の豊かな人間性の育成に取り組めます。

どのようなきっかけや場所があると、  
今よりもスポーツが好きになると思う？

気軽にスポーツができる場所がある	55.0%
知らないスポーツを知ったり、 やったことのないスポーツを体験できる	40.6%
苦手なことを教えてもらえる	29.2%

スポーツをだれと一緒にすることが多い？

友だち	66.1%
おうちの人	34.6%
きょうだい	27.5%



(子どもアイデアボード)

取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑧	<b>拡充</b> 幼児・児童・生徒のための教室の実施	スポーツセンターにおける子どもや親子を対象とした教室の充実を図り、家庭や自分で楽しみながら体を動かす習慣づくりを支援します。	生涯学習・スポーツ課
⑨	子どもの居場所づくりへの支援	放課後子ども教室でスポーツ体験を交えた活動を行い、子どもたちが安心して過ごせる居場所づくりと、スポーツ習慣の定着を図ります。	児童・家庭支援センター
⑩	児童センター・児童館でのスポーツ活動の実施	児童館事業や子育てひろば、中高生の居場所づくり等を通じて、身近な場所でのスポーツ活動を促進し、子どもたちの健全な成長と仲間づくりを支えます。	児童・家庭支援センター
⑪	子どもの遊び場の確保	子どもが自由にのびのびと遊べる環境づくりのため、子どもの遊び場の確保の取組みを進めるとともに、長期休暇中のスポーツ施設・学校体育館の開放を継続し、子どもが体を動かせる場を提供します。	生涯学習・スポーツ課 子育て推進課 道路公園課

## 3.2 すべての世代のスポーツ習慣の定着を支援

### 施策方針

スポーツセンターや身近な学校でスポーツをする環境づくり、バウチャー制度の利用促進を通じて、年齢を問わず、働き盛り世代や女性、元気な高齢者など、誰もが仕事や家事、学業の合間にリフレッシュしたり、多忙な生活の中で無理なくスポーツを続けることを応援します。

- ▶ 仕事をしていると教室等への参加がむずかしいため、平日の夜や土・日の教室があればよい
- ▶ 小さな子どもがいても参加できる、もしくは預かっていただけるような状況で体を動かすことのできる機会がもう少しあればありがたい  
(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑫	<b>拡充</b> スポーツ教室・週間プログラムの実施	スポーツセンターで運動実施率が低下する世代を対象とする取組みや、年齢、体力に応じて継続的に運動できるスポーツ教室・週間プログラムの充実を図り、区民の健康づくりとスポーツ習慣の定着を支援します。	生涯学習・スポーツ課
⑬	スポーツ開放の実施	スポーツセンターや中学校施設等で、日常的にスポーツを楽しむ、継続できる環境を提供します。	子ども施設課 生涯学習・スポーツ課
⑭	スポーツ施設の区民利用の促進	スポーツセンターの区民無料開放日を継続し、気軽に施設を利用できる機会を広げます。	生涯学習・スポーツ課
⑮	講座・講習会バウチャー制度の実施	講座や講習会の受講費用の一部を補助するバウチャー制度の利用を促進し、区民が自分に合ったスポーツを学び、継続的に取組むきっかけを広げます。	生涯学習・スポーツ課

### 3.3 障害者のスポーツの推進

#### 施策方針

地域や関係団体等と協力しながら、スポーツ教室やレクリエーション活動の充実を図り、障害児・障害者・その家族がスポーツを通じて体を動かすことの楽しさにふれ、交流や社会参加にもつながる取組みを進めます。

- ▶ 障害者が気軽にスポーツできる場所を増やす
- ▶ パラスポーツの企画を増やす  
(スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑩⑥	日曜青年教室の実施	四区レクリエーション大会やスポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者が生き生きとスポーツを楽しみながら交流を広げる機会を創出します。	生涯学習・スポーツ課
⑩⑦	レクリエーション機会の提供	障害者福祉センターえみふるで「スマイルちよだ」などを実施し、誰もが楽しめるレクリエーションの場を通じて、心身のリフレッシュと地域でのつながりが広がる環境をつくれます。	障害者福祉課
⑩⑧	新規 障害児のためのスポーツ教室	一人ひとりの特性に応じた指導を行う障害児を対象とした水泳教室を開設し、子どもの頃から運動の楽しさと達成感を感じられる機会を提供します。	生涯学習・スポーツ課

## 3.4 高齢者のスポーツの推進

### 施策方針

高齢者一人ひとりに適した運動プログラムや生活機能低下防止の取組み等を実施し、高齢者が仲間とともに楽しく体を動かす機会の拡充を通じて、健康寿命の延伸に寄与します。

▶ 高齢者も「身体を動かすこと」に関心を持ち、積極的に参加できるような案内、手続きの簡略化、施設の充実をお願いしたい  
(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑱	高齢者のための運動プログラムの実施	高齢者が無理なく継続できる運動プログラムを実施し、自立した生活の維持と健康寿命の延伸を支援します。	在宅支援課
⑳	生活機能低下防止事業の実施	運動・栄養・社会参加の3つのバランスがとれたフレイル対策事業を通じて、高齢者が心身ともに元気に暮らし続けられることを支えます。	在宅支援課
㉑	高齢者活動センターでのスポーツ活動の実施	高齢者総合サポートセンター「かがやきプラザ」にある高齢者活動センターでスポーツプログラムを提供し、体力維持と仲間づくりを通じて、生きがいづくりを支援します。	在宅支援課

## 3.5 地域のスポーツイベントの充実

### 施策方針

区民体育大会や各種講習会の開催、スポーツ協会やコミュニティスクールが主催する多様なスポーツイベントの支援を通じて、気軽に参加でき、健康づくりと交流を広げるスポーツの気運を高めていきます。

- ▶ 企業・大学・大使館などと連携したスポーツイベントを実施するとよい
- ▶ 年代層を限定せず、全世代を対象にしたイベントを実施するとよい  
(スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
②	<div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">拡充</div> 幅広い区民が参加できるスポーツイベントの開催	<p>親子で楽しめるスポーツ・レクリエーションや子どもから大人まで年齢や経験に応じてさまざまな競技に参加できる区民体育大会などのスポーツイベントを開催し、幅広い区民が集うことにより、地域の一体感と健康づくりの楽しさをより一層広げます。</p>	生涯学習・スポーツ課
③	スポーツを気軽に楽しめる講習会の充実	<p>スポーツ協会主催の各種講習会への支援、ニュースポーツ、民踊、ボッチャ等の講習会の開催を通じて、スポーツを気軽に楽しむ人の拡大を図ります。</p>	生涯学習・スポーツ課
④	スポーツ大会を活用した地域の活性化	<p>区民スポーツ大会やスポーツ協会主催の各種大会を支援し、スポーツによる交流と地域の活力向上を促進します。</p>	生涯学習・スポーツ課
⑤	コミュニティスクール主催のスポーツイベントへの支援	<p>神田さくら館の親子プールまつりやコミュニティスクール交流祭を支援し、スポーツ活動を通じて、世代を超えた交流と地域のつながりを深めます。</p>	生涯学習・スポーツ課

## 基本目標4 スポーツを支える

### 4.1 地域のスポーツ団体への支援

#### 施策方針

スポーツ団体と青少年スポーツ団体の主体的な活動を支援し、子どもから大人まで誰もが楽しく体を動かせるよう、団体と行政が力を合わせて地域スポーツの基盤強化に取り組めます。

- ▶ 団体運営者や指導者の高齢化が進んでおり、新規会員も減少している
- ▶ 若い世代の参加が少ない

(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
②⑥	<div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; display: inline-block;">拡充</div> スポーツ団体への補助	スポーツ協会の運営支援のより一層の充実とともに夏期ラジオ体操会の活動支援を通じて、地域のスポーツ団体が安定的に活動できる環境を整え、区民が身近に参加できるスポーツ振興を支えます。	生涯学習・スポーツ課
②⑦	青少年スポーツ団体への支援	夢の島東少年野球場と江戸川河川敷少年サッカー場の運営、施設利用補助を通じて、次世代を担う子どもたちの健全な育成とスポーツを通じた成長を支える環境を提供します。	生涯学習・スポーツ課
②⑧	<div style="background-color: #f4a4c0; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> スポーツ団体との連携強化	スポーツ団体への事業移管等による連携強化を図り、団体の創意工夫を生かしながら、地域の実情に即したスポーツ活動を広げます。	生涯学習・スポーツ課

## 4.2 地域のスポーツクラブ、サークルへの支援

### 施策方針

総合型地域スポーツクラブとコミュニティスクールの主体的な運営を支援し、子どもから大人までが身近な場所でスポーツを楽しみながら、健康と交流が生まれる地域づくりを進めます。

- ▶活動が高齢者の健康維持・体力向上につながっている
- ▶定年退職後の新たな交流の場として機能している  
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
⑳	総合型地域スポーツクラブへの支援	富士見スポーツ・文化クラブへの補助を通じて、地域住民が世代や競技の枠を超えて多様なスポーツに親しめる環境を支援し、地域に根ざした持続的なスポーツ活動の推進を図ります。	生涯学習・スポーツ課
㉑	コミュニティスクール運営委員会への支援	地域毎のコミュニティスクール運営委員会を支援し、地域と学校が連携して企画・運営する取組みを通じて、子どもから大人までが参加できる地域スポーツと学びの場を広げます。	生涯学習・スポーツ課

## 4.3 指導者・パラスポーツを支える人材の確保・育成

### 施策方針

スポーツ推進委員等の指導者や支援者の計画的な確保・育成を図り、誰もが安心して楽しめる地域スポーツやパラスポーツの輪を広げる持続可能な人材基盤を構築します。

- ▶ 地域でのユニバーサルスポーツ指導者の育成が必要となる
- ▶ 指導者が高齢化のため、新しい指導者の確保が課題である  
(関係団体等ヒアリング)
- ▶ スポーツボランティアを行う機会を増やすとよい  
(スポーツちよだ未来会議)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
③①	スポーツ推進委員の育成・支援	研究会の開催や全国研究協議会への派遣を通じてスポーツ指導者の知識と実践力を高め、区民や地域の主体的なスポーツ活動を支える体制を充実します。	生涯学習・スポーツ課
③②	健康づくり推進員の活動	研修会の実施や自主講座・講習会の開催を通じて地域における健康づくりの担い手を育成し、区民の自発的な健康づくりの意識向上を促進します。	地域保健課
③③	スポーツ指導者人材バンク制度の運用	地域の団体や学校と指導者をつなぐ人材バンク制度の活用を通じて、スポーツを支える活動の普及と指導者の確保・育成に取り組めます。	生涯学習・スポーツ課
③④	スポーツセンターの指導員の設置	スポーツセンターの個人開放事業等に指導員を配置し、安全で質の高い指導体制を整えます。	生涯学習・スポーツ課
③⑤	区立中学校の部活動の推進	部活動への講師派遣を行い、教員の負担軽減を図りながら、生徒の多様なスポーツ活動の場を確保します。	指導課

## 4.4 地域のスポーツ・レガシーの継承

### 施策方針

本区が発祥の地であるラジオ体操会をはじめ、地域に根付いたスポーツ活動・大会等の支援と、参加の輪を広げる取り組みを通じて、参加者と担い手の裾野をさらに広げ、本区独自の誇れるスポーツ・レガシーを未来へつなげます。

- ▶ ラジオ体操は地域それぞれが工夫しながら運営している
- ▶ コロナ禍の影響で参加者が減少している  
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
③⑥	地域のスポーツ資源を生かした取組みの推進	夏期ラジオ体操会への支援などを通じて、地域に長く親しまれている「健康づくり」と「地域のつながり」を深める取組みを区内全体へ広げ、継承します。	生涯学習・スポーツ課
③⑦	<b>新規</b> 地域スポーツの記録、発信の取組み	区内のスポーツイベントの活動や地域で活躍する人々を記録し、動画や広報媒体を通じて広く情報発信することにより、地域のスポーツの歩みを未来につなぎ、参加意欲と誇りを高めます。	生涯学習・スポーツ課

## 基本目標5 スポーツを楽しむための質の高い環境をつくる

### 5.1 デジタル技術を活用したスポーツ・パラスポーツの推進

#### 施策方針

デジタル技術を活用して、誰もが参加できるスポーツ事業を推進し、スポーツを通じて「健康(健康寿命の延伸)」と「つながり(共生社会の形成)」を区全体に広げます。

- ▶ 誰もが楽しめる e スポーツやマイナースポーツが盛んになるとよい  
(スポーツちよだ未来会議)
- ▶ eスポーツへの関心がある人が約3割に上り、中でも若い年代で高くなっている  
(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
③⑧	<b>拡充</b> デジタル技術の活用	スポーツセンターやグラウンドの利便性を向上するために、デジタルや AI(人工知能)技術を活用した、新たな機能や取組みを検討します。	生涯学習・スポーツ課
③⑨	多世代参加型のeスポーツの体験イベントの開催	「Let's play! パラスポーツ・e スポーツちよだ」を通じて、子どもも高齢者も楽しめる多様なスポーツ体験の場を提供します。	生涯学習・スポーツ課

## 5.2 スポーツを身近でできる場・機会の確保

### 施策方針

公園・広場や学校施設等の地域資源を活用して、スポーツを安全に楽しめる場を増やし、身近な場所で健康増進や世代を超えた交流が広がるようにします。

- ▶ スポーツが好きになるきっかけについて、「気軽にスポーツができる場所がある」が第1位  
(子どもアイデアボード)
- ▶ 子どもがスポーツを地元の友達とやろうと思っても、気軽に行く環境がない  
(区民アンケート)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
④⑩	<div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">拡充</div> 公園・広場におけるスポーツ機能の確保と地域資源の活用	区内の公園・広場において、区民が身近な場所で安全に体を動かせる環境を確保するとともに、スポーツを楽しむ機能を充実させることで、身近でスポーツができる場を提供します。また、外濠公園総合グラウンドについては、国指定史跡としての価値の啓発・活用に取組みます。	道路公園課 文化振興課
④⑪	区立施設の地域への開放	学校の校舎や校庭を、学校教育活動に支障のない範囲で町会や区民自主サークル等の活動の場所として提供するとともに、区民施設も活用しながら、地域に開かれたスポーツの場を広げ、区民の交流と地域スポーツの活性化を図ります。	子ども施設課 学務課 高齢介護課 生涯学習・スポーツ課

## 5.3 区立スポーツ施設の整備及び管理運営

### 施策方針

本区のスポーツ拠点となる新スポーツセンターの整備、区立スポーツ施設の適切な管理運営に取り組み、快適性・安全性・利便性が高く、誰もが利用したくなるスポーツ環境の充実を図ります。

- ▶ 施設の利用時間の拡大、予約方法等、より使いやすくなる工夫をしてほしい  
(スポーツちよだ未来会議)
- ▶ バリアフリー対応の充実は重要である  
(関係団体等ヒアリング)



取組番号	取組名	主な取組内容	所管
④②	<b>拡充</b> 新スポーツセンターの整備	新スポーツセンターの整備と整備期間中の活動場所を確保することで区民が継続的に運動や交流を楽しめるスポーツ拠点の形成を図ります。	生涯学習・スポーツ課
④③	区立スポーツ施設の管理運営	スポーツセンター、花小金井運動施設等の区立スポーツ施設を適切に管理・運営し、利用者の利便性向上と施設機能の充実を図ります。	生涯学習・スポーツ課

## 5.4 安全で公正なスポーツ環境の整備と意識啓発の推進

### 施策方針

スポーツ活動の安全管理と公正性を確保する体制を強化し、倫理教育・相談支援等を通じて、誰もが安心して参加できる安全で健全なスポーツ環境を実現します。

取組番号	取組名	主な取組内容	所管
④④	<div style="background-color: #f08080; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> スポーツにおける熱中症対策等の推進	気温や湿度等の天候に応じたグラウンドの予約キャンセルの受付やスポーツにおける熱中症等の対策をするための設備や備品の充実を図ることで、安全かつ安心してスポーツを行える環境を整備します。	生涯学習・スポーツ課
④⑤	<div style="background-color: #f08080; padding: 2px; display: inline-block;">新規</div> スポーツ・インテグリティ強化のための取組み	区事業のスポーツ指導者等を対象に、精神的・身体的な苦痛を与える行為となるハラスメント防止研修の実施や相談窓口の周知、各団体の健全運営の仕組みであるガバナンス強化に向けた取組みへの支援等を通じて、誰もが安心してスポーツに取り組める環境を区内に広げます。	生涯学習・スポーツ課

コ ラ ム

### スポーツ・インテグリティとは



- スポーツ・インテグリティとは、スポーツにおける「誠実性・健全性・高潔性」のことです。ドーピングや八百長、違法賭博、暴力、ハラスメント、差別、団体ガバナンスの欠如等の不正が無い状態を指します。
- 東京都では、スポーツにおける不正や差別、ハラスメント等の根絶等を図るため、競技団体の役員や指導者に向けた研修等を実施しています。(出典:東京都スポーツ推進本部)
- 「スポーツ基本法」は令和 7 年 6 月に一部改正されました。この改正では、公正で安全なスポーツ環境を確保するため、公正性・透明性・ハラスメント防止・事故防止・ガバナンス強化等、スポーツ・インテグリティに関する国・自治体の責務が大幅に強化されました。

# 第 5 章 計画の推進



# 1 計画の推進体制

## ▶▶ 推進体制

本計画の推進にあたっては、区民をはじめ、多くの人や組織がそれぞれ主体的にスポーツに関わり、本区でスポーツの価値が高まるよう、相互に連携と協働を図りながら取り組めます。

## ▶▶ 各主体への期待・役割

区民・地域	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自分らしくスポーツを楽しみ、日常的に実践や応援、イベント参加、パラスポーツへの関わりを通じて、スポーツ文化の担い手となることを期待します。</li><li>● スポーツを通じて地域や社会とのつながりを深めることを期待します。</li></ul>
スポーツ団体・サークル スポーツ指導者	<ul style="list-style-type: none"><li>● 主体的なスポーツ活動、適切な指導、スポーツイベント開催等を通じて、スポーツの楽しさを広める一翼を担うことを期待します。</li><li>● スポーツ・レガシーの継承とともに、スポーツを通じた合理的配慮の普及、地域コミュニティの活性化等、より良い社会形成に寄与することを期待します。</li></ul>
企業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 従業員と家族の健康づくり、地域・団体・行政との連携、企業の有する資源(施設、技術、人材等)等を通じて、スポーツの価値向上を図ることを期待します。</li></ul>
学校 保育所・幼稚園 こども園	<ul style="list-style-type: none"><li>● 教育・保育活動において、子どもたちが体を動かす機会やスポーツを通じて学びあう機会の充実を図り、体力向上、多様な体験、自己肯定感、協調性等を育み、健康と人間的成長に寄与することを期待します。</li><li>● 障害児やスポーツが不得手な子ども等も含め、誰もが自分らしい方法でスポーツに関わることのできる機会の確保を期待します。</li></ul>
区(行政)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 庁内の生涯学習・スポーツ、教育、福祉、まちづくり等の分野間連携の一層の推進を図るとともに、関係機関等と連携しながら、スポーツ習慣の定着と誰もが安全にスポーツを楽しめる環境整備を進めます。</li><li>● スポーツの価値を高める施策の推進におけるリーダーシップを発揮します。</li></ul>

## 2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルに沿って施策及び事業の点検・評価を定期的実施し、成果目標に向けて施策の継続的な見直しを図ります。

### ▶▶PDCAサイクル

施策や事務事業の企画・立案、実施、評価、見直し(Plan-Do-Check-Action)のサイクルを継続して行うことにより、施策や事務事業を見直し、その結果を実施方法の改善や予算へ反映させる手法をいう。

資料:千代田区参画・協働ガイドライン(平成26年4月策定)



▼スポーツを楽しむ区民



# 資料編



# 1 千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会

## (1)設置要綱

千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会設置要綱

令和7年5月1日  
7千地生ス発第126号

(設置)

第1条 千代田区スポーツ振興基本計画(以下「スポーツ振興基本計画」という。)の策定にあたり、様々な視点を踏まえ検討するため、千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1)スポーツ振興基本計画の策定に関すること。
- (2)その他、千代田区長(以下「区長」という。)が必要と認める事項

(構成)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- (1)学識経験者
- (2)一般社団法人千代田区スポーツ協会の役員等
- (3)千代田区スポーツ推進委員協議会の役員等
- (4)総合型地域スポーツクラブの役員等
- (5)千代田区健康づくり推進員
- (6)スポーツ競技の関係者
- (7)パラスポーツ競技の関係者
- (8)小学校、中学校又は中等教育学校の教職員
- (9)地域振興部文化スポーツ担当部長
- (10)その他区長が必要と認めた者

2 委員会の委員は、13名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からスポーツ振興基本計画が策定された日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、区長が指名する委員をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表して総括し、委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の招集は、委員長が行う。

2 委員会は、委員の半数以上の出席(音声及び映像の送受信により相互の状態を即時に認識しながら通話をすることができる方法による出席を含む。)がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、地域振興部生涯学習・スポーツ課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

附則(令和7年6月30日7千地生ス発第507号)

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

## (2)委員名簿

(敬称略)

	氏名	所属等	備考
1	寺田 佳代	国際基督教大学 教養学部 保健体育プログラム 課程准教授	委員長
2	菅野 豊	一般社団法人千代田区スポーツ協会 会長	副委員長
3	植田 浩敏	千代田区スポーツ推進委員協議会 会長	
4	飯田 加世子	富士見スポーツ・文化クラブ 運営委員	
5	田口 純子	千代田区健康づくり推進員	
6	水野 智佳子	元オリンピック日本代表	
7	藤田 勝敏	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会 スポーツ振興部長	
8	美越 英宣	千代田区立番町小学校 校長	
9	野村 公郎	千代田区立九段中等教育学校 統括校長	
10	中田 治子	千代田区 地域振興部 文化スポーツ担当部長	

## 2 計画策定の経過

日程	会議等	内容等
令和6年12月2日～12月25日	区民アンケート	18歳以上の区民 2,000人(無作為抽出) 回答 842人(有効回答率42.1%)
令和7年1月～3月	関係団体等ヒアリング	区内で活動するスポーツ団体 53団体 回答 37件(回答率69.8%)
令和7年6月23日	第1回千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会	委員長・副委員長選出 (1)計画の策定趣旨、スケジュールについて (2)現行計画の進捗状況について (3)令和6年度調査について
令和7年8月1日	スポーツちよだ未来会議	公募(在住・在勤・在学) 8名
令和7年9月8日	第2回千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会	(1)計画素案の検討について (2)計画の方向性について
令和7年10月5日	子どもアイデアボード	区民体育大会に訪れた子どもからの意見徴収 意見数 298件
令和7年11月5日	第1回千代田区スポーツ振興基本計画庁内検討会	(1)千代田区スポーツ振興基本計画について (2)施策・事業体系案について (3)今後のスケジュールについて
令和7年11月17日	第3回千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会	(1)前回委員会の振り返りについて (2)計画素案について
令和8年1月5日～1月19日	パブリックコメント	意見者数4人 意見数4件
令和8年2月16日	第4回千代田区スポーツ振興基本計画策定委員会	(1)前回委員会の振り返りについて (2)意見公募等の結果を踏まえた計画(案)について

### 3 区内スポーツ関連施設一覧

#### (1)区内にあるスポーツに関する施設

施設名	施設内の設備等	住所
スポーツセンター	主競技場	内神田2-1-8
	卓球場	
	剣道場	
	柔道場	
	弓道場	
	相撲場	
	トレーニングルーム	
	多目的室	
	プール	
	スタジオ	
	ゴルフレンジ	
昌平童夢館 (コミュニティスクール)	プール	外神田3-4-7
	体育館	
	屋上校庭	
	多目的ホール	
	遊戯室	
	集会室	
神田さくら館 (コミュニティスクール)	プール	神田司町2-16
	体育館	
	校庭	
	多目的ホール	
麴町小学校 (コミュニティスクール)	プール	麴町2-8
	体育館	
	校庭	

施設名	施設内の設備等	住所
富士見みらい館 (コミュニティスクール)	プール	富士見1-10-3
	体育館	
	軽音楽スタジオ	
九段小学校	体育館	三番町 16
お茶の水小学校	プール	神田猿樂町 1-1-1
	体育館	
	校庭	
和泉小学校 ちよだパークサイドプラザ	プール	神田和泉町1
	体育館	
	多目的ホール	
麴町中学校	武道場	平河町 2-5-1
神田一橋中学校	武道場	一ツ橋 2-6-14
	体育館	
九段生涯学習館	レクリエーションホール	九段南1-5-10
いきいきプラザ一番町	プール	一番町12
外濠公園総合グラウンド	競技場	五番町先
	テニスコート(2面)	
花小金井運動施設	運動場(軟式野球場(2面)・フットサルコート(2面))	小平市花小金井南町3-2-7
夢の島東少年野球場	少年軟式野球場(2面)	江東区夢の島
江戸川河川敷少年サッカー場(賃貸借)	少年サッカー場	埼玉県三郷市岩野木先
スポーツ開放校	麴町中学校体育館	
	神田一橋中学校体育館	
	旧今川中学校体育館	
	旧練成中学校体育館(休止中)	
校庭開放校	区立小学校 8校	

## (2)千代田区の公園・広場等

施設種別	施設名	施設内の設備等
区立都市公園 広場	宮本公園(外神田 2-16-9)	
	芳林公園(外神田 3-5-18)	
	東郷元師記念公園(三番町 18)	健康遊具
	練成公園(外神田 6-11-19)	
	錦華公園(神田猿樂町 1-1-2)	
	淡路公園(神田淡路町 2-27)	
	西神田公園(西神田 2-3-11)	健康遊具
	神田児童公園(神田司町 2-2)	
	神田橋公園(神田錦町 1-29)	
	佐久間公園(神田佐久間町 3-21)	
	三宅坂小公園(隼町 4-3)	
	龍閑児童公園(岩本町 1-14-1)	
	常盤橋公園(大手町 2-7-2)	
	清水谷公園(紀尾井町 2-1)	
	千鳥ヶ淵公園(麴町 1-2、一番町 2)	健康遊具
	九段坂公園(九段南 2-2-18)	
	富士見児童公園(富士見 1-1-16)	
	神保町愛全公園(神田神保町 2-20-3)	
	和泉公園(神田和泉町 1-300)	
	秋葉原公園(神田佐久間町 1-18)	
	内神田尾嶋公園(内神田 1-5-14)	健康遊具
	外濠公園(五番町、富士見 2 丁目、九段北 4 丁目)	
小川広場(神田小川町 3-6)	フットサルコート・バスケットゴール	
国民公園 都立公園	北の丸公園(北の丸公園 1-1)	
	皇居外苑(皇居外苑 1-1)	
	日比谷公園(日比谷公園 1-6)	

## 4 用語解説

五十音	用語	説明
アルファベット	AR、VR	AR(拡張現実)は、現実世界にデジタル情報を重ねる技術です。スポーツではフォームや動作の解析、年齢や運動能力に関係なく楽しめるスポーツ等に活用されています。VR(仮想現実)は、仮想の世界に入り込む技術です。ゴーグルを装着した仮想空間での技術の習得や、臨場感あふれるスポーツ観戦、対戦型スポーツ等に活用されています。
	SNS	「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の頭文字をとったもので、インターネット上で人と人がつながり、情報や写真・動画をやり取りできるサービスのことです。
あ行	アスリート	高い競技力を持つスポーツ選手のことです。
	アーバンスポーツ	アーバンスポーツは、エクストリームスポーツ(速さや高さを極限まで追求し、過激で華麗な離れ業を競いあうスポーツ)の中で都市での開催が可能なものの総称で、「都市型スポーツ」「ストリートスポーツ」とも呼ばれます。種目はボルダリング、BMX、スラックライン、パルクール、スケートボード、3×3(バスケットボール)等ですが、特に種目を限定するものではありません。
か行	コミュニティスクール	本区のコミュニティスクールは、小学校の授業や区の事業などが行われない時間帯に区立複合施設を一般に開放する事業です。
さ行	情報アクセシビリティ	年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが必要な情報にたどり着き、利用できることをいいます。
	スポーツボランティア	スポーツ団体やスポーツ大会の運営等に報酬を目的としないで手伝いや支援を行う人のことをいいます。
	スポーツ・レガシー	スポーツを通じて生まれる「次世代に残すべき遺産(レガシー)」のことをいいます。
な行	ニュースポーツ	年齢・体力・経験に関係なく、誰でも気軽に参加しやすい“新しいタイプのスポーツ”の総称です。伝統的な競技スポーツ(野球・サッカー等)とは異なり、ルールがわかりやすい、体力差が出にくい、初心者でも楽しめる、みんなで一緒にプレーできるといった特徴があります。
は行	フレイル	加齢によって筋力や認知機能、気力や社会性が低下する「心身の虚弱状態」のことです。健康と要介護の中間にあたり、早期に気づいて運動・栄養・社会参加等で予防や改善が可能です。
ま行	マルチスポーツ	マルチスポーツは、子どもたちが複数のスポーツを同時期に行うことを指します。同時期に複数のスポーツを経験することは身体機能の向上やケガの防止だけではなく、複数の仲間(コミュニティへの所属)を通じて、子ども自身の社会性や協調性などを育む教育的な意義もあります。スポーツ庁は令和6年度よりジュニア期の子どもたちを対象に、我が国に適した「日本型マルチスポーツ」環境の構築を図るべく、新たな取組みをスタートさせました。

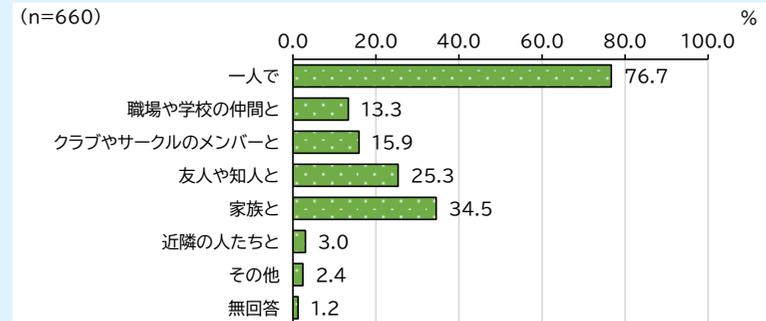
## 5 区民アンケート

本計画の策定にあたり実施した区民アンケート(18歳以上 842人回答)から、「第2章 スポーツに関する現状と課題」の中で用いたアンケート結果を掲載します。

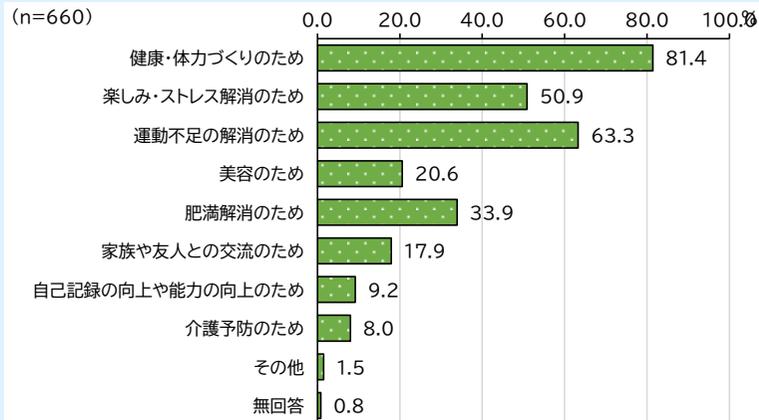
▶ スポーツを大切だと感じる気持ち(問6)



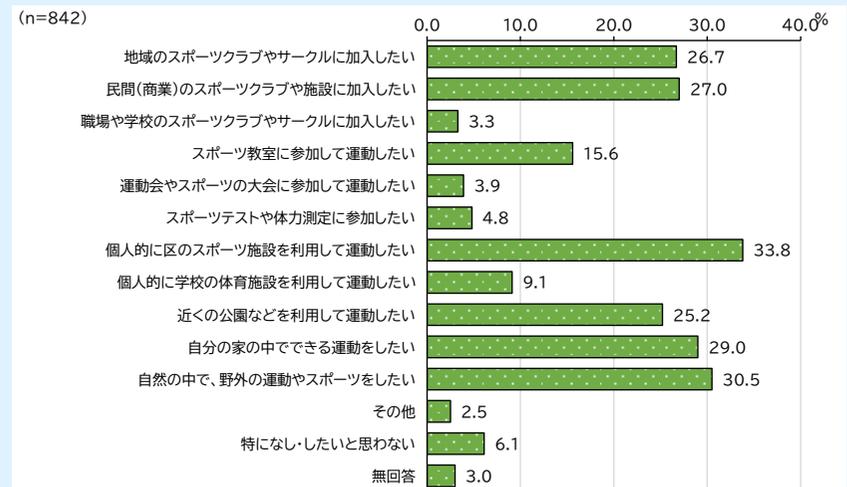
▶ 1年間に一緒にスポーツをした相手(月1回以上行っている人が対象)(問7-5)



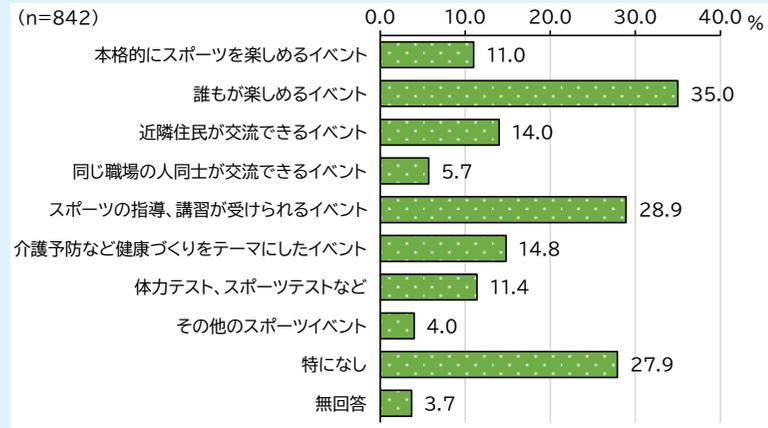
▶ スポーツを行う目的(月1回以上行っている人が対象)(問7-2)



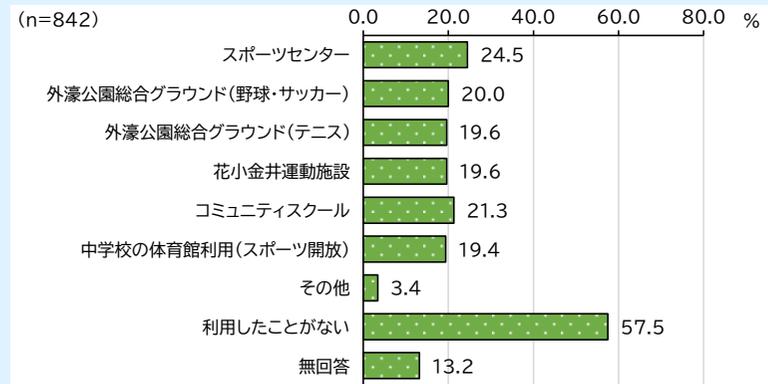
▶ スポーツをしたい機会や場所(問9)



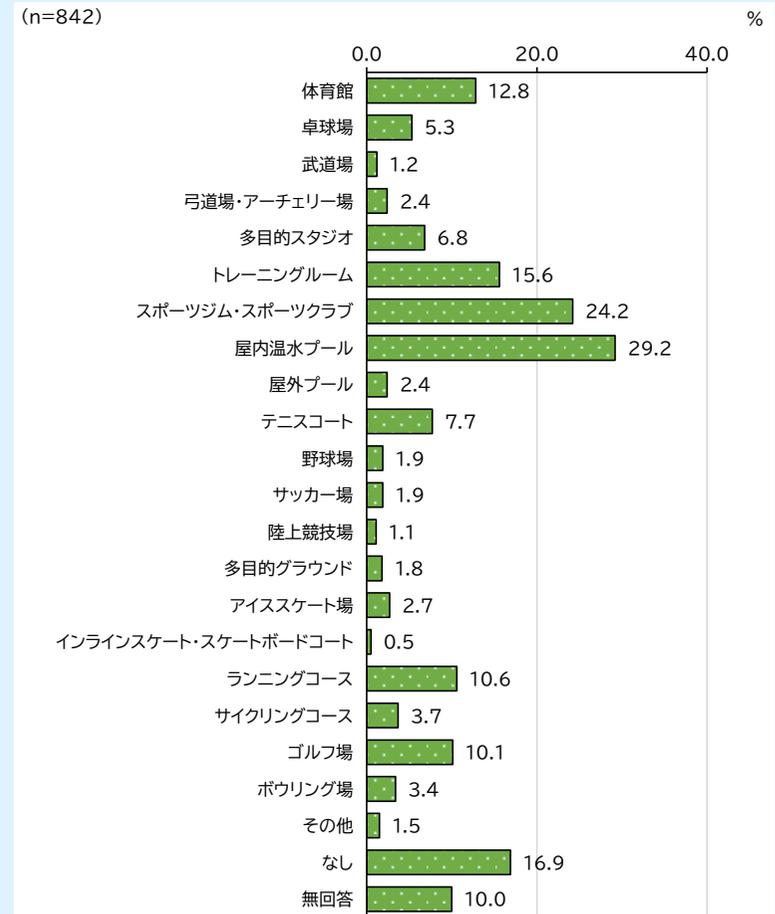
▶ 今後参加したいスポーツイベント(問 10)



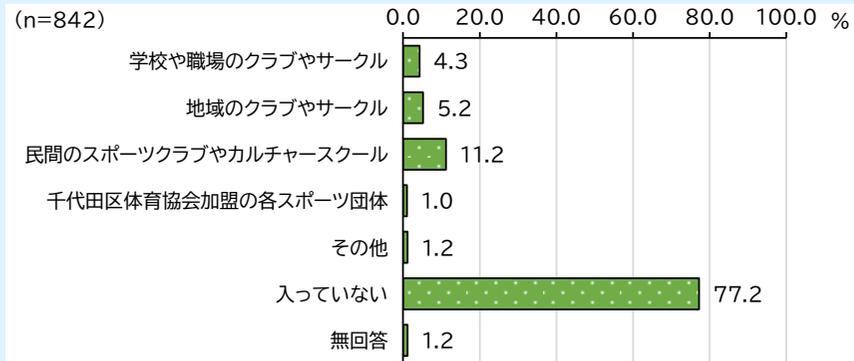
▶ 1年間の区立スポーツ施設等の利用状況(問 13)



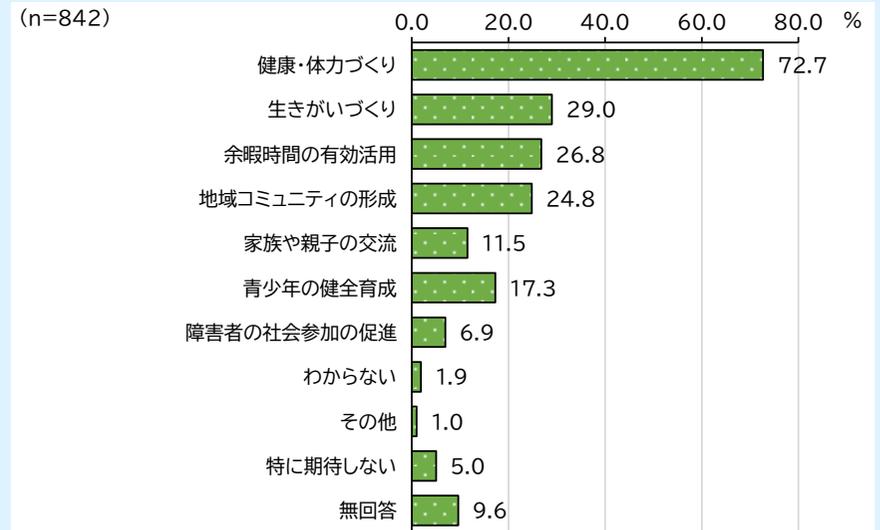
▶ 今後利用したいスポーツ施設(問 12)



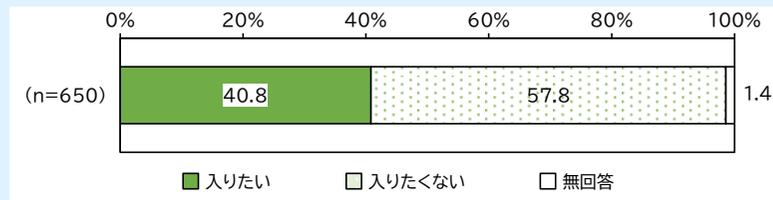
▶ スポーツのクラブやサークルなどの入会状況(問 14)



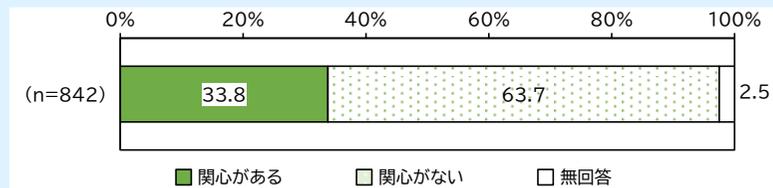
▶ 地域スポーツ活動に期待する効果(問 21)



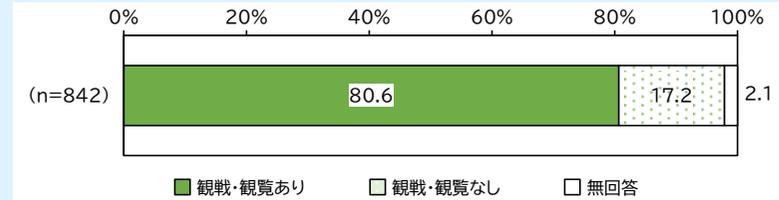
▶ スポーツのクラブやサークルへの加入希望(入会していない人が対象)(問 14-2)



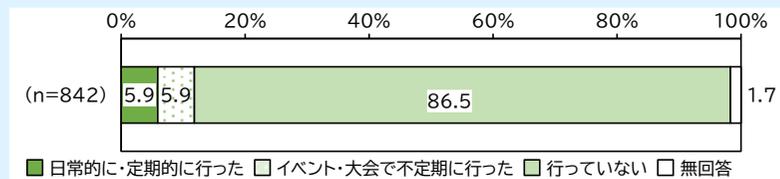
▶ 障害者スポーツへの関心(問 17)



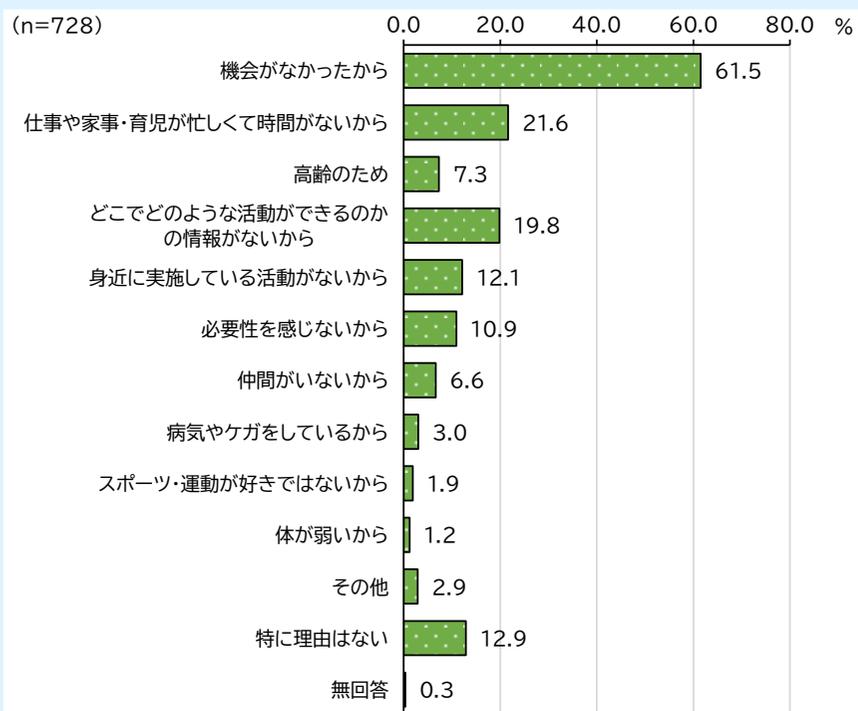
▶ 1年間のスポーツの試合や大会の観戦経験(問 22)



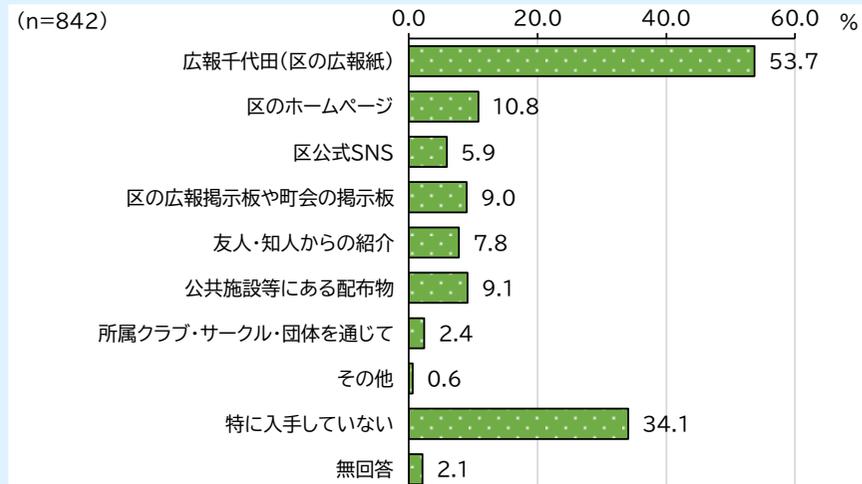
▶ 1年間のスポーツを支える活動の実施経験(問 24)



▶ スポーツを支える活動を行わなかった理由(行っていない人限定)(問 24-2)



▶ 区内スポーツ情報の入手方法(問 26)



## 6 子どもアイデアボード

子どもアイデアボード(区民体育大会に訪れた子ども(中学生以下) 298名)で寄せられた、「やってみたいスポーツ」「こんなあそびがあったらいいな」への回答を掲載します。

【未就学児】

種目・スポーツ	件数
サッカー	18
スイミング(水泳、プール、泳ぐ)	14
ダンス	12
かけっこ(走るの、リレー)	6
バスケットボール(バスケ)	5
野球	5
体操	4
テニス	3
バドミントン	3
バレーボール(バレー)	2
ボール遊び(小さい子供ができるボールあそび)	2
ジャンプ	2
トランポリン	2
チアダンス	1
おにごっこ	1
スケート	1
ラグビー	1
砂遊び	1
相撲	1
メリーゴーランド	1
ピアノ	1
なわとび	1
鉄棒のうしろまわり	1
剣道	1
いろいろなスポーツ	1

【小学校低学年】

種目・スポーツ	件数
水泳、スイミング	16
バスケットボール	13
サッカー	13
ドッチボール	10
ダンス	7
野球	6
バレーボール	6
テニス	3
剣道	2
リレー	2
逃走中!(ハンター逃走中)	2
縄跳び(二重飛び)	2
バドミントン	1
スケート	1
ローラーブレード	1
体操	1
チアリーディング	1
のぼりぼう	1
ジャンケンおにごっこ	1
ドッチビー	1
卓球	1
ピアノ	1
マラソン	1
一輪車	1
棒高跳び	1
小さい子といっしょにできること	1
みんなが楽しくあそべるあそび!	1
トランポリン	1
柔道	1
ゴールボール	1
勝ち負けなしのみんな楽しめるあそび	1
ゴルフ	1
ボウリング	1
空手	1

## 【小学校高学年】

種目・スポーツ	件数
ダンス	8
バスケットボール	5
バレーボール	5
バドミントン	4
空手	3
卓球	3
ドッチボール	3
テニス	2
水泳	2
ろくむし	2
ドッチビー	2
アーチェリー	2
体操	1
スケート	1
バレエ	1
剣道	1
ボウリング	1
ポッチャ	1
性別・体力を問わないスポーツ	1
てんか	1
縄跳び	1
柔道	1
スキー	1
おにごっこ	1

## 【中学生以上】

種目・スポーツ	件数
ダンス	2
つなひき	1
陸上	1
テニス	1
卓球	1
ボルダリング	1
Yoga	1

---

## 第3期 千代田区スポーツ振興基本計画

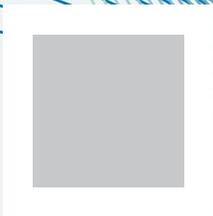
令和8年3月

発行・編集 千代田区地域振興部生涯学習・スポーツ課

〒102-8688 千代田区九段南一丁目2番1号

電話:03-3264-2111(代表)

---



## 新スポーツセンター基本計画について

### 1 背景

新たなスポーツセンターの整備に向け、平成 30 年度に新スポーツセンター基本構想検討会を設置し、新スポーツセンター基本構想（素案）（以下「基本構想（素案）」という。）を策定した。また、令和 3 年度には、建設地を現地建替えとすることを決定した。

昨年度は、新スポーツセンター意見交換会を実施し、基本構想（素案）策定時点からの社会情勢の変化等について意見を聴取した。また、周辺公共施設との連携可能性についても検討を行い、基本構想（素案）に掲げる基本的な考え方を継承した新スポーツセンター基本構想（以下「基本構想」という。）を策定した。

今年度は、学識経験者や団体関係者からなる新スポーツセンター基本計画検討会を設置し、基本構想に掲げるコンセプトの実現に向けた検討を重ね、新スポーツセンター基本計画（素案）として取りまとめた。

### 2 新スポーツセンター基本計画の内容について

- ・ 新スポーツセンター基本計画（素案）（資料 4-2）
- ・ 新スポーツセンター基本計画（素案）（要約版）（資料 4-3）

### 3 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 3 月	意見公募 (仮称) 新スポーツセンター基本計画検討会（第 5 回） 基本計画の策定
令和 8 年 4 月以降	東京都との合同整備に向けた協議 代替施設の検討 基本設計業務

千代田区新スポーツセンター  
基本計画（素案）

令和8年〇月

千代田区

# 目次

## 第1部 基本計画策定の背景

P 1

- 1 はじめに
- 2 検討経緯
- 3 基本計画の位置付け

## 第2部 新スポーツセンターの基本的な考え方

P 6

- 1 基本コンセプト
- 2 基本方針
- 3 導入機能

## 第3部 新スポーツセンター基本計画

P 8

### 第1 施設の建設地

- 1 建設地
- 2 立地・特徴
- 3 まちづくりの動向

### 第2 近隣公共施設との連携

- 1 東京都千代田合同庁舎との連携
- 2 施設建築に係る対象エリア
- 3 建物ボリューム

### 第3 施設の基本計画

- 1 建設地の法的条件・関係法令等
- 2 施設配置計画
- 3 主要諸室計画
- 4 施設の建物構成
- 5 施設内動線計画
- 6 駐車場整備計画
- 7 セキュリティ計画
- 8 景観協議に向けた準備
- 9 DXの導入検討
- 10 構造計画
- 11 電気・空調・衛生設備計画
- 12 環境計画
- 13 ユニバーサルデザイン計画
- 14 防災計画
- 15 外構計画
- 16 雨水流出抑制計画

### 第4 施設の事業計画

- 1 事業費
- 2 事業方式

### 第5 新スポーツセンター整備のスケジュール

### 第6 巻末資料

- 1 検討会

### 1 はじめに

千代田区立スポーツセンターは、昭和47年10月に完成し、同年12月に開館して以来、千代田区におけるスポーツの拠点としての役割を担ってきました。この間、耐震補強工事や省エネルギー化工事、大規模な改修工事を実施してきましたが、建築から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化やユニバーサルデザインへの対応などの課題を抱えています。

区では、多様化する利用ニーズや社会情勢の変化に対応した、誰もが利用しやすい新たな施設とするため、新スポーツセンター整備の検討を進めてきました。

平成30年度には、新スポーツセンター基本構想検討会を設置し、全5回にわたり検討を行い、新スポーツセンター基本構想（素案）を取りまとめました。また、令和3年度には、建設地を現地建替えとすることを決定しました。

建設地には、江戸期に鎌倉河岸という公共的なオープンスペースが立地し、様々な物資が荷揚げされ、多くの人々でにぎわっていました。江戸中期以降も水上交通のターミナルとして重要な役割を担っており、木材・竹・薪炭などが多く荷揚げされました。その後、神竜小学校が開校した後、現在のスポーツセンターが整備された歴史があります。このような価値ある歴史が地域の中で語り継がれています。

加えて、昨今は様々な自然災害が発生しており、スポーツセンターは災害時の避難所であることも考慮して整備を進める必要があります。また、様々な分野でデジタル技術の活用が進んでいますが、スポーツにおいてもDXなどの最新技術を活用することで、サービスの向上が期待されます。

令和6年度は、学識経験者や団体関係者から意見を聴取した上で、新スポーツセンター基本構想（素案）の内容を継承しながら、DXの観点や、新型コロナウイルス感染症拡大後の生活様式の変化など、素案作成時から現在に至るまでの社会情勢の変化を踏まえた更新を行い、千代田区新スポーツセンター基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

また、建設地には東京都千代田合同庁舎が隣接して立地しており、近隣公共施設との連携により、区民へのサービス向上を実現することが期待されていることから、令和7年度は、複合施設としての機能や規模等の検討を進めてきました。

千代田区新スポーツセンター基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本構想及び学識経験者や団体関係者で構成する新スポーツセンター基本計画検討会を踏まえ、近隣公共施設との連携により期待される機能や規模等をお示しするものです。

～スポーツの定義について～

本基本計画では、ルールに基づいて勝敗や記録を競うものから、健康を目的に行われる運動、さらに遊びや楽しみを目的とした身体活動まで、その全てを幅広く含むものを「スポーツ」として定義しています。

〈スポーツの範囲（例）〉

- ・ ルールに基づいて勝敗や記録を競うもの（野球やサッカー等の競技スポーツ）
- ・ 健康を目的に行われる運動（体操・ストレッチ、ウォーキング、ランニングなど）
- ・ 遊びや楽しみを目的とした身体活動（レクリエーション活動、かけっこなど）

## 2 検討経緯

区では、千代田区スポーツ振興事業推進委員会による提言や千代田区体育協会（現一般社団法人 千代田区スポーツ協会）などの関係団体からの要望、新スポーツセンター基本構想検討会や新スポーツセンター基本構想に係る意見交換会、新スポーツセンター基本計画検討会などを踏まえ、新スポーツセンターの整備に向けた検討を行ってきました。

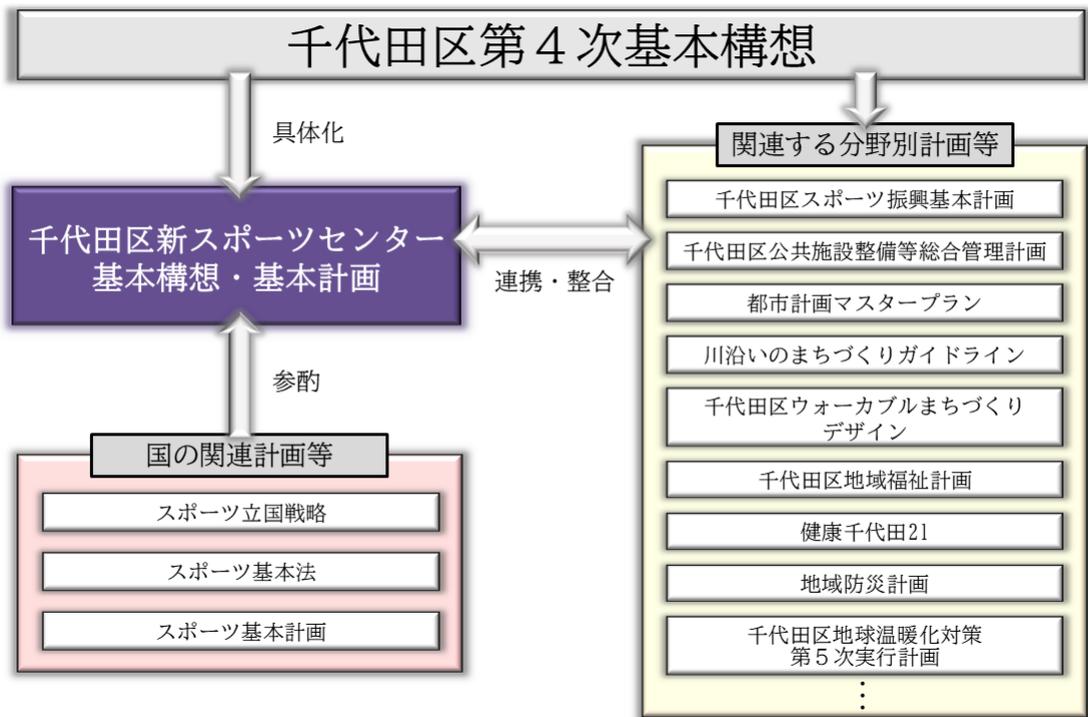
H27.3.30	○新スポーツセンター整備の「基本コンセプト」の提言の提出 千代田区スポーツ振興事業推進委員会より、平成 27 年 3 月に策定した「ちよだみらいプロジェクト」における施設整備計画を踏まえ、新スポーツセンター整備の「基本コンセプト」の提言を提出
H27.9.18	○要望書・陳情書の提出 千代田区体育協会から新スポーツセンターを小川広場に整備することについて、区及び区議会に対し要望書・陳情書が提出される。
H27.10.13	○公共施設整備特別委員会での審議が開始
H27.12.2	○新スポーツセンター建設候補地の選定 公共施設整備特別委員会の審議において、建設候補地を現在のスポーツセンター、小川広場、旧今川中学校、旧練成中学校の4ヶ所に絞って検討することがまとめられる。
H28.1.13	○区から千代田区体育協会へ絞り込みの依頼 公共施設整備特別委員会の要請に基づき、機能の整理を区から千代田区体育協会へ申し入れ。
H28.5.6～ H29.3.31	○新スポーツセンター建設候補地の調査の実施 新スポーツセンター建設候補地の選定に向け、4ヶ所の建設予定地において敷地条件の整理、規模設定等について調査を実施
H29.5.17	○新スポーツセンター建設候補地を3ヶ所に絞る 公共施設整備特別委員会の審議において、新スポーツセンター建設候補地が小川広場を除く3ヶ所に絞ることを確定
H29.7.27	○機能の整理の提出 千代田区体育協会から機能の整理が提出される。
H30.3	○新千代田区立スポーツセンター整備に関する提言の提出 千代田区スポーツ振興事業推進委員会より、新スポーツセンターの基本的な考え方をまとめ、委員会としての方向性を示した「新スポーツセンター整備に関する提言」が提出される。
H31.3	○千代田区新スポーツセンター基本構想(素案)の策定 「新スポーツセンター基本構想検討会」を設置し、コンセプトや規模、求められる機能などについて、様々な視点から検討を行い、千代田区新スポーツセンター基本構想(素案)を策定した。
R4.1.25	○建設地の決定 候補地の中で、公式大会基準を満たす主競技場を整備できる唯一の土地であることから、現スポーツセンター所在地に建設することを正式に決定
R4.3.28	○公共施設調査・整備特別委員会にて建設地の決定を報告

R4	○利用者アンケート、指定管理者ヒアリングの実施 新スポーツセンター導入機能等の検討にあたりニーズ等を把握するため、一般利用者、関係機関、指定管理者への調査を実施
R5	○川沿いの立地を踏まえた調査検討 敷地の大きさや形状、川沿いの立地を踏まえ調査検討を実施
R6	○基本構想の検討を継続 近隣公共施設との連携や事業方式の調査検討を実施
R7.1~2	○新スポーツセンター基本構想に係る意見交換会 新スポーツセンター基本構想(素案)時点からの社会情勢の変化や建設地の決定に関する意見交換会を実施
R7.2.21	○東京都に新スポーツセンターと東京都千代田合同庁舎の合同整備に関する協議書を送付
R7.3	○新スポーツセンター基本構想の策定 コンセプトや規模、求められる機能などについて、様々な視点から検討を行い、千代田区新スポーツセンター基本構想を策定した。
R7.4.18	○新スポーツセンターと東京都千代田合同庁舎の合同整備に関する協議書に対する回答を受領
R7.4.20~5.30	○新スポーツセンター整備に向けた意見募集 基本構想の公開と合わせて、新スポーツセンター整備に向けた意見募集を実施した。
R7.9.12	○新スポーツセンター基本計画検討会（第1回） 基本構想の振り返り、合同整備の方針、現施設の機能と規模等について協議した。
R7.10.27	○新スポーツセンター基本計画検討会（第2回） 現機能の方向性、新たな機能の導入検討、親水空間、避難所機能、防災計画、環境性能、構造性能等について協議した。
R7.11.27~12.11	○新たなスポーツセンターの整備に向けたアンケート 千代田区スポーツ協会加盟団体及び千代田区スポーツ推進委員協議会を対象としたアンケートを実施した。
R7.12.1	○新スポーツセンター基本計画検討会（第3回） 現施設の機能と規模、新たな機能、フロア配置・平面ゾーニング、バリアフリー計画、BCP計画、緑化促進・木材利用、事業方式について協議をした。
R7.12.1、12.23	○新スポーツセンターの整備に係るワークショップ 新スポーツセンター基本計画検討会委員を対象としたワークショップを実施した。
R8.1.26	○新スポーツセンター基本計画検討会（第4回） 現施設の機能と規模、新たな機能、フロア配置・平面ゾーニング、ワークショップ・アンケートの報告、基本計画、代替施設について協議した。

### 3 基本計画の位置付け

千代田区新スポーツセンター基本構想及び基本計画は、千代田区第4次基本構想に掲げるべき姿の1つである、「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっていきます。」の実現に向けて、新スポーツセンターの整備を進めるために策定するものです。

また、区に関連する分野別計画や国の関連計画との関係を以下に整理します。関連する分野別計画との連携及び整合を図るとともに、国の関連計画も参酌しながら新スポーツセンターの整備を進めます。



## 第2部 新スポーツセンターの基本的な考え方

### 1 基本コンセプト

障害のあるなしに関わらず、子どもから高齢者まで幅広い区民が気軽に楽しみ、交流を図りながら一緒にスポーツを楽しみ、生涯を通じた健康づくりに取り組める新スポーツセンターを整備するため、千代田区新スポーツセンター基本構想におけるコンセプトを以下のとおり定めます。

千代田区に住み、働き、学ぶすべての人が  
気軽にスポーツを楽しみ  
生涯を通じて心と体とコミュニティを育むことができる  
スポーツのシンボルとなる中核施設

### 2 基本方針

「体育・徳育・知育」を通じて、「障害のあるなしに関わらず区に在住、在勤、在学するすべての人」が、スポーツを「する・観る・支える」ことで、スポーツを楽しみ、「生涯を通じて」心と体とコミュニティを育むことができる「スポーツ中核施設」を目指すため、基本方針を以下のとおりとします。

- 基本方針  
① 誰もが気軽に心身の健康づくりに取り組める、細やかで魅力的なサービスを提供します。
- 基本方針  
② 区民の多様なニーズに応えるために、官と民の施設・サービスの連携を図ります。
- 基本方針  
③ 生涯にわたるスポーツの振興と競技者の育成に対応した区のスポーツの拠点施設として整備します。
- 基本方針  
④ まちづくりや地球環境の向上に貢献します。
- 基本方針  
⑤ 安全・安心・快適で、使いやすい施設を整備します。

### 3 導入機能

<b>基本方針1</b>	<b>誰もが気軽に心身の健康づくりに取り組める、細やかで魅力的なサービスを提供します。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 各利用者層に適したスポーツプログラムの提供</li> <li>✓ 健康づくりの参加意欲向上につながる魅力的なサービス</li> <li>✓ 身近な運動や健康に関する情報発信</li> <li>✓ 地域交流や休憩のためのスペースとサービス</li> <li>✓ 心身を健康にする食（カフェ、レストランなど）</li> <li>✓ 利用しやすく訪れやすい施設運営</li> <li>✓ 最新技術を活用したプログラムの提供、最新技術を活用した健康づくりサービスの提供</li> </ul>	
<b>基本方針2</b>	<b>区民の多様なニーズに応えるために、官と民の施設・サービスの連携を図ります。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 区内の官民のスポーツ施設との連携や利用支援を行う窓口機能、センター機能を持つ区のスポーツのシンボリック施設</li> <li>✓ スポーツ関連団体の活動支援</li> <li>✓ 人材交流による細やかで効果的な指導体制の確保</li> <li>✓ 指導者の確保・育成</li> </ul>	
<b>基本方針3</b>	<b>生涯にわたるスポーツの振興と競技者の育成に対応した区のスポーツの拠点施設として整備します。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生涯にわたるスポーツの振興と競技者の育成を目的としたスポーツ中核施設</li> <li>✓ スポーツの公式大会が開催できる施設</li> <li>✓ 多様なスポーツ（障害者スポーツを含む）ができる施設</li> <li>✓ 練習風景を観たり競技者とふれあうことができる空間と機会</li> <li>✓ 最新技術を活用した競技指導や競技力の向上</li> <li>✓ オンライン技術を活用した遠隔指導の検討、オンライン技術を活用した運動機会の拡大</li> </ul>	
<b>基本方針4</b>	<b>まちづくりや地球環境の向上に貢献します。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 省エネルギーや再生可能エネルギーの活用等による地球環境に配慮した施設</li> <li>✓ 緑化など自然に親しめ、まち並み景観に貢献する施設</li> <li>✓ 日本橋川に顔を向けた施設、川沿いの立地を活かした施設</li> </ul>	
<b>基本方針5</b>	<b>安全・安心・快適で、使いやすい施設を整備します。</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ バリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用</li> <li>✓ 高齢者や障害のある方、子どもや女性も利用しやすい施設</li> <li>✓ 安心して利用できる事故対策とセキュリティ対策</li> <li>✓ 快適で利用しやすく、アメニティの向上と円滑な施設運用を可能とする利便施設と設備</li> <li>✓ 大地震等災害時の避難所機能等の防災機能と空間の拡充</li> <li>✓ 感染症予防の観点を考慮した施設</li> </ul>	

## 第3部 新スポーツセンター基本計画

### 第1 施設の建設地

#### 1 建設地

新スポーツセンターの建設地は、現所在地とし、現スポーツセンターの所在地に現地建替えにより整備することとします。

#### 2 立地・特徴

新スポーツセンターの建設地は、現地建替えを含め、旧今川中学校、旧練成中学校、小川広場などの区有地を活用した整備の可能性について検討を行い、建築可能床面積や建物高さの上限が大きいことから、現地建替えにより整備することを令和3年度に決定しました。

新スポーツセンターの建設地は、大手町駅から北東に徒歩約3分、神田駅から南西に徒歩約3分の場所に位置し、公共交通機関によりアクセスしやすく、利便性が高い立地です。



建設地が立地している内神田地区は江戸幕府以来の古いまちであり、明治～戦前は住商が混在する下町型のまちとして発展していました。関東大震災や戦災により市街地の大部分が消失しましたが、震災復興区画整理事業や地下鉄網の整備等により現在の地域の骨格が形成され、交通利便性が向上し区内でも特に業務地化が進んだ結果、現在は出世不動尊や佐竹稲荷神社などに残っている歴史、神田駅周辺の商店街、スポーツ用品店街の形成など、昔ながらの下町らしさと新しい文化の双方を感じられるまちとなっています。

また、江戸期には、鎌倉河岸と呼ばれる公共的なオープンスペースが立地していました。千代田区史には、魚・青物のような生鮮食品をはじめ、材木・茅などの物資が集まる荷上場となり、江戸中期以降も水上交通のターミナルとしての役割を果たしていたことなどが紹介されています。その後、神竜小学校（昭和41年神田小学校との統合により廃校）が開校したのち、昭和47年に現施設が整備された歴史があります。



(画像：神竜小学校閉校式)



(画像：神竜小学校跡地石碑（現地撮影）)



日本橋周辺では、首都高日本橋区間の地下化や民間による大規模開発などまちづくりの動きが活発化しています。また、計画地に隣接する日本橋川においても、首都高速道路日本橋区間地下化事業及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 96 号線による高速道路が撤去され、建設地前面の日本橋川は 2040 年に青空が広がる予定です。

## 工事の流れ



出典：補助第 96 号線の整備（首都高速道路日本橋区間地下化 関連事業）説明スライド

また、日本橋川周辺の特性を活かした水辺空間の賑わいや水辺景観の向上、水質改善に関する検討を行うため、東京都や区、学識委員で構成する日本橋川の賑わい創出に向けた検討会が設置され、令和 7 年 7 月に「日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針（取組方針 Ver. 1）」が定められました。本基本方針において、建設地は、「水辺空間再生にあたってのまちづくりのゾーニング」として、先行整備区間として位置づけられています。「大手町・神田周辺」及び「日本橋周辺」からなる先行整備区間の取組みのイメージでは、日本橋川を中心に回遊性を高める歩行者ネットワークの形成に先行して取り組むこととされています。



出典：日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針（取組方針 Ver. 1）

建設地は、こうしたまちづくりの動向を踏まえたうえで、親水空間・歩行者ネットワークの形成が求められる地域です。また、まちづくりの将来像の実現に向けて関係機関との連携が求められており、今後更新されていく取組方針の内容を踏まえた対応を検討する必要があります。

## 第2 近隣公共施設との連携

### 1 東京都千代田合同庁舎との連携

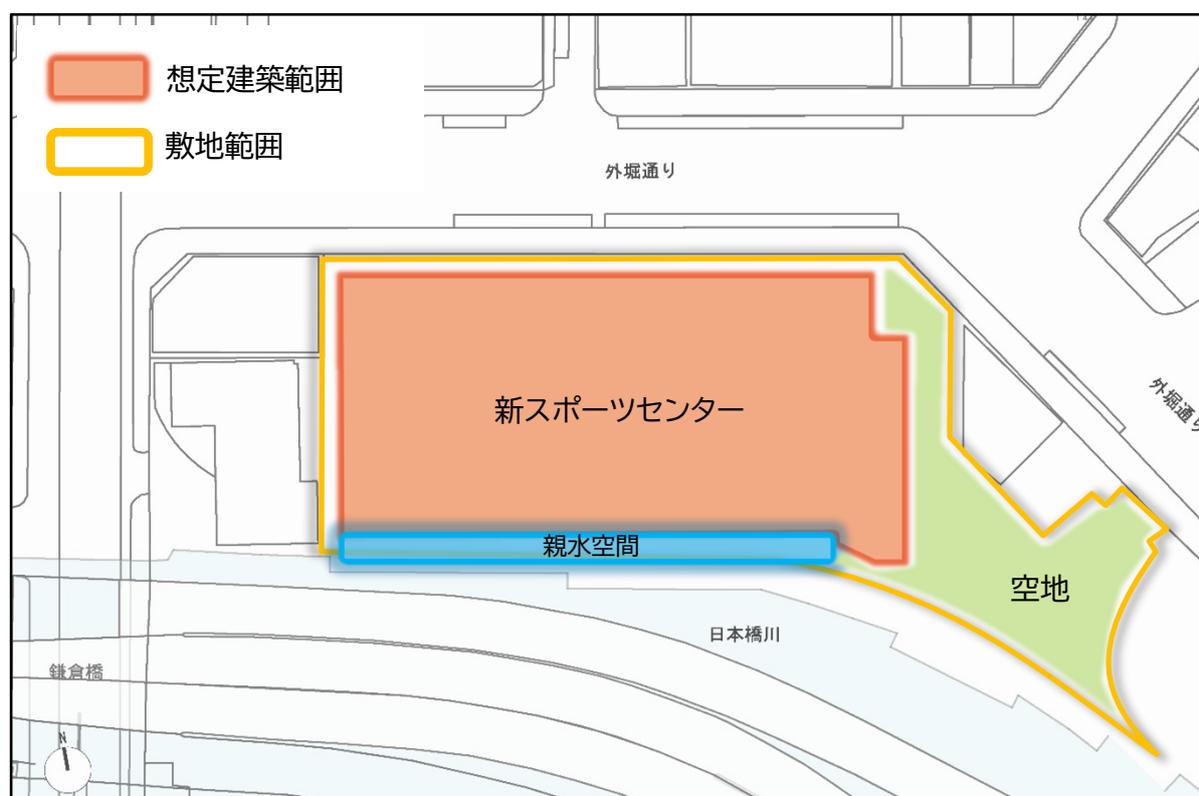
新スポーツセンターの建設地東側には、東京都の千代田合同庁舎が隣接して立地しています。千代田合同庁舎には、主税局（千代田都税事務所）、水道局（千代田営業所、中央支所、千代田給水管工事事務所）の機能が入居しているほか、千代田区の文化財収蔵庫があります。

なお、千代田合同庁舎は、東京都の第三次主要施設 10 か年維持更新計画（令和4年3月東京都財務局）において、第Ⅱ期（令和7年～令和9年）計画施設に位置付けられています。

新スポーツセンターの整備にあたっては、千代田区及び東京都の所有する敷地を一体的に活用することで、スケールメリットを活かした効果的な施設整備が可能となり、区民へのサービス向上を実現することが期待されます。さらに、敷地内の空地を活用することで、地域のにぎわいやまちづくりへの貢献も期待されます。このことから、千代田区では都区合同での施設整備について検討を行いました。

### 2 施設建築に係る対象エリア

区及び東京都の土地を一体的に活用することで、整備可能な建物の平面規模を拡大することが可能となり、敷地東側に空地を創出することが可能となります。



敷地活用・建物配置イメージ

### 3 建物ボリューム

建築基準法には、道路斜線制限、北側斜線制限、隣地斜線制限の3つの斜線制限があります。建設地の用途地域は商業地域となっているため、北側斜線制限は適用がなく、考慮する必要がありません。一方で、道路斜線制限と隣地斜線制限は商業地域にも適用されるため、建物のボリュームを検討する際に考慮が必要となります。令和7年度は、スポーツセンターと千代田合同庁舎の合同整備に向け、新スポーツセンターと都有施設の規模を整理しました。基本構想では、この斜線制限による、建築ボリュームを検討しましたが、基本計画では、施設規模を容積率の最大値で設定し、天空率を用いることにより、建物形状を検討しました。

敷地面積	約 6,055 m <sup>2</sup>
建ぺい率、容積率	80%、800%
延べ床面積の最高限度	約 48,440 m <sup>2</sup>
想定延床面積（容積対象外床面積を含む）	約 50,000 m <sup>2</sup>

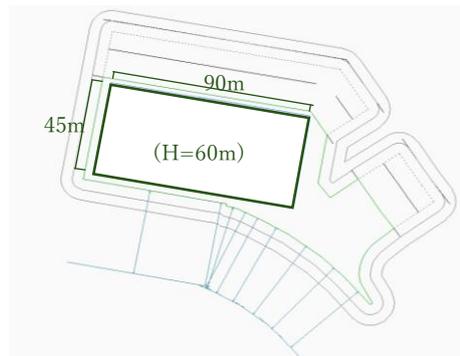
※計画規模は、今後の検討により変更になる可能性があります。

#### (1) 天空率の算定

基本計画では、斜線制限について検討を深め、隣地境界線の取り扱いを整理し、日本橋川の隣地境界線は水面緩和（川の1/2緩和）を適用することで、天空率の算定を行い、以下のようなボリュームとします。

- ・ 計画ボリュームの天空率算定について

平面プレートは、バスケットボールコートが3面の主競技場が計画できる大きさとし、天空率がクリアできるボリュームの検討をしました。また、設計の難易度や事業期間の縮減効果が期待できることから、高さ60mを超える建築物に係る時刻歴応答解析により大臣認定を取得する必要がない60m以下の高さを基本計画に採用しました。



【天空率算定ボリューム参考図】

・ 日本橋川の隣地境界線について

建築基準法施行令第135条の3第1項第1号により、敷地が川・池・水路などの水面に接している場合、その水面の幅の2分の1だけ外側に隣地境界線があるものとみなすことができます。

建設地における日本橋川側の隣地境界線は、水面などによる緩和を適用できると考えられます。また、日本橋川上空の高速道路は、建築基準法第43条における道路ではなく（一自動車のみの交通の用に供する道路）また、建築物でもないことから、日本橋川側は「その公園、広場、水面その他これらに類するものに接する隣地境界線」に該当すると考えられます。

【コラム】 天空率とは

ある地点において上空に占める空の割合を数値化した指標です。建築物や構造物が周囲に与える圧迫感を定量的に評価するために用いられ、都市計画や建築設計において、良好な住環境の確保を目的として導入されています。具体的には、地上のある一点から仰ぎ見た際に、建物等によって遮られることなく視認可能な空の面積の割合を算出するものであり、数値が高いほど空が広く見渡せる、すなわち開放感のある空間であることを示します。この指標は、従来の「日影規制」や「斜線制限」に代わる形で、より柔軟かつ合理的な建築制限を可能とするものであり、特に都市部における高密度な建築計画において有効です。

【コラム】 水面などによる緩和とは

敷地の隣や道路の向かい側に河川、海、公園、広場などがある場合、そこを道路や空地とみなして「道路斜線制限」や「北側斜線制限」を緩和する建築基準法の措置です。具体的には、境界線を水面幅の1/2だけ外側にずらして算定することで斜線制限によって計画ができる規模とは異なる規模の建築を計画することが可能です。

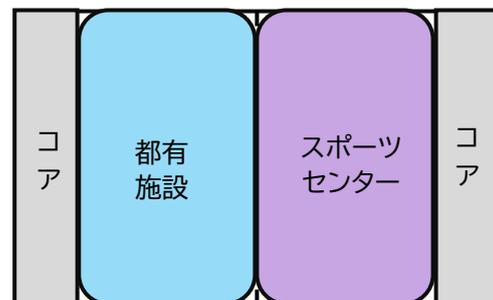
## (2) 施設計画

新スポーツセンターと都有施設は、用途が異なることから、機能や規模の違いを踏まえ、階高の合理性やフロア構成、ゾーニング、構造の合理性を考慮した施設計画とします。

- ・ スポーツセンターの機能と執務室は、必要な階高が異なることに留意し、同じフロアになる諸室の配置やフロア構成には、注意し計画します。
- ・ 主競技場は大空間の諸室となるため、最上階に配置することで、大スパンの架構を実現します。
- ・ 60m以下にボリュームを抑えることで、構造計算がシンプルで経済合理性の高い計画とします。
- ・ コア位置・ゾーニングについて、以下の観点から【東西コア、東西分割案】の計画とします。
  - ▶東西コアとすることで、避難階段を建物四隅に配置することが可能となり、安全性の高い避難計画を実現します。
  - ▶東西分割案とすることで、同一フロアにスポーツセンターと都有施設の機能が共存する場合でも、正方形に近い専有部の平面計画とすることができます。ただし、避難階段まで通じる避難経路を確保する必要があり、避難時には両機能の間におけるセキュリティ確保に十分配慮して計画する必要があります。
  - ▶東西分割案により、スポーツセンターと都有施設の動線を明確に分離することができるため、高層階においてスポーツ施設に求められる整形で大きな平面を確保しやすい計画とします。



【コア位置】



【配置平面】

### 第3 施設の基本計画

#### 1 建設地の法的条件・関係法令等

建設地の法規制等の概要は以下のとおりです。

適用法令等	該当内容
現敷地面積	6,058.08 m <sup>2</sup> （登記簿面積）
都市計画区域区分	市街化区域
用途地域	商業地域
地区計画	内神田南部地区地区計画
その他の地域地区	防火地域
	千代田区駐車場整備地区
	都市再生駐車施設配置計画（内神田一丁目周辺地区）
日影規制	規制なし
道路斜線	1.5 適用距離 30m
隣地斜線	31m+2.5
法定建蔽率	80%
法定容積率	800%
接道道路	前面（北側）道路約 27m（都道外濠環状線）
景観区域区分	千代田区景観街づくり計画（神田地域）
	千代田区景観街づくり計画重点地区（神田川・日本橋川重点地区）
埋蔵文化財包蔵地	指定なし

#### (1) 地区計画

建設地は、内神田南部地区地区計画地のB地区に位置しており、神田エリアと大手町エリアの結節点である内神田南部地区は、魅力ある水辺空間の再生とともに、双方のまちをつなぎ、人の流れと賑わいを周辺へ波及させる機能を担っていくことが求められています。

項目	内容
地区計画の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>○土地の有効・高度利用を図りつつ、公共施設や業務・商業等の機能が共存・調和した複合市街地を形成する。</li> <li>○日本橋川に面してオープンスペースの創出や水辺に親しめる空間の演出等を図り、川に顔を向けたまちづくりを進める。</li> <li>○地域防災にも寄与する船着場の整備を誘導し、舟運も含めた水辺空間の利活用の再生に取り組む。</li> <li>○人道橋の受け地に広場等の空間を整備し、地区周辺も含めた歩行者ネットワークと賑わいの拠点を形成する。</li> <li>○大手町エリアと連携した地区内でのエネルギーネットワーク構築や緑化を誘導し、環境に配慮したまちづくりの推進を目指す。</li> </ul>
土地利用の方針 （B地区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○神田駅や竜閑さくら橋への歩行者動線や回遊性の向上を図りつつ、公有地・民有地それぞれの特性に応じた土地の有効利用により、公共施設や業務・商業等の機能が共存・調和した複合市街地の形成を図る。</li> </ul>
地区施設の整備の方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日本橋川に面したオープンスペースの創出等を誘導し、大規模な機能更新に際しては、水辺空間の再生に資する広場としての整備を誘導していく。</li> </ul>

建築物等の整備の方針	<p>○日本橋川に顔を向けた設えや建築物周囲のゆとりある空間の確保に取り組む。なお、大規模な機能更新に際しては、土地の合理的かつ健全な高度利用と併せ、水辺の再生等に資するまとまった規模のオープンスペースの創出を誘導していく。</p> <p>&lt;建築の制限&gt;</p> <p>○壁面の制限 確保すべき空間を壁面の位置の制限として定める。</p> <p>○建築物等の高さの制限 地区周辺の地区計画等により形成される市街地像を踏まえて概ね 100m程度を目安とし、地区施設に位置付ける大規模な広場空間等を整備する場合については概ね 130m程度とする。</p>
その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>○環境に配慮したまちづくりの推進における神田エリアと大手町エリアの連携として、既に構築されている大手町側の地域冷暖房施設を、当地区を介して神田側につなげていく。そのための洞道等の整備を進めるとともに、地区内でのエネルギーネットワークの構築を誘導していく。</p>

## (2) 水辺を魅力ある都市空間に再生する条例（抄）

水辺を魅力ある都市空間に再生する条例において、水辺再生と周辺まちづくりに関する基本理念を定めるとともに、区の責務として、水辺の利活用の総合的推進に努めるものとしています。

条文	内容
第3条	<p>歴史的文化的に形成された地域の特性を踏まえ、水辺再生と周辺まちづくりは、次の各号に掲げるところを基本理念とする。</p> <p>(1) 水辺が自然の脅威である水害から地域を守るために人の英知を集め整備されてきた歴史を考慮し、都市生活の安全確保を踏まえた親水空間の再生を目指すこと。</p> <p>(2) 水辺が歴史的に人、物、情報等の交流の場として機能してきた経過を踏まえ、様々な地域や関係団体との連携、協力及び交流を促す契機とすること。</p> <p>(3) 都市生活者に憩いや潤いをもたらすとともに、水及び緑や歴史的文化的資産等を活かした環境及び景観の創造並びに観光及び産業の振興を図ること。</p> <p>(4) 沿川地権者等自らが環境づくりに参画するとともに、水辺に近接する建築物の建築、橋その他の構造物の設置及び照明その他の工作物の設置は、水辺の魅力づくりに寄与すること。</p> <p>(5) 水辺は、貴重な公共空間であることから、その利用の仕方、利用ルール及び環境維持の方策など、利用者を始めとする関係者及び関係機関の知恵を結集する場を形成すること。</p>
第4条	<p>区は、この条例の目的を達成するため、水辺の利活用を総合的に推進するよう努めるものとする。</p>

## 2 施設配置計画

施設配置計画について、①大丸有・神田の交通軸、②歩行者動線、③日本橋川沿いの親水空間とその将来性、④敷地内の視線・動線の通り抜けを考慮した計画とします。

### ① 大丸有・神田の交通軸

大手町・丸の内・有楽町（大丸有）エリアと神田エリアを結ぶ広域的な交通軸の中に位置する立地特性を踏まえ、周辺道路や公共交通結節点との接続性を高めた計画とします。

### ② 歩行者動線

敷地周辺における歩行者動線を整理し、主要出入口をわかりやすく配置することで、歩行者が安全かつ直感的に移動できる環境を整えます。歩道幅員や広場空間との連続性、バリアフリー動線の確保により、利用者の属性を問わず快適に施設へアプローチできる計画とします。

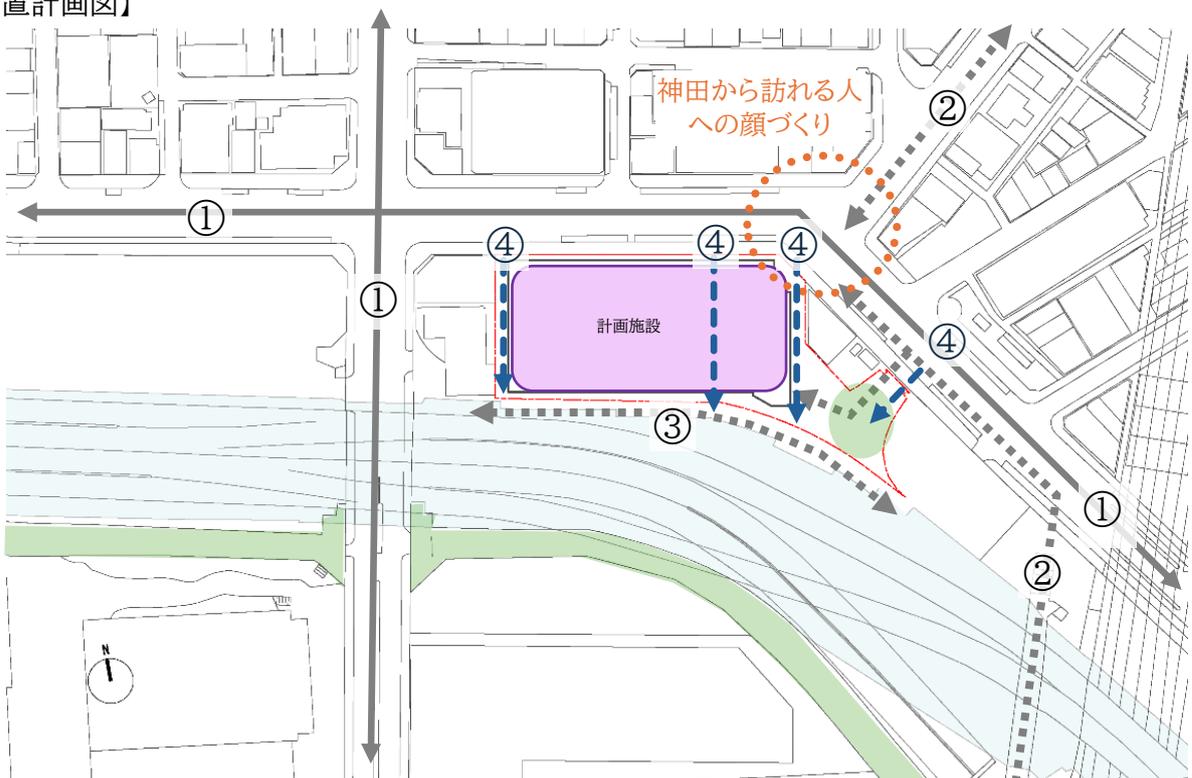
### ③ 日本橋川沿いの親水空間とその将来性

日本橋川沿いの親水空間の整備や将来的なにぎわい創出の可能性を踏まえ、川との視覚的・空間的つながりを最大化する配置とします。河川に向けた開放的なファサードや、川沿い歩行者空間との接続点を設けることで、水辺の魅力を活かした周辺エリアの将来価値の向上にも寄与する計画とします。

### ④ 敷地内の視線・動線の通り抜け

敷地内を閉鎖的な構成とせず、周囲の街区との視線や歩行動線が自然につながる、地域に開かれた施設となることを目指します。敷地の東西南北それぞれに適切に通り抜け可能なルートを設定し、周辺の回遊性を損なうことなく、施設がまちの一部として機能するよう配慮します。

【配置計画図】



### 3 主要諸室計画

#### スポーツセンター機能

新たなスポーツセンターの整備にあたり、機能や規模について検討するため、学識経験者や団体関係者で構成する新スポーツセンター基本計画検討会を設置し、検討を進めてきました。これまでの検討経緯を踏まえ、各諸室の整備方針に係る基本的な考え方をとりまとめました。

#### (1) メインアリーナ（主競技場）

- ・ 区の中核スポーツ施設として、各種競技の国内基準で定められたコートサイズを満たした施設とし、バスケットボールコートやバレーボールコート3面が確保できる大ききで整備できるよう検討を行います。
- ・ 主競技場で行う競技の国内大会基準を満たす高さの計画とします。
- ・ 現状よりも観覧席を拡充し、口の字型の観覧席を整備できるよう検討します。また、車いす専用の観戦スペースの整備を検討するとともに、動線を考慮します。
- ・ 車いす競技が実施しやすい床材や仕様を検討します。
- ・ 国内大会が行われることを想定した設備計画とします。
- ・ 周回できるランニングコースを検討します。

#### (2) サブアリーナ

- ・ 大会開催時に主競技場の控室や準備スペースとして使用することや、大会開催等により、主競技場が使用できない場合の一般利用のための独立した競技空間とします。
- ・ サブアリーナで実施する競技は、主競技場と同様とすることを基本としつつ、ニュースポーツなど多目的な利用ができるよう検討します。
- ・ 観覧席を設けることを検討します。
- ・ 車いす競技が実施しやすい床材や仕様を検討します。

#### (3) プール

- ・ 区の中核スポーツ施設として、公認プール施設要領のうち国内プールの大会基準（短水路 25m）を満たした施設とします。（6レーン以上）
- ・ プールサイドはゆとりをもった計画とします。
- ・ 水深調整の方法を検討します。
- ・ 幼児用プールを併設します。

#### (4) 卓球場

- ・ 現在ダンス等で利用されていることを考慮し、卓球台を収納する器具庫を整備します。
- ・ 大会は主競技場で行うこととし、練習用として利用されることを想定した計画とします。

#### (5) 柔道場・剣道場

- ・ 国内公式大会を開催できる規模とし、柔道場・剣道場をそれぞれ独立した施設として整備する方針とします。
- ・ 剣道場の天井高さは、剣道実施時の動作を考慮し 4.0m以上とします。
- ・ 剣道場の床材は競技の特性に適した仕様を検討します。
- ・ 避難所として位置づけ、居住スペースに利用されることを想定した計画とします。

## (6) 弓道場

- ・ 国内公式大会を開催できる規模とします。
- ・ 審判席・役員席も含め、弓道（近的 28m）の公式大会基準を確保する方針とします。
- ・ 矢道の床は、矢じり及び床を傷めないような素材を検討します。また、巻藁の置き場を考慮します。
- ・ 弓道とアーチェリーの兼用は継続しつつ、利用が重なる場合も考慮し、サブアリーナをアーチェリーで利用できるよう検討します。
- ・ 設計段階において、屋上機器設備必要スペースの検討や屋上の活用方法の検討を行った上で、屋上のアーチェリー利用も含めた多目的な利用が可能か併せて検討します。

## (7) 相撲場

- ・ 相撲場が 23 区では数少ないため維持継承することを検討します。
- ・ メンテナンスの観点から他用途との兼用が難しいため、独立した施設とします。
- ・ 風呂、シャワー更衣室、トイレ等の付帯施設は、必要性を踏まえた規模を設定します。

## (8) トレーニングルーム

- ・ 現況機能を維持・更新する方針とします。
- ・ リハビリを目的とした利用ができる環境の整備も検討します。

## (9) スタジオ

- ・ 多目的な用途で利用可能な機能として整備を検討します。
- ・ ダンス等での利用を想定し、全面鏡を設置し、防音性能も確保します。
- ・ 現況の課題や将来の利用の柔軟さを考慮し、間仕切りなどフレキシブルに対応できる機能を計画します。

## (10) ゴルフレンジ

- ・ 現状と同程度の規模で整備し、防音性の高い仕様とします。

## (11) 多目的室

- ・ 多目的な用途で利用可能な機能として整備を検討します。
- ・ ダンス等での利用を想定し、全面鏡を設置し、防音性能も確保します。

## (12) スポーツ集会室

- ・ スポーツ団体と生涯学習団体が共通して利用できる集会室として、整備を検討し、利用率の向上を図ります。
- ・ プロジェクターやスクリーンを設置し、映像を使用した会議やイベントを行えるよう計画します。

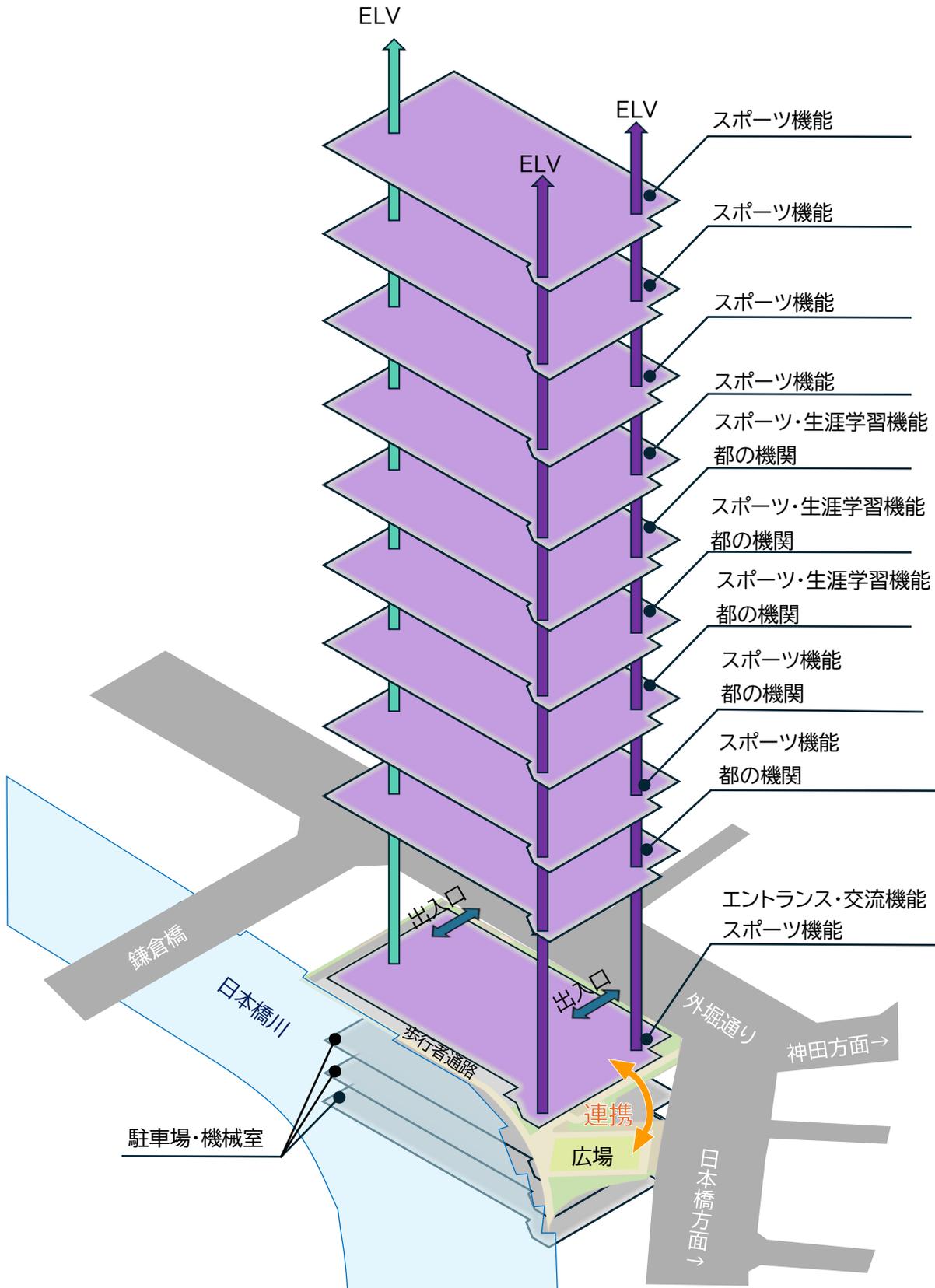
## (13) 多目的ルーム・集会室

- ・ 利用率の向上を図るため、利用スポーツ団体と生涯学習団体が共通して利用できる集会室として整備します。
- ・ 集会室の一部を e スポーツが行える部屋として整備することを検討し、デジタル技術を活用した様々なスポーツを体験・体感することができる設備の導入やプログラムの開催を検討します。また、会議やイベントでの利用の際には、プロジェクターやスクリーンを使用した会議やイベントを行えるよう計画します。また、防音機能を設けることを検討します。

- ・ 多くの人々が利用でき、イベントや講座を開催できる場所とすることで、地域の交流やコミュニティ活動の活発化を図ります。
  - ・ 共用部から活動の様子が伺えるような仕様とすることを検討します。
- (14) 和室・茶室
- ・ 固定の畳を整備し、舞踊や和楽器演奏、茶華道、ヨガ・体操など様々な用途に対応できるようにします。また、収納スペースや壁面鏡を備えた施設とします。
  - ・ 和室の室内に座布団、座卓等を収納するためのスペースや出入口付近に下足入れを設けます。
  - ・ 茶室は、引き続き同規模で整備する方針とし、炉や水屋を設けるなど、茶室として使用するにあたり通常支障ない仕様とします。
- (15) 料理教室
- ・ 大人数での利用があることを踏まえ、同規模で整備します。
  - ・ 食とスポーツをリンクさせた機能を目指し、スポーツ施設利用者が食の関心を持てるようオープンスペースの一角として開放的に整備することを検討します。
  - ・ プログラムの実施の際に参加者が理解しやすいように、講師の手先を映すモニター等の設置を検討します。
  - ・ 調理したものを食べられるラウンジを設け、魅力ある施設として整備します。また、ラウンジの予約がないときには、飲食可能なオープンな交流空間として検討します。
- (16) 音楽室
- ・ 防音・防振対策により、他諸室や共用部への音漏れに配慮し計画します。
  - ・ 音楽室に近接する位置に、備品を収納できるスペースを設けます。
- (17) エントランス
- ・ エントランス付近に休憩スペース、キッズスペース、情報コーナー等を整備することを検討します。
- (18) ギャラリー（メモリアル機能）
- ・ スポーツセンターを訪れる人の目に触れる場所に、区のスポーツの文化・歴史や鎌倉河岸、神童小学校の歴史に触れられる機能を整備します。
  - ・ また、各種競技大会・講習会や活動団体の情報発信も行えるよう検討します。
- (19) 交流空間
- ・ 誰もが気軽に訪れ、スポーツをするきっかけづくりとなる機能を目指し、飲食可能な交流空間を整備します。また、川沿いの立地を活かし、日本橋川側に配置することで、川を感じられる空間として計画します。
  - ・ また、上記ギャラリー機能を有した空間としても検討します。
- (20) 温浴施設
- ・ 利用者が運動後に汗を流せる機能を整備します。
  - ・ シャワー機能の更新やサウナ機能の導入要望については、あり方を含め検討します。
- (21) 内神田収蔵庫
- ・ 現状と同規模の収蔵機能をもった倉庫として計画します。
- (22) 屋上
- ・ 利用者が楽しめる屋上空間として整備を検討します。

#### 4 施設の建物構成

フロア配置については、低層階はプールや川沿いの賑わい創出につながる開放的な空間、避難所機能を整備します。また、中層階には、生涯学習機能を整備し、スポーツ機能との連携を図ります。上層階には主競技場を中心としたスポーツ機能を整備します。



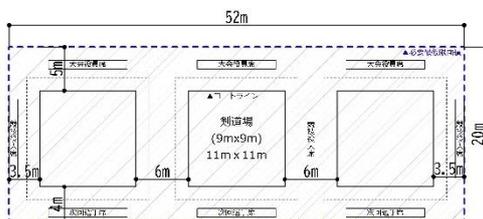
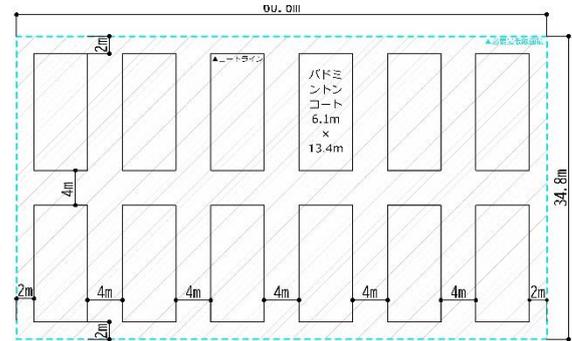
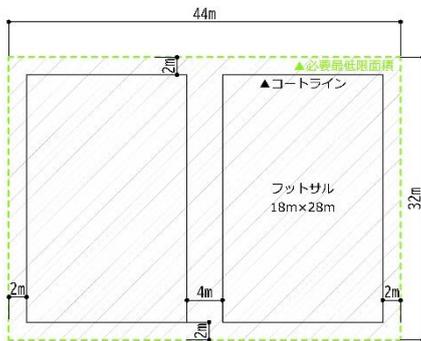
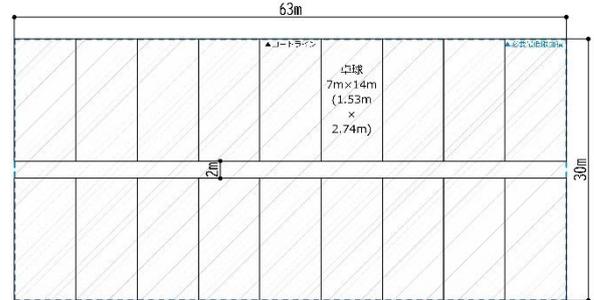
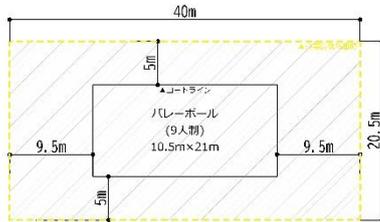
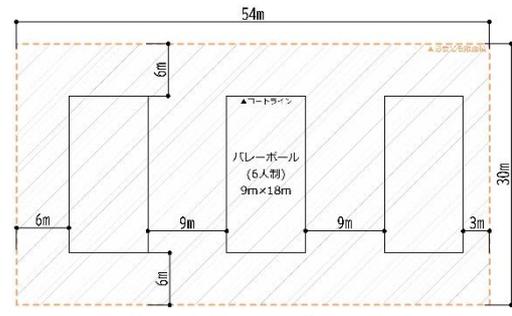
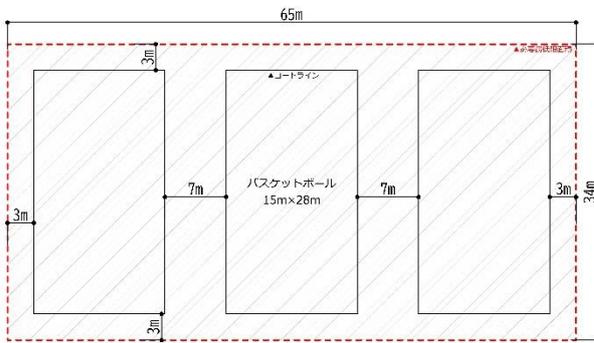
【建物構成イメージ】

## 各競技のレイアウトイメージ

### (1) 主競技場

- ・ 主競技場は、様々なスポーツ競技での利用を想定します。また、区民によるレクリエーション等の利用や各種イベントの会場としての利用も可能な計画とします。
- ・ 主競技場は国内大会基準を満たす、バスケットボールコート3面が設置可能な65m×34m程度とし、天井の高さは日本バレーボール協会の公認の高さ(12.5m)を確保します。
- ・ 複数の団体が同時に分割利用できるように、分割用の防護ネット等を設置します。
- ・ 車椅子使用者用の観客席は、建築物移動等円滑化誘導基準に基づく数以上の観客席を設置します。

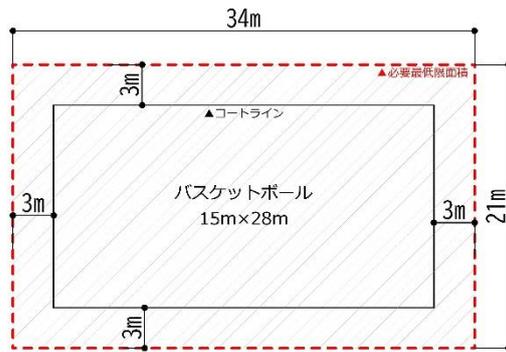
### 【参考資料：各競技で必要となるコート寸法】



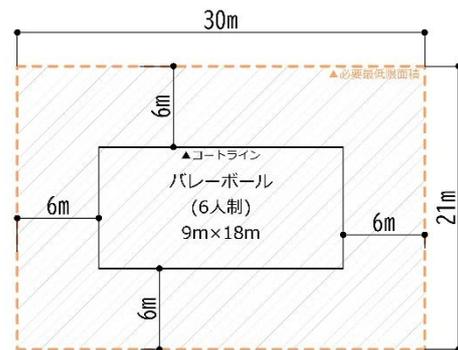
## (2) サブアリーナ

- ・ サブアリーナは、市民による日常的な利用の他、小規模な大会や大規模な大会開催時の主競技場の第2会場及びウォーミングアップ会場としての使用を想定します。
- ・ サブアリーナの規模は、バスケットボールコート1面または、バレーボール(9人制)1面の設置が可能な37m×22m程度を確保します。

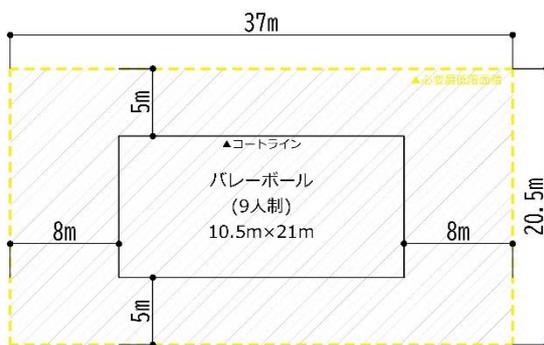
### 【コートサイズの検討-サブアリーナ】



種目：バスケットボール 1面



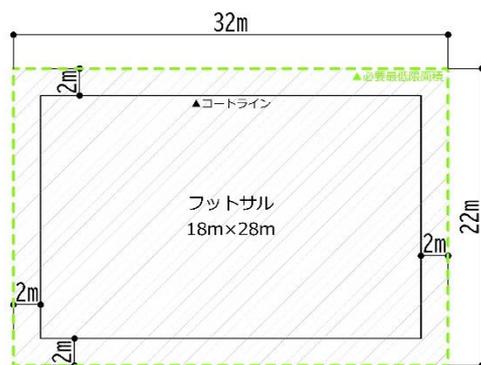
種目：バレーボール(6人制) 1面



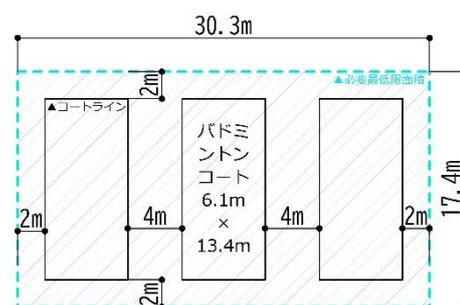
種目：バレーボール(9人制) 1面



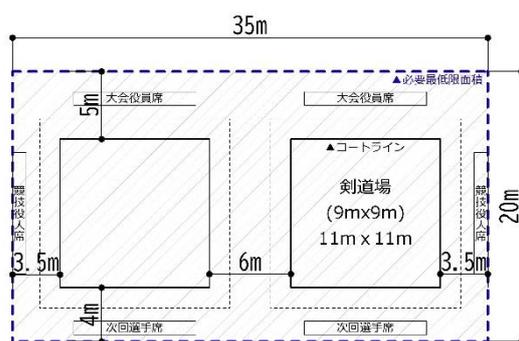
種目：卓球 6面



種目：フットサル 1面



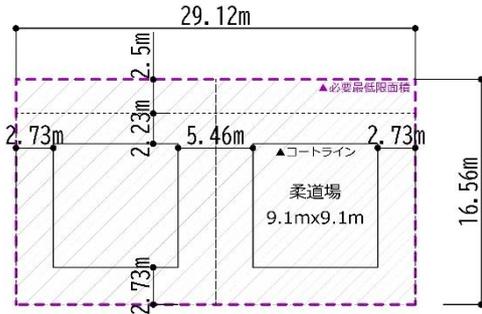
種目：バドミントン 3面



種目：剣道場 2面

(3) 柔道場

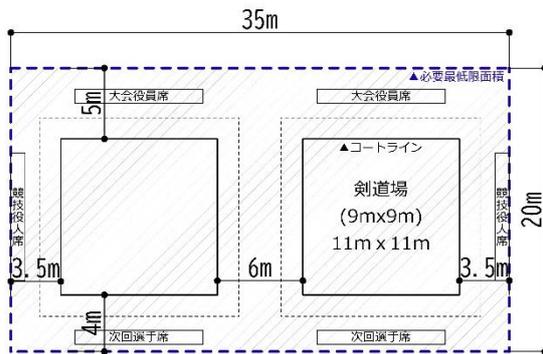
- ・ 柔道場は、柔道競技場が2面の設置が可能な施設サイズを確保します。
- ・ 柔道場は、柔道その他、合気道等の多目的な競技利用を想定します。
- ・ 柔道場に適した防振床として、畳敷きの施設計画とします。



種目：柔道場 2面

(4) 剣道場

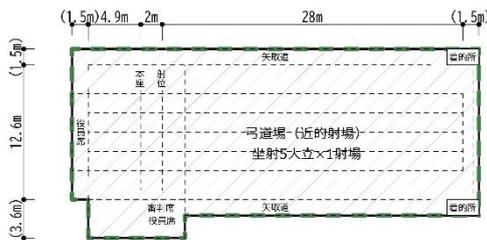
- ・ 剣道場は、剣道競技場が2面の設置が可能な施設サイズを確保します。
- ・ 剣道場は、剣道その他、エクササイズやレクリエーション活動等の多目的な利用に対応できる計画を想定します。
- ・ 剣道場に適した防振床・床材の施設計画とします。



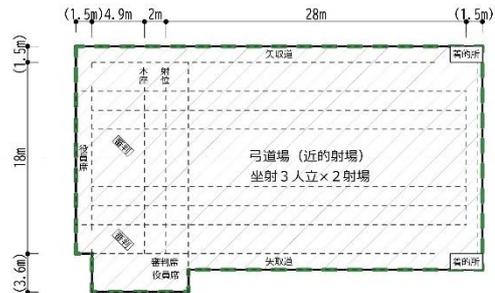
種目：剣道場 2面

(5) 弓道場

- ・ 弓道場は、近的（坐射）5人立×1射場と近的（坐射）3人立×2射場が可能な施設サイズを確保します。



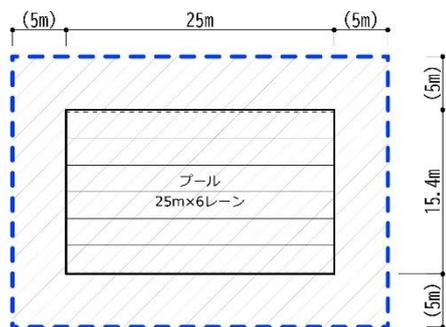
種目：近的（坐射）5人立×1射場



種目：近的（坐射）3人立×2射場

(6) プール

- ・ プールは、25m（短水路）が6レーン設置可能な施設サイズを確保します。
- ・ プールサイドは、監視員や準備スペースとしてゆとりのある幅を確保します。



種目：25mプール 6レーン

## 5 施設内動線計画

スポーツセンターの利用者と管理者の動線を分け、利便性が高く快適な計画にするとともに、セキュリティを確保した計画とします。また、スポーツセンター利用者とスポーツセンター以外の複合施設利用者の動線を分けることを検討します。

## 6 駐車場整備計画

(自動車用駐車場計画・自転車駐車場計画・コミュニティサイクルポート等)

地上部分に有効なスポーツ施設空間や執務空間を確保するため、自動車用駐車場を地下階に計画し、東京都駐車場条例又は内神田一丁目周辺地区都市再生駐車施設配置計画による附置義務駐車台数を満たす計画とします。なお、内神田一丁目周辺地区都市再生駐車施設配置計画上の集約建物を目指します。また、敷地内の利用しやすい位置に自転車駐車場及びコミュニティサイクルポートを計画します。

(例) 内神田一丁目周辺地区都市再生駐車施設配置計画に基づく附置義務駐車台数

	普通車用	荷さばき用	障害者用
駐車台数	104台	10台	3台

## 7 セキュリティ計画

多様な利用者と業務に対応し、情報資産の保護や災害時の対応力向上、施設管理の効率化、利用者の安心感の確保を目的としてセキュリティレベルの設定を行いました。レベルは利用者や資産管理の観点から1～6のレベルに分類し対象者と具体的な室を設定します。(表)

表

レベル	名称	対象者	例
レベル1	公開エリア	一般来館者	スポーツセンター、駐車場など
レベル2	共通職員エリア	すべての職員	スタッフ休憩室など
レベル3	執務専用エリア	特定部局の職員	スポーツセンター事務室、スポーツ協会・委員会事務室など
レベル4	委託業者エリア	メンテナンス・清掃業者	機械室、設備点検スペース、清掃員室など
レベル5	制限管理エリア	許可を受けた者のみ	防災センターなど
レベル6	緊急時公開エリア	一般来館者(避難時)	避難階段、避難経路など

## 8 景観協議に向けた準備

計画地において以下の上位計画に留意して計画を行います。

- ・ 景観法に基づく景観計画区域内における地区区分：神田川景観基本軸
- ・ 千代田区景観まちづくり計画：神田地域、神田界限、神田川・日本橋川重点地区
- ・ 東京都景観計画：皇居周辺地域の景観誘導区域 B区域
- ・ 東京都景観色彩ガイドライン
- ・ 東京都良好な夜間形成のための建築計画の手引き
- ・ 千代田区屋外広告物景観まちづくりガイドライン

### 本計画における景観基本方針

景観上位計画の整理から抽出されるキーワードと、川沿いの立地、都と区の合同整備の計画であること、広場がある施設特性、また基本計画検討会やワークショップで得られた意見等を踏まえ下記を基本方針として計画します。

■東京都上位計画

■千代田区境界別・重点地区景観まちづくりガイドライン  
(神田界限)

■千代田区境界別・重点地区景観まちづくりガイドラ  
(神田川・日本橋川重点地区)

圧迫感の軽減  
水と緑の調和  
首都の風格にふさわしいデザイン  
10m以上の広告物への配慮  
色彩基準に適合

界限の特性(下町文化)を生かす  
眺めの映える場所として整備  
水際のオープンスペース  
川へ向けた正面性  
川を感じ取れる工夫

まちと調和感のある色彩  
色数を過剰にしない  
連続性、まとまり感  
低層はにぎわい  
中高層は落ち着き



川沿いの立地、都と区の合築、  
スポーツ施設が主体の計画、  
広場がある施設特性



千代田区の景観を先導する風格ある建築、潤いと活気のある風景の創出

## 9 DXの導入検討

スポーツとデジタル技術を組み合わせ、最新技術を活用したプログラムの提供や健康づくりサービスの提供を検討します。また、オンライン技術を活用した遠隔指導の検討やオンライン技術を活用した運動機会の拡大等、最新技術の動向を踏まえ導入設備を検討します。

### <導入事例>

#### (1) 映像コンテンツの活用

- ・ プロジェクターにより映像コンテンツを投影し、フィットネスや運動を行う。



出典：AdobeStock

#### (2) AIカメラ

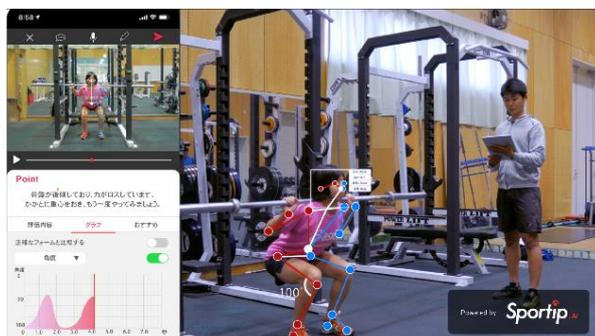
- ・ 自動で選手・プレーを追尾し、競技の分析やトレーニングに活用可能な設備で、個人やチームで振り返ることで、パフォーマンスの向上等が期待できます。



出典：データスタジアム（左及び上）

#### (3) 姿勢・動作分析

- ・ ボディスキャナーとアプリを組み合わせ、筋肉や骨格、歪みなどを可視化し、ジムでのトレーニング効果の可視化や健康管理等に役立ってます。また、基礎的な運動からデータを分析し、最適なトレーニング内容を提示することで、効果的な運動が期待できます。



出典：筑波大学発ベンチャー、Sportip、Sportip Pro

## 10 構造計画

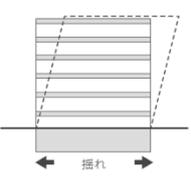
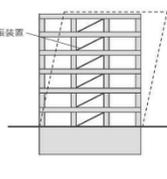
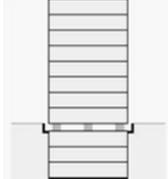
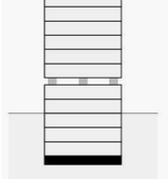
### (1) 耐震性能

地域防災計画で避難所として位置づけられた施設であるため、構造体は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年）」に示されている、耐震安全性の分類「Ⅱ類」以上の耐震性能にて計画します。Ⅱ類以上とすることで、大規模な地震を受けた後も、構造体の大きな補修をすることなく継続した使用を可能とします。

### (2) 構造種別・構造形式

主競技場やサブアリーナ等のロングスパン無柱空間を実現するために、鉄骨構造を主として検討します。地震時における必要な構造耐力と変形制限を満足するために、制振構造等の採用を検討します。

#### 【各種構造形式イメージ図】

構造形式	耐震構造	制振構造（付加制振）	免震構造（地下1階柱頭免震）	免震構造（中間層免震）
イメージ図				

### (3) 基礎構造

本建物の支持層は、過去に行われた敷地内での地盤調査結果から、地表面から約 24m以深に存在する堅固な砂礫層が考えられます。この砂礫層を支持層とした杭基礎を主として検討します。

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

## 11 電気・空調・衛生設備計画

### (1) 設備計画共通

設備スペックの合理化や高効率システムの採用、自然・未利用エネルギーの活用などにより、快適性、省エネルギー性を考慮した設備計画とします。

機器類は更新性・維持管理が容易となるような計画とするほか、長寿命機器や材料を採用してライフサイクルコスト（施設や設備の導入から運用・維持管理、更新、廃棄までを含む総費用）の低減に配慮します。

### (2) 電気設備計画

電力供給計画について、停電時には非常用発電機から必要負荷へ電力を供給します。

太陽光発電設備の設置の検討を行い、再生可能エネルギーを活用します。

照明設備はLED器具を採用し、各エリアの照度の適正化、点滅・制御方式を検討します。

映像・音響設備は、競技場などに映像モニターや音響システムの設置を検討します。

防犯設備は、各エリアのセキュリティレベルに応じてカードリーダーや防犯センサ、防犯カメラを設置します。

### (3) 空調設備計画

熱源機器は汎用的な中央熱源方式や個別分散方式に加え、地域冷暖房の受け入れや廃熱利用システムについても採用を検討します。

空調機器は快適性や操作性、省エネルギー性を考慮したうえで、各種用途の特性や室空間のサイズにそれぞれ適したタイプの方式にて選定します。スポーツ施設においては特に、大空間や高天井空間の空調効率に配慮した計画とします。

中央監視装置を設け、エネルギー消費量の把握や施設の適正な維持管理支援を目的としたBEMS機能の導入を検討します。

### (4) 衛生設備計画

公共水道から上水を引き込む計画とします。また、上水に加え、雨水を原水とした再生水による雑用水利用を検討します。

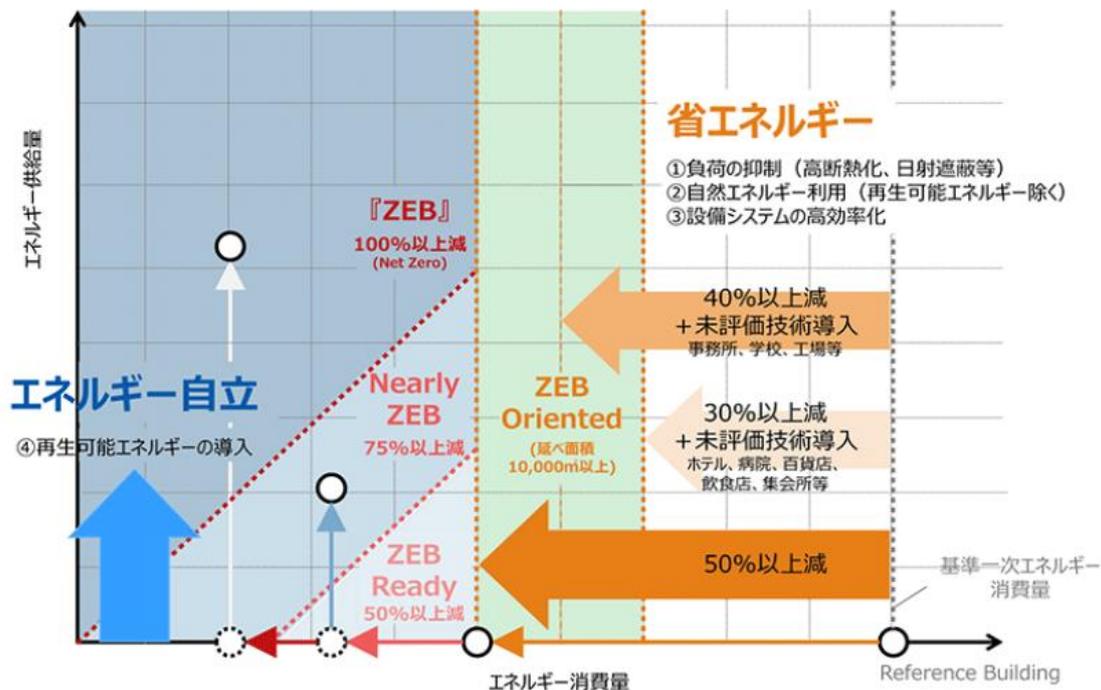
下水は生活排水、雨水排水とも公共下水道に放流する計画とします。雨水は千代田区の条例に基づき、一時貯留や地中浸透も併用した計画とします。

ガスは都市ガスを引き込む計画とします。

## 12 環境計画

### (1) 環境計画

「千代田区地球温暖化対策第5次実行計画」において、「区有施設の新築等における環境・温暖化対策ガイドライン」が改定され、区有施設の新築・改築時に実現可能な施設は、ZEB Ready（建物の省エネ性能を高め、再生可能エネルギーを使わない状態で“基準より50%以上”エネルギーを減らせる建物）相当の水準を目指す等、新たに目標水準が設けられました。新スポーツセンターの整備にあたっては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、ZEB Ready相当の水準を目指す方針とします。また、再生可能エネルギーなどの有効活用も検討します。



出典：経済産業省資源エネルギー庁「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（平成31年3月）

### (2) 緑化計画

敷地内に日本橋川との親水性を意識し、区民や施設利用者の憩いの場となるような緑化を推進するとともに、生物多様性にも配慮した植樹等を行います。

また、以下の上位計画等に留意して計画します。

- ・ 千代田区緑化推進要綱
- ・ 千代田区緑の基本計画
- ・ 豊かな緑を育むための都市緑化植物ガイドライン
- ・ 緑化計画書制度
- ・ 東京グリーンビズ（東京都の緑の取組 Ver.3）
- ・ ちよだ生物多様性推進プラン
- ・ 東京都生物多様性地域戦略
- ・ 千代田区ヒートアイランド対策計画

(3) 木材活用

施設の建築においては、建物や工作物、什器等に木材を積極的に使うことで、CO2の吸収・固定による地球温暖化対策に貢献し環境負荷を低減するとともに、木材の持つ調湿性や木の温もりを活かし、快適な空間づくりを行います。また、「千代田区公共建築物等における木材利用推進ガイドライン」を踏まえた計画とします。

(4) 建設工事に係る資材の再資源化

都は、建設資源循環の仕組みを構築するため、公共と民間を合わせた計画である「東京都建設リサイクル推進計画」や計画に定める施策の詳細事項を規定するものとして、「東京都建設リサイクルガイドライン」を定めています。加えて、公共工事で環境負荷の低減に役立つ資材等を使用するため「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」を定めています。そのため、本施設の整備においては、環境に与える負荷の軽減を図るとともに、持続ある発展に資する取組みを検討します。

13 ユニバーサルデザイン計画

本基本計画のスポーツセンターエリアは、すべての利用者が安全に移動できるよう、「建築物バリアフリー条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」における各基準を満たす計画とします。また、年齢や性別等に関係なく誰もが快適で安心して利用できる施設として、ユニバーサルデザインに配慮した計画とします。

【サイン例】

(1) エレベーターの付近



エレベーター



障害のある人が  
使える設備

(2) 便所の付近



お手洗



障害のある人が  
使える設備

(3) 車いす使用者用駐車施設の付近



駐車場



障害のある人が  
使える設備



オストメイト用設備／オス  
トメイト



乳幼児連れ優先設備

出典：案内用図記号 (JIS Z8210)

## 14 防災計画

千代田区災害対策基本条例をはじめ千代田区地域防災計画等の各種計画や官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版に基づきBCP計画を行います。想定災害は、暴風、豪雨、洪水、地震、噴火及び火災を想定します。対策期間について、72時間を想定します。（参考：東京都地域防災計画）

### （1）防災設備

災害時の対策として非常照明、誘導灯、自動火災報知設備、非常放送設備などを法令に基づき設置します。

### （2）排煙設備・消火設備

火災時の対策として法令に準じた排煙設備・消火設備を設置します。

### （3）電気設備

電力途絶時の機能維持のため、非常用発電機を計画し、非常用発電機の運転時間は72時間以上の連続運転可能なものを採用します。非常用発電機の燃料備蓄量は、補給を行うことなく72時間の運転が可能な容量とします。重要機器についてはUPS設備（無停電電源装置）の設置を検討します。

### （4）空調設備

停電その他の災害時においても、避難施設および災害対応拠点として必要な空調・換気機能が維持できる計画とします。停電対応としては発電機からの電源供給に加え、ガス燃料で自立運転可能な機器やコージェネレーション設備の採用も検討します。

### （5）衛生設備

水道供給停止に備え、上水・雑用水の貯留量は、水質維持も考慮したうえでBCP対策の必要量にて計画します。排水についても、下水寸断時の対応として緊急排水貯留槽の設置を検討します。都市ガスは供給管の震災耐久性が高い中圧ガスの引き込みを検討します。

## 15 外構計画

### (1) 歩行者動線について

新スポーツセンターの出入口は外堀通りに面して設けられます。そのため、外堀通りから円滑に出入りできる動線を確保します。さらに、スポーツセンターの東西には、日本橋川へ通り抜け可能な歩行空間を整備し、日本橋川の水辺空間と周辺市街地の回遊性を高める歩行動線を計画します。

また、敷地東側に計画される広場については、スポーツセンターからスムーズに移動できる歩行空間を設けるとともに、外堀通りから広場への歩行者動線も確保します。

### (2) 車両動線について

駐車場は新スポーツセンターの地下に設ける計画であり、地上部で関係車両の走行は想定していません。ただし、新スポーツセンター東側にオイルタンクやマシンハッチの整備が想定され、車両の乗り入れを考慮した、車両動線の確保が必要です。

また、広場空間については、災害時やイベント時の対応を想定し、敷地北東側で外堀通りから広場への車両動線を確保します。これにより、日常的な運営や維持管理、非常時にも対応できる計画とすることが重要です。

### (3) 空地について

計画敷地の東側には、広場空間があるため、災害時や日常時における利用について検討します。日常時には、スポーツ利用や子どもの遊び場として活用できる空間とし、災害時には災害用トイレや食事・給水を提供することが可能なフレキシブルな空間の整備を検討します。

### (4) 緑化について

緑豊かな都市環境の創出と、良好な生活環境の保全・改善を図るため、「千代田区緑化推進要綱」の基準に基づき、中高木や低木地被類をバランスよく配植した地上部の緑化に加え、屋上や壁面の緑化を計画します。

さらに、「千代田区公園づくり基本方針」を参考に、区民の意見として多く挙げられた「花や木々があふれる空間」を意識し、地域特性や維持管理にも配慮した樹種選定により持続可能な自然共生にもつながる緑化を実現します。

### (5) 水辺空間について

「日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針（取組方針 Ver. 1）」や「千代田区川沿いのまちづくりガイドライン」、周辺の民間開発の動向を踏まえ、水辺空間の創出や水質浄化に向けた取り組みの検討を行います。

## 16 雨水流出抑制計画

「千代田区雨水流出抑制施設設置に関する指導要綱（平成6年12月）」を遵守し、水害の軽減・防止や資源循環型都市の形成に寄与する雨水流出抑制施設を整備する必要があります。

敷地内の日本橋川沿いでは、地中に旧護岸などの構造物が存在し、十分な雨水浸透が期待できない可能性があります。そのため、可能な限り水辺空間を除く敷地内で、透水性舗装の採用や浸透トレンチ、浸透柵の整備を検討することが重要です。

## 第4 施設の事業計画

### 1 事業費

本施設は、用途が異なる大規模な複合施設であり、建築事例が少ない事業計画です。また、昨今の物価上昇や労務単価の上昇などの影響により、施設整備の基本的な考え方や方針を示す基本計画段階において、実勢を踏まえた事業費を算出することが難しい状況にあります。

そのため、今後も社会経済情勢の変化に留意しながら、設計段階において建設条件を整理し、事業費を精査することとします。加えて、事業手法を含め、事業費の縮減策やスケジュールの短縮策を検討していきます。

### 2 事業方式

#### (1) 事業方式

新スポーツセンターの整備に向けて、事業方式の検討を行いました。昨今の公共施設整備においては、設計と施工を個別発注する従来型方式のほか、PPP・PFIと呼ばれる民間参画の方式が取り入れられています。PPP・PFIは、民間の資金、技術、ノウハウなどを活用することで、効率化やサービス向上を目指すもので、その手法には様々な形態があります。

また、近年では、コスト縮減や工期短縮などを図れる可能性があることから、設計段階で施工者の持つ技術的ノウハウを取り入れた事業手法を採用する他自治体事例も増えてきています。そのため、基本構想で検討した「従来型方式」、「DBO方式」、「PFI方式」の事業手法のほか、昨今採用事例が増えつつある新しい方式として、実施設計段階から施工者が技術協力のために参画する「ECI方式」も選択肢に加え、検討することとしました。

## (2) 各事業方式の概要と特徴

### ア 従来型方式

概要：基本設計、実施設計を個別に設計事業者が発注します。実施設計の完了後、施工に係る仕様を詳細に提示し、建設工事を施工事業者が発注します。

特徴：基本設計、実施設計、施工と個別に段階を踏んだ発注を行い、各工程において検討を行うことが可能です。ただし、各業務で3回の調達を行うことから、入札等の事務手続に時間を要します。また、維持管理・運營業務においても調達を行います。

### イ DBO方式

概要：施設の設計、建設工事、建物の維持管理・運營業務の全てを一括して請け負う事業者グループ（コンソーシアム）を選定します。調達の段階で詳細な仕様を指定しない性能発注を行います。

特徴：施設整備に向けた調達が1回で済むことから、発注から施設整備までのスケジュールの短縮が期待されます。ただし、発注図書の作成や事業者グループの選定に一定の期間を要します。設計と建設工事を一括発注・性能発注することで、民間事業者の創意工夫を活かすことができ、整備費用の縮減が期待されます。

### ウ PFI（BTO）方式

概要：施設の設計、建設工事、建物の維持管理・運營業務の全てを一括して請け負う事業者グループ（コンソーシアム）を選定します。調達の段階で詳細な仕様を指定しない性能発注を行います。

特徴：事業スケジュールの特徴や整備費用の縮減効果については、DBO方式と基本的に同様です。DBO方式と比較すると資金調達を民間が行うことや民間事業者提案による附帯事業の実施などが特徴として上挙げられます。

なお、民間資金調達による金利負担が生じることから、DBO方式と比較すると費用縮減に対する期待は低くなります

### エ ECI方式

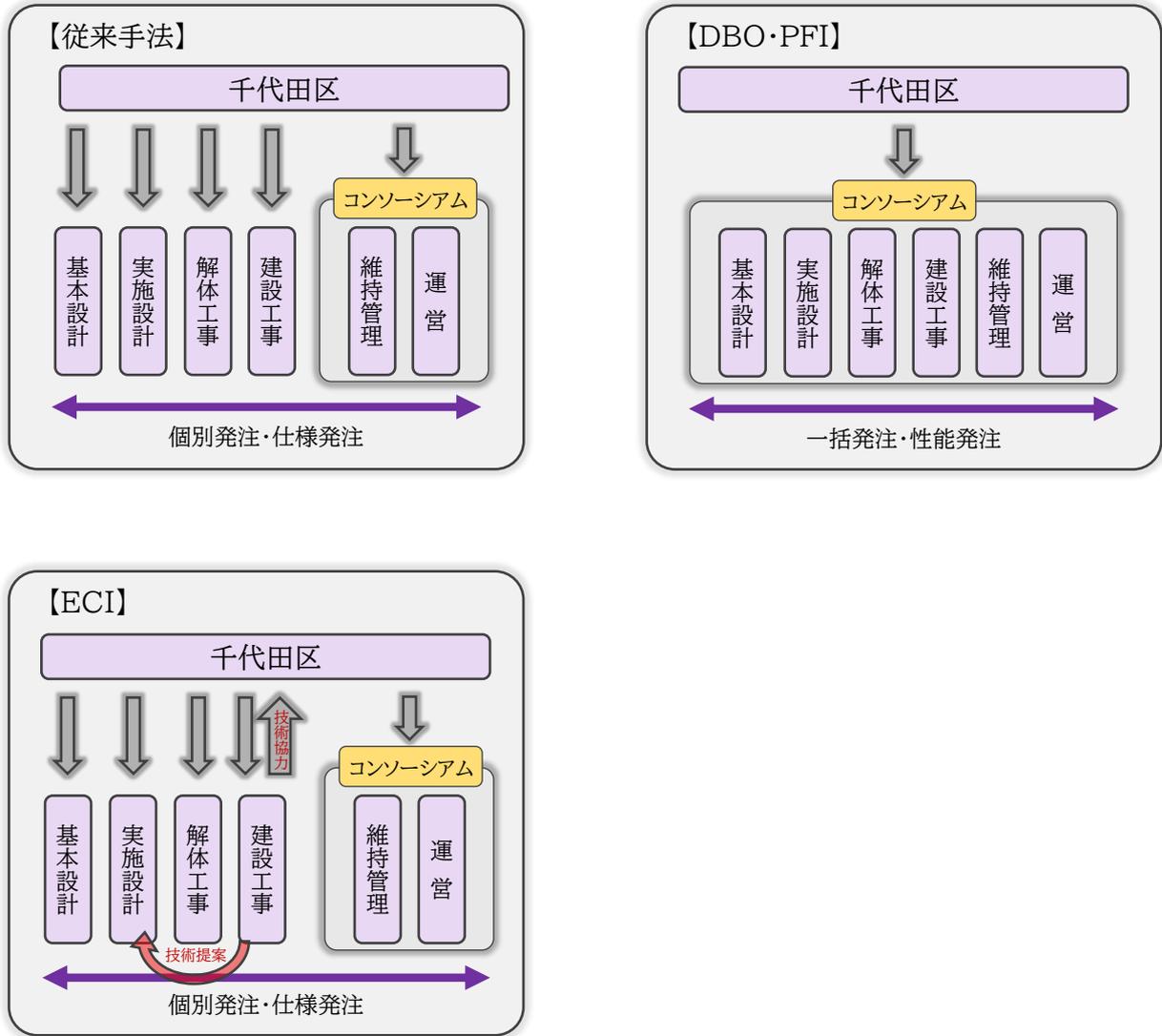
概要：基本設計、実施設計を個別に設計事業者が発注します。実施設計段階で実際の施工に係る基づく技術提案を施工予定事業者から受けます。実施設計の完了後、施工に係る仕様を詳細に提示し、建設工事を施工事業者が発注します。

設計、建設の事業者は異なるが、設計前に建設企業（施工予定者）を選定し、協定に基づき、建設企業が設計に対する技術協力を行う手法。

特徴：基本設計、実施設計、施工と個別に段階を踏んだ発注を行い、各工程において検討を行うことが可能です。実施設計段階で、早期に技術協力を得られ、施工の事前検討が可能であることからスケジュールの短縮が期待できます。加えて、施工者の知見を活かすことで、整備費用の縮減効果が期待できます。従来方式と同様に、維持管理・運營業務において調達を行います。

### (3) 事業方式の比較

従来型方式とDBO方式、PFI方式、ECI方式による発注単位のイメージは以下のとおりです。コンソーシアムとは共同事業体のことをいい、複数の企業が共同して特定の事業を遂行します。



	従来型方式	DBO方式	PFI方式	ECI方式
発注方法	個別発注・仕様発注	一括発注・性能発注	一括発注・性能発注	個別発注・仕様発注
発注業務	① 基本設計 ② 実施設計 ③ 解体工事 ④ 建設工事 ⑤ 維持管理・運営	① 基本設計・実施設計・解体工事・建設工事・維持管理・運営	① 基本設計・実施設計・解体工事・建設工事・維持管理・運営	① 基本設計 ② 実施設計 ③ 解体工事 ④ 建設工事 ⑤ 維持管理・運営
資金調達	公共資金 ※起債する場合は金利負担が生じるが、民間金利よりは有利になる。	公共資金 ※起債する場合は金利負担が生じるが、民間金利よりは有利になる。	民間資金 ※起債する場合は金利負担が生じるが、民間金利よりは有利になる。	公共資金 ※起債する場合は金利負担が生じるが、民間金利よりは有利になる。
スケジュール	スケジュールの短縮は期待されない。	・発注から竣工までの期間短縮が期待される ・発注手続に一定の時間を要する。	・発注から竣工までの期間短縮が期待される ・発注手続に一定の時間を要する。	工期短縮が期待される。
費用縮減効果	各業務が分断されるため、設計～建設の工程間での創意工夫は発揮しづらく、費用縮減効果は期待しにくい。	民間の創意工夫による費用縮減効果が期待できる。	民間の創意工夫による費用縮減効果が期待できる。	設計段階で施工者からの技術提案により、費用縮減効果を期待できる。
区民や区の意見反映	仕様発注のため、段階別にチェック機能が働き、反映しやすい。	要求水準による一括発注のため、チェック機能が働きにくい。	要求水準による一括発注のため、チェック機能が働きにくい。	仕様発注のため、段階別にチェック機能が働き、反映しやすい。
その他	物価変動や社会情勢の変化などの長期リスクに対応しやすい。	物価変動や社会情勢の変化などの長期リスクに影響される可能性がある。	物価変動や社会情勢の変化などの長期リスクに影響される可能性がある。	物価変動や社会情勢の変化などの長期リスクに対応しやすい。

#### (4) 事業方式の選定

基本計画においては、新たにECI方式も選択肢に加え、比較検討しました。また、PPP・PFIの一括発注方式についても、基本設計のみ先行して個別発注する方式があることを確認し、選択肢に加え検討してきました。

本事業は、大規模建築工事であることに加え、入居施設の用途が異なることや川沿いに立地した建設地であることにより、建築と条件を整理し検討することが求められる事業です。

また、現施設の課題や区民要望へ対応し、区民や区の意向を整備計画に十分に反映できることが重要です。そのため、令和8年度は基本設計に着手し、最適な事業手法を選定します。

## 第5 新スポーツセンター整備のスケジュール

新スポーツセンターの整備に向けた想定スケジュールは、以下のとおりです。  
 基本構想で示したスケジュールから、地下駐車場整備のための掘削量増加や建築業界における工期の長期化を踏まえて、基本計画において改めて検討しました。  
 整備スケジュールについては、今後の設計段階において精査していきます。

事業方式	工程	N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	N+5年度	N+6年度	N+7年度	N+8年度	N+9年度	N+10年度
従来型方式	基本構想	→										
	基本計画		→									
	基本設計			→								
	実施設計				→	→						
	解体工事					→	→					
	建設工事							→	→	→	→	○
ECI方式	基本構想	→										
	基本計画		→									
	基本設計			→								
	ECI業者選定				→							
	実施設計				→	→						
	解体工事					→	→					
	建設工事							→	→	→	→	○
DBO方式 PFI方式	基本構想	→										
	基本計画		→									
	基本設計			→								
	事業者選定手続				→	→						
	設計・解体・建設							→	→	→	→	○

※ 従来型方式は、各工程の業務を個別に発注します。

※ DBO方式とPFI方式は、設計・解体・建設の業務を一括で発注しますが、基本設計の策定後に事業者選定手続が必要となります。

## 第6 巻末資料

### 1 検討会

#### (1) 趣旨

現行のスポーツセンターについては、新たな施設の整備に向けて、平成30年度に新スポーツセンター基本構想検討会を設置し、新スポーツセンター基本構想（素案）を策定、令和3年度には建設地を現地建替えとすることを決定した。

昨年度は、学識経験者や団体関係者からなる意見交換会を実施し、素案策定時点からの社会情勢の変化等について意見を聴取したうえで、新たに周辺施設との連携可能性についても検討し、基本構想（素案）を継承した新スポーツセンター基本構想を策定した。

令和7年度は、学識経験者や団体関係者からなる新スポーツセンター基本計画検討会を実施し、新スポーツセンター基本構想を踏まえ、新スポーツセンター基本計画を策定する。また、東京都千代田区合同庁舎との一体整備に向けて東京都と協議を行う。

#### (2) 目的

新スポーツセンター基本計画を策定するため、学識経験者や団体関係者で構成する検討会を設置し、新たなスポーツセンターの施設機能や規模等について検討する。

#### (3) 委員名簿

(敬称略)

分野	所属	氏名
学識経験者	早稲田大学 スポーツ科学学術院教授	◎木村 和彦
団体関係者	千代田区スポーツ推進委員	植田 浩敏
	千代田区スポーツ協会	菅野 豊
	千代田区健康づくり推進員	荘 絵里子
	千代田区障害者共助会	鈴木 やす代
	区立スポーツセンター避難所運営協議会	田熊 清徳

◎は委員長

#### (4) 設置要綱

##### 新スポーツセンター基本計画検討会設置要綱

令和7年6月3日  
7千地生ス発第216号

##### (設置)

第1条 新スポーツセンターの整備に当たり、基本構想で示したコンセプトを具体化するため、新スポーツセンター基本計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

##### (所掌事項)

第2条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新スポーツセンター基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) その他基本計画の策定に必要な事項に関すること。

##### (構成)

第3条 検討会の委員は、次に掲げる者のうちから千代田区長（以下「区長」という。）が委嘱又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 区内の各種団体・機関等関係者
- (3) その他区長が必要と認める者

##### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画が策定された日までとする。

- 2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、区長は、必要があると認めるときは、個別に委員の任期を定めることができる。

##### (委員長等)

第5条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

##### (会議)

第6条 検討会の招集は、委員長が行う。

- 2 検討会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、検討会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

##### (庶務)

第7条 検討会の庶務は、地域振興部生涯学習・スポーツ課において処理する。

##### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

##### 附則

この要綱は、令和7年6月3日から施行する。

千代田区新スポーツセンター

基本計画（素案）

【要約版】

令和8年〇月

千代田区

# 目次

## 第1部 基本計画策定の背景

P 1

- 1 はじめに
- 2 検討経緯
- 3 基本計画の位置付け

## 第2部 新スポーツセンターの基本的な考え方

P 4

- 1 基本コンセプト
- 2 基本方針

## 第3部 新スポーツセンター基本計画

P 5

### 第1 施設の建設地

- 1 建設地
- 2 立地・特徴
- 3 まちづくりの動向

### 第2 近隣公共施設との連携

- 1 東京都千代田合同庁舎との連携
- 2 施設建築に係る対象エリア
- 3 建物ボリューム

### 第3 施設の基本計画

- 1 施設配置計画
- 2 主要諸室計画
- 3 施設の建物構成
- 4 DXの導入検討
- 5 構造計画
- 6 環境計画
- 7 ユニバーサルデザイン計画
- 8 防災計画
- 9 外構計画

### 第4 施設の事業計画

- 1 事業費
- 2 事業方式

### 第5 新スポーツセンター整備のスケジュール

### 1 はじめに

千代田区立スポーツセンターは、昭和47年10月に完成し、同年12月に開館して以来、千代田区におけるスポーツの拠点としての役割を担ってきました。この間、耐震補強工事や省エネルギー化工事、大規模な改修工事を実施してきましたが、建築から50年以上が経過し、施設・設備の老朽化やユニバーサルデザインへの対応などの課題を抱えています。

区では、多様化する利用ニーズや社会情勢の変化に対応した、誰もが利用しやすい新たな施設とするため、新スポーツセンター整備の検討を進めてきました。

平成30年度には、新スポーツセンター基本構想検討会を設置し、全5回にわたり検討を行い、新スポーツセンター基本構想（素案）を取りまとめました。また、令和3年度には、建設地を現地建替えとすることを決定しました。

建設地には、江戸期に鎌倉河岸という公共的なオープンスペースが立地し、様々な物資が荷揚げされ、多くの人々でにぎわっていました。江戸中期以降も水上交通のターミナルとして重要な役割を担っており、木材・竹・薪炭などが多く荷揚げされました。その後、神竜小学校が開校した後、現在のスポーツセンターが整備された歴史があります。このような価値ある歴史が地域の中で語り継がれています。

加えて、昨今は様々な自然災害が発生しており、スポーツセンターは災害時の避難所であることも考慮して整備を進める必要があります。また、様々な分野でデジタル技術の活用が進んでいますが、スポーツにおいてもDXなどの最新技術を活用することで、サービスの向上が期待されます。

令和6年度は、学識経験者や団体関係者から意見を聴取した上で、新スポーツセンター基本構想（素案）の内容を継承しながら、DXの観点や、新型コロナウイルス感染症拡大後の生活様式の変化など、素案作成時から現在に至るまでの社会情勢の変化を踏まえた更新を行い、千代田区新スポーツセンター基本構想（以下、「基本構想」という。）を策定しました。

また、建設地には東京都千代田合同庁舎が隣接して立地しており、近隣公共施設との連携により、区民へのサービス向上を実現することが期待されていることから、令和7年度は、複合施設としての機能や規模等の検討を進めてきました。

千代田区新スポーツセンター基本計画（以下「基本計画」という。）は、基本構想及び学識経験者や団体関係者で構成する新スポーツセンター基本計画検討会を踏まえ、近隣公共施設との連携により期待される機能や規模等をお示しするものです。

## 2 検討経緯

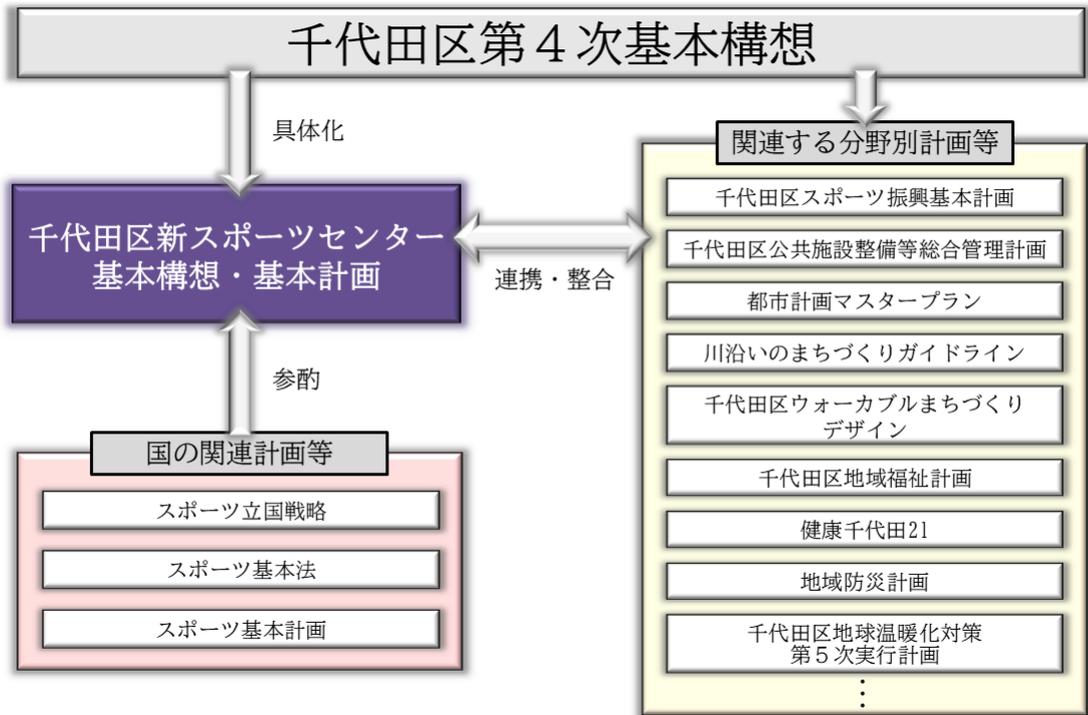
区では、千代田区スポーツ振興事業推進委員会による提言や千代田区体育協会（現一般社団法人 千代田区スポーツ協会）などの関係団体からの要望、新スポーツセンター基本構想検討会や新スポーツセンター基本構想に係る意見交換会、新スポーツセンター基本計画検討会などを踏まえ、新スポーツセンターの整備に向けた検討を行ってきました。

R6	○基本構想の検討を継続 近隣公共施設との連携や事業方式の調査検討を実施
R7.1~2	○新スポーツセンター基本構想に係る意見交換会 新スポーツセンター基本構想(素案)時点からの社会情勢の変化や建設地の決定に関する意見交換会を実施
R7.2.21	○東京都に新スポーツセンターと東京都千代田合同庁舎の合同整備に関する協議書を送付
R7.3	○新スポーツセンター基本構想の策定 コンセプトや規模、求められる機能などについて、様々な視点から検討を行い、千代田区新スポーツセンター基本構想を策定した。
R7.4.18	○新スポーツセンターと東京都千代田合同庁舎の合同整備に関する協議書に対する回答を受領
R7.4.20~5.30	○新スポーツセンター整備に向けた意見募集 基本構想の公開と合わせて、新スポーツセンター整備に向けた意見募集を実施した。
R7.9.12	○新スポーツセンター基本計画検討会（第1回） 基本構想の振り返り、合同整備の方針、現施設の機能と規模等について協議した。
R7.10.27	○新スポーツセンター基本計画検討会（第2回） 現機能の方向性、新たな機能の導入検討、親水空間、避難所機能、防災計画、環境性能、構造性能等について協議した。
R7.11.27~12.11	○新たなスポーツセンターの整備に向けたアンケート 千代田区スポーツ協会加盟団体及び千代田区スポーツ推進委員協議会を対象としたアンケートを実施した。
R7.12.1	○新スポーツセンター基本計画検討会（第3回） 現施設の機能と規模、新たな機能、フロア配置・平面ゾーニング、バリアフリー計画、BCP 計画、緑化促進・木材利用、事業方式について協議をした。
R7.12.1、12.23	○新スポーツセンターの整備に係るワークショップ 新スポーツセンター基本計画検討会委員を対象としたワークショップを実施した。
R8.1.26	○新スポーツセンター基本計画検討会（第4回） 現施設の機能と規模、新たな機能、フロア配置・平面ゾーニング、ワークショップ・アンケートの報告、基本計画、代替施設について協議した。

### 3 基本計画の位置付け

千代田区新スポーツセンター基本構想及び基本計画は、千代田区第4次基本構想に掲げるめざすべき姿の1つである、「生涯にわたり学びやスポーツに親しむことで、充実した人生を送れるようになっていきます。」の実現に向けて、新スポーツセンターの整備を進めるために策定するものです。

また、区に関連する分野別計画や国の関連計画との関係を以下に整理します。関連する分野別計画との連携及び整合を図るとともに、国の関連計画も参酌しながら新スポーツセンターの整備を進めます。



## 第2部 新スポーツセンターの基本的な考え方

### 1 基本コンセプト

障害のあるなしに関わらず、子どもから高齢者まで幅広い区民が気軽に楽しみ、交流を図りながら一緒にスポーツを楽しみ、生涯を通じた健康づくりに取り組める新スポーツセンターを整備するため、千代田区新スポーツセンター基本構想におけるコンセプトを以下のとおり定めます。

千代田区に住み、働き、学ぶすべての人が  
気軽にスポーツを楽しみ  
生涯を通じて心と体とコミュニティを育むことができる  
スポーツのシンボルとなる中核施設

### 2 基本方針

「体育・徳育・知育」を通じて、「障害のあるなしに関わらず区に在住、在勤、在学するすべての人」が、スポーツを「する・観る・支える」ことで、スポーツを楽しみ、「生涯を通じて」心と体とコミュニティを育むことができる「スポーツ中核施設」を目指すため、基本方針を以下のとおりとします。

基本方針  
①

誰もが気軽に心身の健康づくりに取り組める、  
細やかで魅力的なサービスを提供します。

基本方針  
②

区民の多様なニーズに応えるために、  
官と民の施設・サービスの連携を図ります。

基本方針  
③

生涯にわたるスポーツの振興と競技者の育成に対応した  
区のスポーツの拠点施設として整備します。

基本方針  
④

まちづくりや地球環境の向上に貢献します。

基本方針  
⑤

安全・安心・快適で、使いやすい施設を整備します。

## 第3部 新スポーツセンター基本計画

### 第1 施設の建設地

#### 1 建設地

新スポーツセンターの建設地は、現所在地とし、現スポーツセンターの所在地に現地建替えにより整備することとします。

#### 2 立地・特徴

新スポーツセンターの建設地は、現地建替えを含め、旧今川中学校、旧練成中学校、小川広場などの区有地を活用した整備の可能性について検討を行い、建築可能床面積や建物高さの上限が大きいことから、現地建替えにより整備することを令和3年度に決定しました。

新スポーツセンターの建設地は、大手町駅から北東に徒歩約3分、神田駅から南西に徒歩約3分の場所に位置し、公共交通機関によりアクセスしやすく、利便性が高い立地です。



建設地が立地している内神田地区は江戸幕府以来の古いまちであり、明治～戦前は住商が混在する下町型のまちとして発展していました。関東大震災や戦災により市街地の大部分が消失しましたが、震災復興区画整理事業や地下鉄網の整備等により現在の地域の骨格が形成され、交通利便性が向上し区内でも特に業務地化が進んだ結果、現在は出世不動産や佐竹稲荷神社などに残っている歴史、神田駅周辺の商店街、スポーツ用品店街の形成など、昔ながらの下町らしさと新しい文化の双方を感じられるまちとなっています。

また、江戸期には、鎌倉河岸と呼ばれる公共的なオープンスペースが立地していました。千代田区史には、魚・青物のような生鮮食品をはじめ、材木・茅などの物資が集まる荷上場となり、江戸中期以降も水上交通のターミナルとしての役割を果たしていたことなどが紹介されています。その後、神竜小学校（昭和41年神田小学校との統合により廃校）が開校したのち、昭和47年に現施設が整備された歴史があります。



(画像：神竜小学校閉校式)



(画像：神竜小学校跡地石碑（現地撮影）)



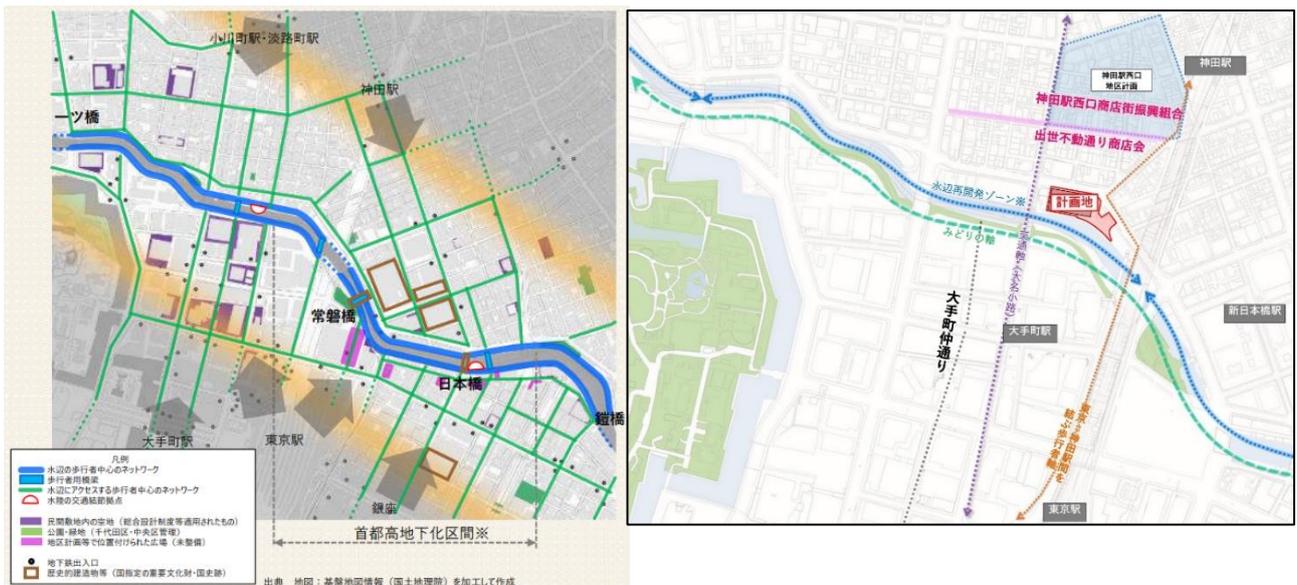
日本橋周辺では、首都高日本橋区間の地下化や民間による大規模開発などまちづくりの動きが活発化しています。また、計画地に隣接する日本橋川においても、首都高速道路日本橋区間地下化事業及び東京都市計画道路幹線街路補助線街路第 96 号線による高速道路が撤去され、建設地前面の日本橋川は 2040 年に青空が広がる予定です。

## 工事の流れ



出典：補助第 96 号線の整備（首都高速道路日本橋区間地下化 関連事業）説明スライド

また、日本橋川周辺の特性を活かした水辺空間の賑わいや水辺景観の向上、水質改善に関する検討を行うため、東京都や区、学識委員で構成する日本橋川の賑わい創出に向けた検討会が設置され、令和 7 年 7 月に「日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針（取組方針 Ver. 1）」が定められました。本基本方針において、建設地は、「水辺空間再生にあたってのまちづくりのゾーニング」として、先行整備区間として位置づけられています。「大手町・神田周辺」及び「日本橋周辺」からなる先行整備区間の取組みのイメージでは、日本橋川を中心に回遊性を高める歩行者ネットワークの形成に先行して取り組むこととされています。



建設地は、こうしたまちづくりの動向を踏まえたうえで、親水空間・歩行者ネットワークの形成が求められる地域です。また、まちづくりの将来像の実現に向けて関係機関との連携が求められており、今後更新されていく取組方針の内容を踏まえた対応を検討する必要があります。

## 第2 近隣公共施設との連携

### 1 東京都千代田合同庁舎との連携

新スポーツセンターの建設地東側には、東京都の千代田合同庁舎が隣接して立地しています。千代田合同庁舎には、主税局（千代田都税事務所）、水道局（千代田営業所、中央支所、千代田給水管工事事務所）の機能が入居しているほか、千代田区の文化財収蔵庫があります。

なお、千代田合同庁舎は、東京都の第三次主要施設 10 か年維持更新計画（令和4年3月東京都財務局）において、第Ⅱ期（令和7年～令和9年）計画施設に位置付けられています。

新スポーツセンターの整備にあたっては、千代田区及び東京都の所有する敷地を一体的に活用することで、スケールメリットを活かした効果的な施設整備が可能となり、区民へのサービス向上を実現することが期待されます。さらに、敷地内の空地を活用することで、地域のにぎわいやまちづくりへの貢献も期待されます。このことから、千代田区では都区合同での施設整備について検討を行いました。

### 2 施設建築に係る対象エリア

区及び東京都の土地を一体的に活用することで、整備可能な建物の平面規模を拡大することが可能となり、敷地東側に空地を創出することが可能となります。



敷地活用・建物配置イメージ

### 3 建物ボリューム

建築基準法には、道路斜線制限、北側斜線制限、隣地斜線制限の3つの斜線制限があります。建設地の用途地域は商業地域となっているため、北側斜線制限は適用がなく、考慮する必要がありません。一方で、道路斜線制限と隣地斜線制限は商業地域にも適用されるため、建物のボリュームを検討する際に考慮が必要となります。令和7年度は、スポーツセンターと千代田合同庁舎の合同整備に向け、新スポーツセンターと都有施設の規模を整理しました。基本構想では、この斜線制限による、建築ボリュームを検討しましたが、基本計画では、施設規模を容積率の最大値で設定し、天空率を用いることにより、建物形状を検討しました。

敷地面積	約 6,055 ㎡
建ぺい率、容積率	80%、800%
延べ床面積の最高限度	約 48,440 ㎡
想定延床面積（容積対象外床面積を含む）	約 50,000 ㎡

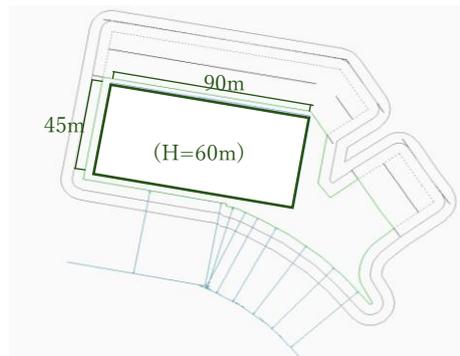
※計画規模は、今後の検討により変更になる可能性があります。

#### (1) 天空率の算定

基本計画では、斜線制限について検討を深め、隣地境界線の取り扱いを整理し、日本橋川の隣地境界線は水面緩和（川の1/2緩和）を適用することで、天空率の算定を行い、以下のようなボリュームとします。

##### ・ 計画ボリュームの天空率算定について

平面プレートは、バスケットボールコートが3面の主競技場が計画できる大きさとし、天空率がクリアできるボリュームの検討をしました。また、設計の難易度や事業期間の縮減効果が期待できることから、高さ60mを超える建築物に係る時刻歴応答解析により大臣認定を取得する必要がない60m以下の高さを基本計画に採用しました。



【天空率算定ボリューム参考図】

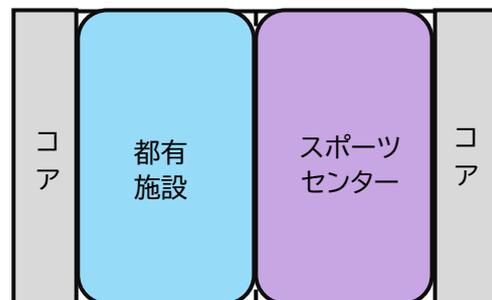
## (2) 施設計画

新スポーツセンターと都有施設は、用途が異なることから、機能や規模の違いを踏まえ、階高の合理性やフロア構成、ゾーニング、構造の合理性を考慮した施設計画とします。

- ・ スポーツセンターの機能と執務室は、必要な階高が異なることに留意し、同じフロアになる諸室の配置やフロア構成には、注意し計画します。
- ・ 主競技場は大空間の諸室となるため、最上階に配置することで、大スパンの架構を実現します。
- ・ 60m以下にボリュームを抑えることで、構造計算がシンプルで経済合理性の高い計画とします。
- ・ コア位置・ゾーニングについて、以下の観点から【東西コア、東西分割案】の計画とします。
  - 東西コアとすることで、避難階段を建物四隅に配置することが可能となり、安全性の高い避難計画を実現します。
  - 東西分割案とすることで、同一フロアにスポーツセンターと都有施設の機能が共存する場合でも、正方形に近い専有部の平面計画とすることができます。ただし、避難階段まで通じる避難経路を確保する必要があり、避難時には両機能の間におけるセキュリティ確保に十分配慮して計画する必要があります。
  - 東西分割案により、スポーツセンターと都有施設の動線を明確に分離することができるため、高層階においてスポーツ施設に求められる整形で大きな平面を確保しやすい計画とします。



【コア位置】



【配置平面】

### 第3 施設の基本計画

#### 1 施設配置計画

施設配置計画について、①大丸有・神田の交通軸、②歩行者動線、③日本橋川沿いの親水空間とその将来性、④敷地内の視線・動線の通り抜けを考慮した計画とします。

##### ① 大丸有・神田の交通軸

大手町・丸の内・有楽町（大丸有）エリアと神田エリアを結ぶ広域的な交通軸の中に位置する立地特性を踏まえ、周辺道路や公共交通結節点との接続性を高めた計画とします。

##### ② 歩行者動線

敷地周辺における歩行者動線を整理し、主要出入口をわかりやすく配置することで、歩行者が安全かつ直感的に移動できる環境を整えます。歩道幅員や広場空間との連続性、バリアフリー動線の確保により、利用者の属性を問わず快適に施設へアプローチできる計画とします。

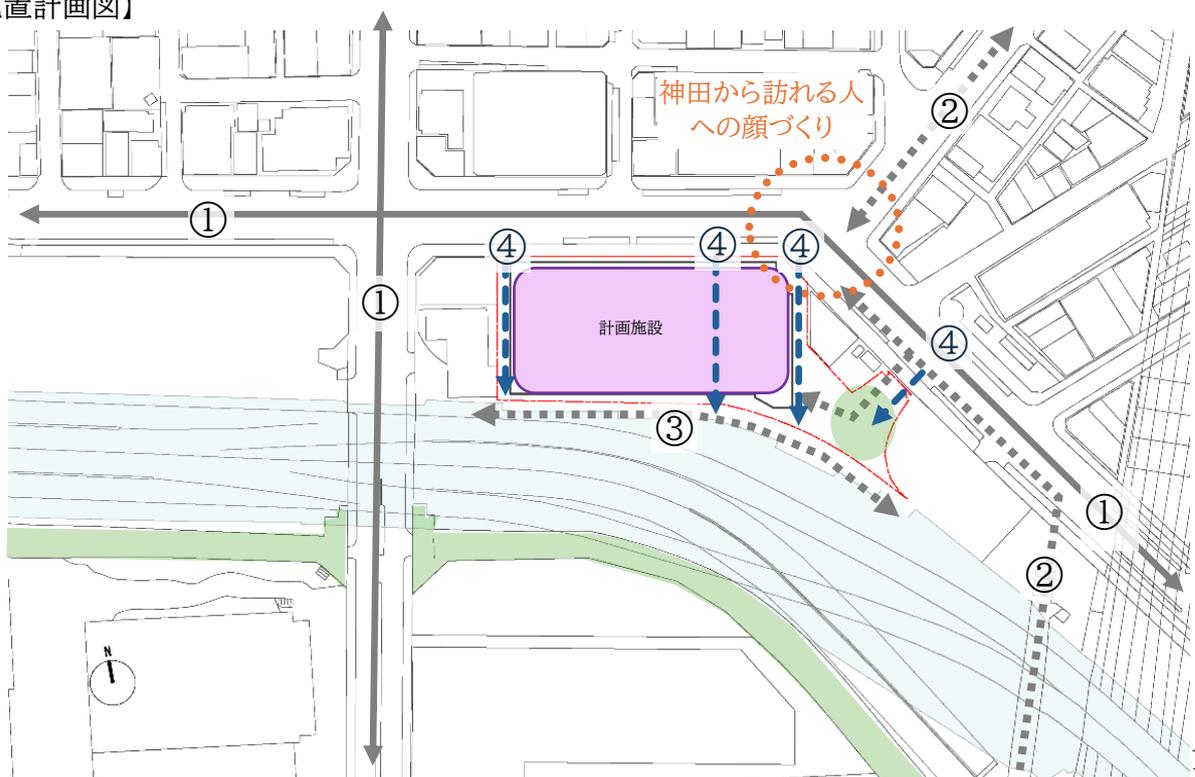
##### ③ 日本橋川沿いの親水空間とその将来性

日本橋川沿いの親水空間の整備や将来的なにぎわい創出の可能性を踏まえ、川との視覚的・空間的つながりを最大化する配置とします。河川に向けた開放的なファサードや、川沿い歩行者空間との接続点を設けることで、水辺の魅力を活かした周辺エリアの将来価値の向上にも寄与する計画とします。

##### ④ 敷地内の視線・動線の通り抜け

敷地内を閉鎖的な構成とせず、周囲の街区との視線や歩行動線が自然につながる、地域に開かれた施設となることを目指します。敷地の東西南北それぞれに適切に通り抜け可能なルートを設定、周辺の回遊性を損なうことなく、施設がまちの一部として機能するよう配慮します。

【配置計画図】



## 2 主要諸室計画

新たなスポーツセンターの整備にあたり、機能や規模について検討するため、学識経験者や団体関係者で構成する新スポーツセンター基本計画検討会を設置し、検討を進めてきました。これまでの検討経緯を踏まえ、各諸室の整備方針に係る基本的な考え方をとりまとめました。

### (1) メインアリーナ（主競技場）

- ・ 区の中核スポーツ施設として、各種競技の国内基準で定められたコートサイズを満たした施設とし、バスケットボールコートやバレーボールコート3面が確保できる大ききで整備できるよう検討を行います。
- ・ 主競技場で行う競技の国内大会基準を満たす高さの計画とします。
- ・ 現状よりも観覧席を拡充し、口の字型の観覧席を整備できるよう検討します。また、車いす専用の観戦スペースの整備を検討するとともに、動線を考慮します。
- ・ 車いす競技が実施しやすい床材や仕様を検討します。
- ・ 国内大会が行われることを想定した設備計画とします。
- ・ 周回できるランニングコースを検討します。

### (2) サブアリーナ

- ・ 大会開催時に主競技場の控室や準備スペースとして使用することや、大会開催等により、主競技場が使用できない場合の一般利用のための独立した競技空間とします。
- ・ サブアリーナで実施する競技は、主競技場と同様とすることを基本としつつ、ニュースポーツなど多目的な利用ができるよう検討します。
- ・ 観覧席を設けることを検討します。
- ・ 車いす競技が実施しやすい床材や仕様を検討します。

### (3) プール

- ・ 区の中核スポーツ施設として、公認プール施設要領のうち国内プールの大会基準（短水路 25m）を満たした施設とします。（6レーン以上）
- ・ プールサイドはゆとりをもった計画とします。
- ・ 水深調整の方法を検討します。
- ・ 幼児用プールを併設します。

### (4) 卓球場

- ・ 現在ダンス等で利用されていることを考慮し、卓球台を収納する器具庫を整備します。
- ・ 大会は主競技場で行うこととし、練習用として利用されることを想定した計画とします。

### (5) 柔道場・剣道場

- ・ 国内公式大会を開催できる規模とし、柔道場・剣道場をそれぞれ独立した施設として整備する方針とします。
- ・ 剣道場の天井高さは、剣道実施時の動作を考慮し 4.0m以上とします。
- ・ 剣道場の床材は競技の特性に適した仕様を検討します。
- ・ 避難所として位置づけ、居住スペースに利用されることを想定した計画とします。

## (6) 弓道場

- ・ 国内公式大会を開催できる規模とします。
- ・ 審判席・役員席も含め、弓道（近的 28m）の公式大会基準を確保する方針とします。
- ・ 矢道の床は、矢じり及び床を傷めないような素材を検討します。また、巻藁の置き場を考慮します。
- ・ 弓道とアーチェリーの兼用は継続しつつ、利用が重なる場合も考慮し、サブアリーナをアーチェリーで利用できるよう検討します。
- ・ 設計段階において、屋上機器設備必要スペースの検討や屋上の活用方法の検討を行った上で、屋上のアーチェリー利用も含めた多目的な利用が可能か併せて検討します。

## (7) 相撲場

- ・ 相撲場が 23 区では数少ないため維持継承することを検討します。
- ・ メンテナンスの観点から他用途との兼用が難しいため、独立した施設とします。
- ・ 風呂、シャワー更衣室、トイレ等の付帯施設は、必要性を踏まえた規模を設定します。

## (8) トレーニングルーム

- ・ 現況機能を維持・更新する方針とします。
- ・ リハビリを目的とした利用ができる環境の整備も検討します。

## (9) スタジオ

- ・ 多目的な用途で利用可能な機能として整備を検討します。
- ・ ダンス等での利用を想定し、全面鏡を設置し、防音性能も確保します。
- ・ 現況の課題や将来の利用の柔軟さを考慮し、間仕切りなどフレキシブルに対応できる機能を計画します。

## (10) ゴルフレンジ

- ・ 現状と同程度の規模で整備し、防音性の高い仕様とします。

## (11) 多目的室

- ・ 多目的な用途で利用可能な機能として整備を検討します。
- ・ ダンス等での利用を想定し、全面鏡を設置し、防音性能も確保します。

## (12) スポーツ集会室

- ・ スポーツ団体と生涯学習団体が共通して利用できる集会室として、整備を検討し、利用率の向上を図ります。
- ・ プロジェクターやスクリーンを設置し、映像を使用した会議やイベントを行えるよう計画します。

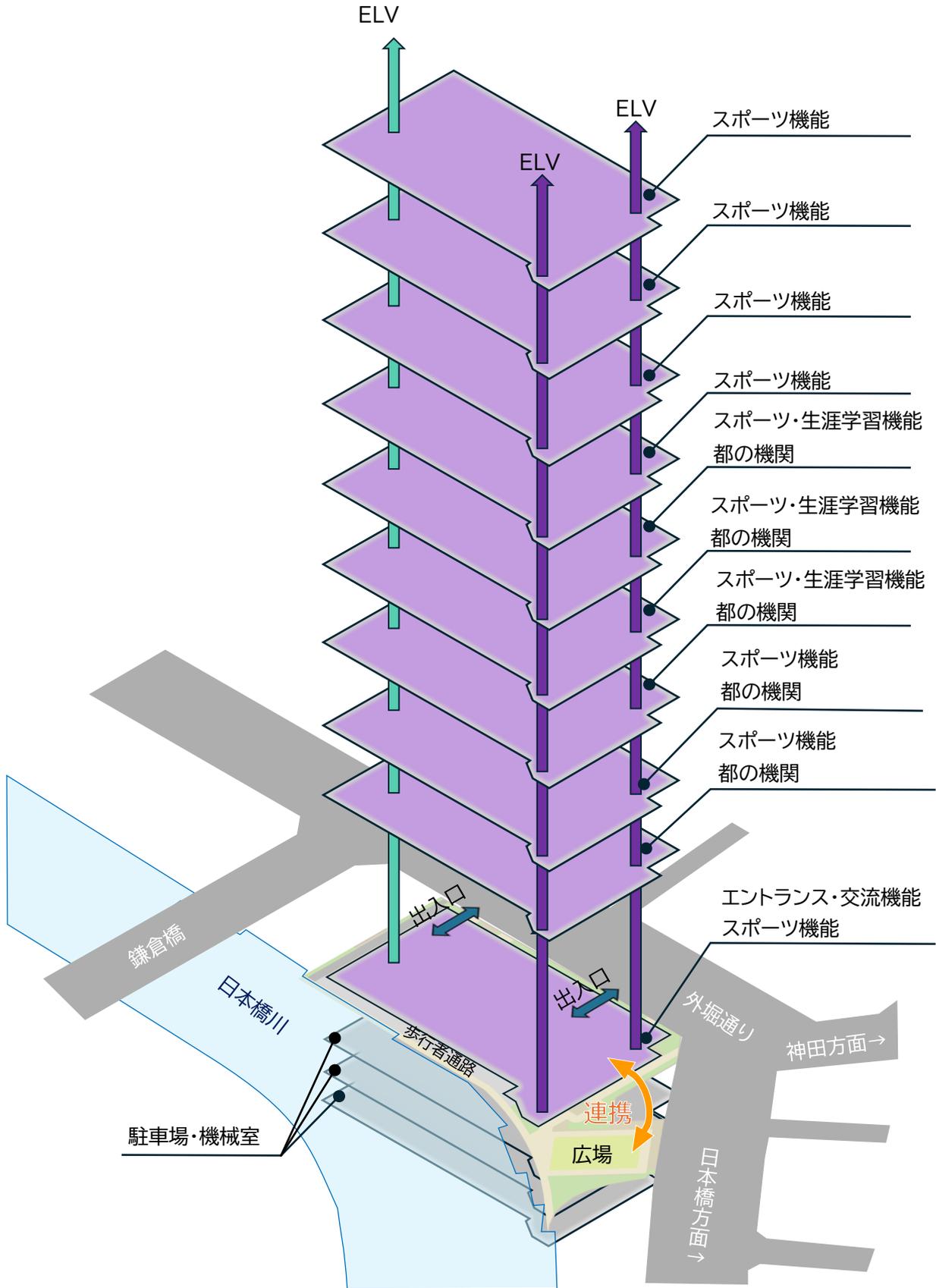
## (13) 多目的ルーム・集会室

- ・ 利用率の向上を図るため、利用スポーツ団体と生涯学習団体が共通して利用できる集会室として整備します。
- ・ 集会室の一部を e スポーツが行える部屋として整備することを検討し、デジタル技術を活用した様々なスポーツを体験・体感することができる設備の導入やプログラムの開催を検討します。また、会議やイベントでの利用の際には、プロジェクターやスクリーンを使用した会議やイベントを行えるよう計画します。また、防音機能を設けることを検討します。

- ・ 多くの人利用でき、イベントや講座を開催できる場所とすることで、地域の交流やコミュニティ活動の活発化を図ります。
  - ・ 共用部から活動の様子が伺えるような仕様とすることを検討します。
- (14) 和室・茶室
- ・ 固定の畳を整備し、舞踊や和楽器演奏、茶華道、ヨガ・体操など様々な用途に対応できるようにします。また、収納スペースや壁面鏡を備えた施設とします。
  - ・ 和室の室内に座布団、座卓等を収納するためのスペースや出入口付近に下足入れを設けます。
  - ・ 茶室は、引き続き同規模で整備する方針とし、炉や水屋を設けるなど、茶室として使用するにあたり通常支障ない仕様とします。
- (15) 料理教室
- ・ 大人数での利用があることを踏まえ、同規模で整備します。
  - ・ 食とスポーツをリンクさせた機能を目指し、スポーツ施設利用者が食の関心を持てるようオープンスペースの一角として開放的に整備することを検討します。
  - ・ プログラムの実施の際に参加者が理解しやすいように、講師の手先を映すモニター等の設置を検討します。
  - ・ 調理したものを食べられるラウンジを設け、魅力ある施設として整備します。また、ラウンジの予約がないときには、飲食可能なオープンな交流空間として検討します。
- (16) 音楽室
- ・ 防音・防振対策により、他諸室や共用部への音漏れに配慮し計画します。
  - ・ 音楽室に近接する位置に、備品を収納できるスペースを設けます。
- (17) エントランス
- ・ エントランス付近に休憩スペース、キッズスペース、情報コーナー等を整備することを検討します。
- (18) ギャラリー（メモリアル機能）
- ・ スポーツセンターを訪れる人の目に触れる場所に、区のスポーツの文化・歴史や鎌倉河岸、神童小学校の歴史に触れられる機能を整備します。
  - ・ また、各種競技大会・講習会や活動団体の情報発信も行えるよう検討します。
- (19) 交流空間
- ・ 誰もが気軽に訪れ、スポーツをするきっかけづくりとなる機能を目指し、飲食可能な交流空間を整備します。また、川沿いの立地を活かし、日本橋川側に配置することで、川を感じられる空間として計画します。
  - ・ また、上記ギャラリー機能を有した空間としても検討します。
- (20) 温浴施設
- ・ 利用者が運動後に汗を流せる機能を整備します。
  - ・ シャワー機能の更新やサウナ機能の導入要望については、あり方を含め検討します。
- (21) 内神田収蔵庫
- ・ 現状と同規模の収蔵機能をもった倉庫として計画します。
- (22) 屋上
- ・ 利用者が楽しめる屋上空間として整備を検討します。

### 3 施設の建物構成

フロア配置については、低層階はプールや川沿いの賑わい創出につながる開放的な空間、避難所機能を整備します。また、中層階には、生涯学習機能を整備し、スポーツ機能との連携を図ります。上層階には主競技場を中心としたスポーツ機能を整備します。



【建物構成イメージ】

## 4 DXの導入検討

スポーツとデジタル技術を組み合わせ、最新技術を活用したプログラムの提供や健康づくりサービスの提供を検討します。また、オンライン技術を活用した遠隔指導の検討やオンライン技術を活用した運動機会の拡大等、最新技術の動向を踏まえ導入設備を検討します。

## 5 構造計画

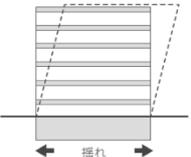
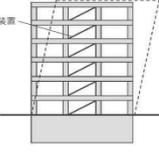
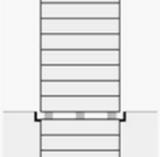
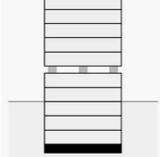
### (1) 耐震性能

地域防災計画で避難所として位置づけられた施設であるため、構造体は「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年）」に示されている、耐震安全性の分類「Ⅱ類」以上の耐震性能にて計画します。Ⅱ類以上とすることで、大規模な地震を受けた後も、構造体の大きな補修をすることなく継続した使用を可能とします。

### (2) 構造種別・構造形式

主競技場やサブアリーナ等のロングスパン無柱空間を実現するために、鉄骨構造を主として検討します。地震時における必要な構造耐力と変形制限を満足するために、制振構造等の採用を検討します。

#### 【各種構造形式イメージ図】

構造形式	耐震構造	制振構造（付加制振）	免震構造（地下1階柱頭免震）	免震構造（中間層免震）
イメージ図				

### (3) 基礎構造

本建物の支持層は、過去に行われた敷地内での地盤調査結果から、地表面から約24m以深に存在する堅固な砂礫層が考えられます。この砂礫層を支持層とした杭基礎を主として検討します。

耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

## 6 環境計画

### (1) 環境計画

「千代田区地球温暖化対策第5次実行計画」において、「区有施設の新築等における環境・温暖化対策ガイドライン」が改定され、区有施設の新築・改築時に実現可能な施設は、ZEB Ready（建物の省エネ性能を高め、再生可能エネルギーを使わない状態で“基準より50%以上”エネルギーを減らせる建物）相当の水準を目指す等、新たに目標水準が設けられました。新スポーツセンターの整備にあたっては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、ZEB Ready相当の水準を目指す方針とします。また、再生可能エネルギーなどの有効活用も検討します。



出典：経済産業省資源エネルギー庁「平成30年度ZEBロードマップフォローアップ委員会とりまとめ」（平成31年3月）

### (2) 緑化計画

敷地内に日本橋川との親水性を意識し、区民や施設利用者の憩いの場となるような緑化を推進するとともに、生物多様性にも配慮した植樹等を行います。

### (3) 木材活用

施設の建築においては、建物や工作物、什器等に木材を積極的に使うことで、CO<sub>2</sub>の吸収・固定による地球温暖化対策に貢献し環境負荷を低減するとともに、木材の持つ調湿性や木の温もりを活かし、快適な空間づくりを行います。また、「千代田区公共建築物等における木材利用推進ガイドライン」を踏まえた計画とします。

### (4) 建設工事に係る資材の再資源化

本施設の整備においては、環境に与える負荷の軽減を図るとともに、持続ある発展に資する取組みを検討します。

## 7 ユニバーサルデザイン計画

本基本計画のスポーツセンターエリアは、すべての利用者が安全に移動できるよう、「建築物バリアフリー条例」及び「東京都福祉のまちづくり条例」における各基準を満たす計画とします。また、年齢や性別等に関係なく誰もが快適で安心して利用できる施設として、ユニバーサルデザインに配慮した計画とします。

### 【サイン例】

#### (1) エレベーターの付近



エレベーター



障害のある人が  
使える設備

#### (2) 便所の付近



お手洗



障害のある人が  
使える設備

#### (3) 車いす使用者用駐車施設の付近



駐車場



障害のある人が  
使える設備



オストメイト用設備／オス  
トメイト



乳幼児連れ優先設備

出典：案内用図記号（JIS Z8210）

## 8 防災計画

千代田区災害対策基本条例をはじめ千代田区地域防災計画等の各種計画や官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説 令和3年版に基づきBCP計画を行います。想定災害は、暴風、豪雨、洪水、地震、噴火及び火災を想定します。対策期間について、72時間を想定します。（参考：東京都地域防災計画）

## 9 外構計画

### （1）歩行者動線について

外堀通りから円滑に出入りできる動線を確保します。さらに、スポーツセンターの東西には、日本橋川へ通り抜け可能な歩行空間を整備し、日本橋川の水辺空間と周辺市街地の回遊性を高める歩行動線を計画します。外堀通りから広場への歩行者動線も確保します。

### （2）車両動線について

駐車場は新スポーツセンターの地下に設ける計画です。

また、広場空間については、災害時やイベント時の対応を想定し、敷地北東側で外堀通りから広場への車両動線を確保します。これにより、日常的な運営や維持管理、非常時にも対応できる計画とすることが重要です。

### （3）空地について

計画敷地の東側には、広場空間があるため、災害時や日常時における利用について検討します。日常時には、スポーツ利用や子どもの遊び場として活用できる空間とし、災害時には災害用トイレや食事・給水を提供することが可能なフレキシブルな空間の整備を検討します。

### （4）緑化について

緑豊かな都市環境の創出と、良好な生活環境の保全・改善を図るため、「千代田区緑化推進要綱」の基準に基づき、中高木や低木地被類をバランスよく配植した地上部の緑化に加え、屋上や壁面の緑化を計画します。

さらに、「千代田区公園づくり基本方針」を参考に、区民の意見として多く挙げられた「花や木々があふれる空間」を意識し、地域特性や維持管理にも配慮した樹種選定により持続可能な自然共生にもつながる緑化を実現します。

### （5）水辺空間について

「日本橋川周辺のにぎわい創出に向けた基本方針（取組方針 Ver. 1）」や「千代田区川沿いのまちづくりガイドライン」、周辺の民間開発の動向を踏まえ、水辺空間の創出や水質浄化に向けた取り組みの検討を行います。

## 第4 施設の事業計画

### 1 事業費

本施設は、用途が異なる大規模な複合施設であり、建築事例が少ない事業計画です。また、昨今の物価上昇や労務単価の上昇などの影響により、施設整備の基本的な考え方や方針を示す基本計画段階において、実勢を踏まえた事業費を算出することが難しい状況にあります。

そのため、今後も社会経済情勢の変化に留意しながら、設計段階において建設条件を整理し、事業費を精査することとします。加えて、事業手法を含め、事業費の縮減策やスケジュールの短縮策を検討していきます。

### 2 事業方式

#### (1) 事業方式

新スポーツセンターの整備に向けて、事業方式の検討を行いました。昨今の公共施設整備においては、設計と施工を個別発注する従来型方式のほか、PPP・PFIと呼ばれる民間参画の方式が取り入れられています。PPP・PFIは、民間の資金、技術、ノウハウなどを活用することで、効率化やサービス向上を目指すもので、その手法には様々な形態があります。

また、近年では、コスト縮減や工期短縮などを図れる可能性があることから、設計段階で施工者の持つ技術的ノウハウを取り入れた事業手法を採用する他自治体事例も増えてきています。そのため、基本構想で検討した「従来型方式」、「DBO方式」、「PFI方式」の事業手法のほか、昨今採用事例が増えつつある新しい方式として、実施設計段階から施工者が技術協力のために参画する「ECI方式」も選択肢に加え、検討することとしました。

## (2) 各事業方式の概要と特徴

### ア 従来型方式

概要：基本設計、実施設計を個別に設計事業者が発注します。実施設計の完了後、施工に係る仕様を詳細に提示し、建設工事を施工事業者が発注します。

特徴：基本設計、実施設計、施工と個別に段階を踏んだ発注を行い、各工程において検討を行うことが可能です。ただし、各業務で3回の調達を行うことから、入札等の事務手続に時間を要します。また、維持管理・運營業務においても調達を行います。

### イ DBO方式

概要：施設の設計、建設工事、建物の維持管理・運營業務の全てを一括して請け負う事業者グループ（コンソーシアム）を選定します。調達の段階で詳細な仕様を指定しない性能発注を行います。

特徴：施設整備に向けた調達が1回で済むことから、発注から施設整備までのスケジュールの短縮が期待されます。ただし、発注図書の作成や事業者グループの選定に一定の期間を要します。設計と建設工事を一括発注・性能発注することで、民間事業者の創意工夫を活かすことができ、整備費用の縮減が期待されます。

### ウ PFI（BTO）方式

概要：施設の設計、建設工事、建物の維持管理・運營業務の全てを一括して請け負う事業者グループ（コンソーシアム）を選定します。調達の段階で詳細な仕様を指定しない性能発注を行います。

特徴：事業スケジュールの特徴や整備費用の縮減効果については、DBO方式と基本的に同様です。DBO方式と比較すると資金調達を民間が行うことや民間事業者提案による附帯事業の実施などが特徴として上挙げられます。

なお、民間資金調達による金利負担が生じることから、DBO方式と比較すると費用縮減に対する期待は低くなります

### エ ECI方式

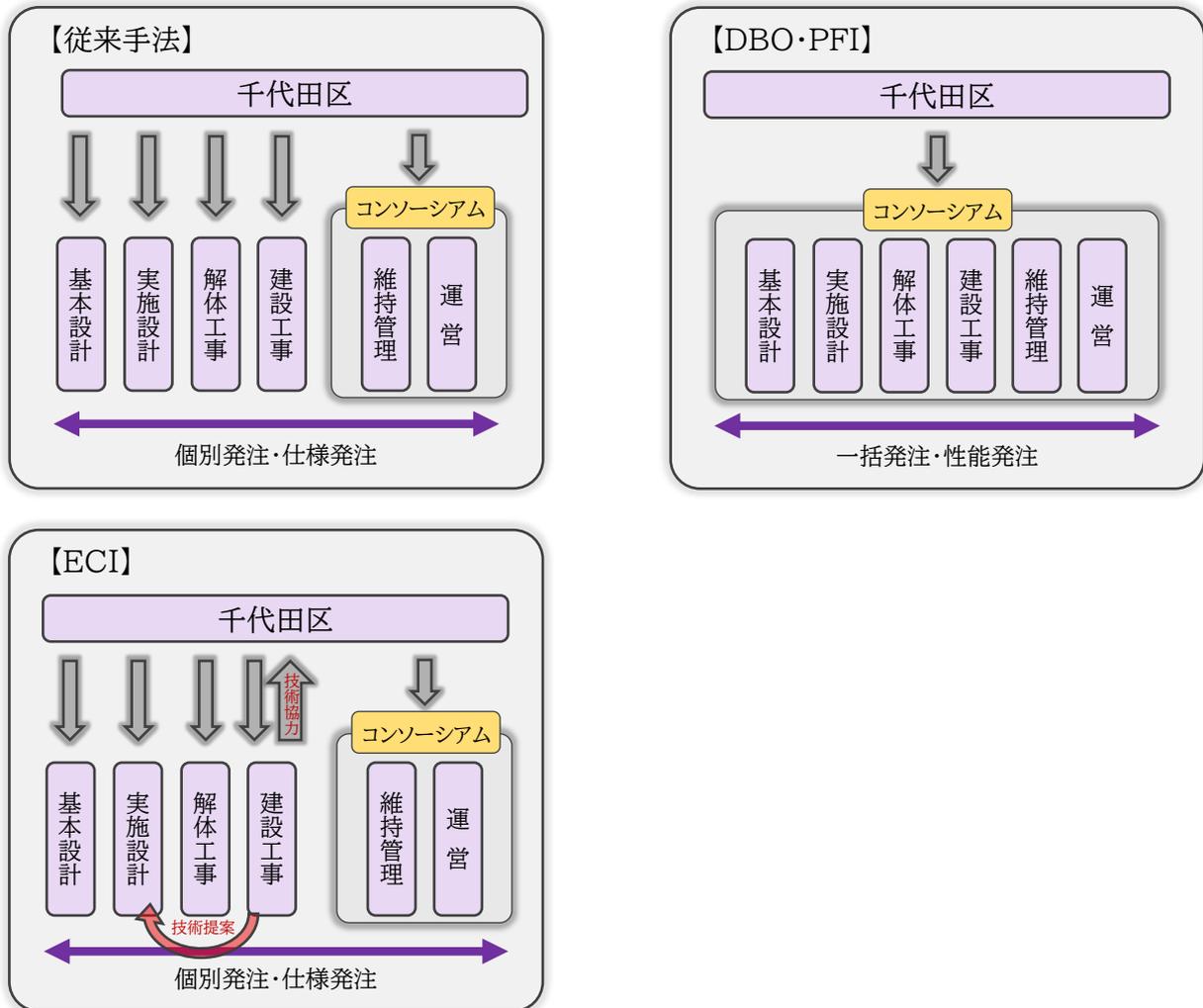
概要：基本設計、実施設計を個別に設計事業者が発注します。実施設計段階で実際の施工に係る基づく技術提案を施工予定事業者から受けます。実施設計の完了後、施工に係る仕様を詳細に提示し、建設工事を施工事業者が発注します。

設計、建設の事業者は異なるが、設計前に建設企業（施工予定者）を選定し、協定に基づき、建設企業が設計に対する技術協力を行う手法。

特徴：基本設計、実施設計、施工と個別に段階を踏んだ発注を行い、各工程において検討を行うことが可能です。実施設計段階で、早期に技術協力を得られ、施工の事前検討が可能であることからスケジュールの短縮が期待できます。加えて、施工者の知見を活かすことで、整備費用の縮減効果が期待できます。従来方式と同様に、維持管理・運營業務において調達を行います。

### (3) 事業方式の比較

従来型方式とDBO方式、PFI方式、ECI方式による発注単位のイメージは以下のとおりです。コンソーシアムとは共同事業体のことをいい、複数の企業が共同して特定の事業を遂行します。



### (4) 事業方式の選定

基本計画においては、新たにECI方式も選択肢に加え、比較検討しました。また、PPP・PFIの一括発注方式についても、基本設計のみ先行して個別発注する方式があることを確認し、選択肢に加え検討してきました。

本事業は、大規模建築工事であることに加え、入居施設の用途が異なることや川沿いに立地した建設地であることにより、建築と条件を整理し検討することが求められる事業です。

また、現施設の課題や区民要望へ対応し、区民や区の意向を整備計画に十分に反映できることが重要です。そのため、令和8年度は基本設計に着手し、最適な事業手法を選定します。

## 第5 新スポーツセンター整備のスケジュール

新スポーツセンターの整備に向けた想定スケジュールは、以下のとおりです。  
 基本構想で示したスケジュールから、地下駐車場整備のための掘削量増加や建築業界における工期の長期化を踏まえて、基本計画において改めて検討しました。  
 整備スケジュールについては、今後の設計段階において精査していきます。

事業方式	工程	N年度	N+1年度	N+2年度	N+3年度	N+4年度	N+5年度	N+6年度	N+7年度	N+8年度	N+9年度	N+10年度
従来型方式	基本構想	→										
	基本計画		→									
	基本設計			→								
	実施設計				→							
	解体工事					→						
	建設工事						→	→	→	→	→	○
ECI方式	基本構想	→										
	基本計画		→									
	基本設計			→								
	ECI業者選定				→							
	実施設計				→							
	解体工事					→						
	建設工事						→	→	→	→	→	○
DBO方式 PFI方式	基本構想	→										
	基本計画		→									
	基本設計			→								
	事業者選定手続				→							
	設計・解体・建設						→	→	→	→	→	○

※ 従来型方式は、各工程の業務を個別に発注します。

※ DBO方式とPFI方式は、設計・解体・建設の業務を一括で発注しますが、基本設計の策定後に事業者選定手続が必要となります。

## (仮称) 新九段生涯学習館基本構想 (素案) に対する パブリックコメントの結果について

### 1 概要

新たな生涯学習館の整備にあたり、その基本的な考え方を検討するため、学識経験者や団体関係者で構成する(仮称)新九段生涯学習館基本構想検討会を設置し、検討を進めてきた。

年齢や障害の有無に関わらず、すべての区民が自由に活動できる生涯学習・文化芸術活動の拠点とするため、生涯学習館の新たな整備に向けた基本的な考え方を整理した「(仮称)新九段生涯学習館基本構想(素案)」を作成し、パブリックコメントを実施した。

### 2 パブリックコメントの結果概要

- (1) 募集期間 令和 8 年 1 月 5 日～1 月 19 日
- (2) 募集方法 持参、郵送、ファクス、電子メール、  
区ホームページ送信フォーム
- (3) 周知方法 広報千代田 1 月 5 日号  
区ホームページ  
生涯学習・スポーツ課  
区政情報コーナー  
各出張所  
九段生涯学習館
- (4) 意見提出者数 2 人
- (5) 意見数 4 件
- (6) 意見と区の考え方 資料 5-2 のとおり

### 3 今後のスケジュール (予定)

- 令和 8 年 3 月 (仮称) 新九段生涯学習館基本構想検討会 (第 5 回)  
パブリックコメントの結果公表  
基本構想の策定

(仮称) 新九段生涯学習館基本構想(素案)に対するご意見と区の考え方

提出者番号	提出者区分	意見番号	意見内容	区の考え方
1	区内在住者	1	これまでも同館で開催された講座に数回参加させていただいております者です。 ①1階をよりオープンな空間として開放性を向上していただくことはおおいに賛成です。一般企業にカフェ・パソコンブース等の運営を委託することにより、運営時間も朝～夜まで長くとることができ、より様々な利用者への利便性が高まるのではないかと期待いたします。また利用者の利便性を踏まえ、一階の一角にコインロッカーがあればありがたいです。	新たな生涯学習館では、多様な利用者が気軽に立ち寄り、交流や学びにつながる場となるような機能を整備することを検討しています。具体的な運営方法や開館時間に関するご意見は、今後の参考にさせていただきます。また、コインロッカーの設置については、利用者の利便性向上の観点からのご意見として受け止め、施設の規模や運用方法を踏まえ、引き続き検討してまいります。
		2	②幅広い利用者の増加見込みを踏まえ、ソフト面の運用の一環として保健師の常駐(または具合が悪くなった人への対応として事務所の一角の簡易ベッド等)を検討いただければと存じます。	ご意見として承り、今後の運営にあたっての参考とさせていただきます。なお、現在は、具合が悪くなった方の休憩のためのスペースとして和室をご案内しています。
		3	③建物屋上や広場の一角に区民ミニ菜園区画をつくることは難しいでしょうか? 現在区内には、三井住友Gがお茶の水で区民・区勤務者を中心にビル屋上菜園を展開しておりますが、毎回募集ごとにとっても人気が高まっており抽選倍率も大変高いです。参加者も家族連れから高齢者まで幅広く野菜作りを楽しんでいます。せっかくの建替え・再開のタイミングなので、ぜひ検討いただければと存じます。	再開ビル共用部にあたる建物屋上や広場の活用については、今後の参考とさせていただきます。担当部署にも共有させていただきます。
2	区内在住者	4	すぐ近くの千代田区立区図書館は、土曜日は午後7時、日曜祝日は午後5時に閉まってしまい、他の自治体と比べてもかなり早いと思います。 昨今物価も上がり、気楽にカフェに行くのも難しくなっている中、朝の通勤・通学前や仕事終わりに、クーラーや暖房が効いた場所で集中して自主的な勉強を行える場所が必要ではないかと思っております。 年末年始を除き、毎日朝8時から夜10時まで自習で使える部屋を設置するのはいかがでしょうか?	(仮称)新九段生涯学習館基本構想(素案)P.18に記載した、「談話スペース」のうち「オープンな活動空間」の機能については、個人やグループで利用できるスペースの導入を検討しており、自習での利用も想定される機能です。なお、開館時間に関するご意見は、その他の区有施設の状況も踏まえ、今後の参考にさせていただきます。

## 令和 8 年度組織整備（案）について

### 1 令和 8 年度組織整備案

別紙「組織改正 新旧対照表(令和 8 年度組織) (案)」参照

### 2 主な組織整備内容

#### (1) 子ども部

- 児童福祉に関する支援ニーズの多様化及び中高生の居場所づくり等に対応するため、「子どもの居場所づくり担当課長」を設置する。
- 教育政策に関する部内横断的な喫緊の課題への対応について一定の整理がされたことから、「教育政策担当課長」を廃止する。

#### (2) 環境まちづくり部

- まちづくりと住宅施策を一体的に推進するため、まちづくり担当部長の担当事務に住宅課を加える。

#### (3) 政策経営部

- 首都直下地震や大規模噴火に伴う降灰被害、気候変動に伴う風水害の激甚化など、大規模かつ多様な災害リスクに対応するため、災害対策及び危機管理についての専門性を備えた「災害対策・危機管理担当部長」を設置する。
- 区民ニーズが複雑化する中で、特に困難を伴う部横断的な調整等を行う体制を強化するため、「企画調整担当課長」を設置する。
- 将来的な労働力不足等の社会状況の変化に適切に対応し、人事行政の体制を強化するため、「人事計画担当課長」を設置する。

組織改正 新旧対照表（令和8年度組織）（案）

別紙

現行（令和7年度）
教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課 <b>教育政策担当課長</b> 副参事（特命担当） 子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター
教育担当部長 子ども施設課 学務課 指導課 教育研究所 学校
保健福祉部 福祉総務課 福祉政策担当課長 生活支援課 障害者福祉課 高齢介護課 在宅支援課 保険年金課
地域保健担当部長（千代田保健所） 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 保健サービス課
地域振興部 コミュニティ総務課 コミュニティ政策担当課長 商工観光課 産業企画担当課長 税務課 安全生活課 統計課 総合窓口課 麹町出張所 富士見出張所 神保町出張所 神田公園出張所 万世橋出張所 和泉橋出張所
文化スポーツ担当部長 国際平和・男女平等人権課 文化振興課 文化財担当課長 生涯学習・スポーツ課 施設整備担当課長
環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 道路公園課 基盤整備計画担当課長 <b>住宅課</b> 千代田清掃事務所
ゼロカーボン推進技監 環境政策課 ゼロカーボン推進担当課長
まちづくり担当部長 建築指導課 景観・都市計画課 エリアマネジメント推進担当課長  地域まちづくり課 麹町地域まちづくり担当課長 神田地域まちづくり担当課長
政策経営部 総務課 法務担当課長 企画課  財政課
デジタル担当部長 デジタル政策課 デジタル推進担当課長 情報システム課
財産管理担当部長 施設経営課 財産管理担当課長
行政管理担当部長 人事課  契約課 広報広聴課  災害対策・危機管理課
会計室
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
区議会事務局
次長

改正（令和8年度）
教育委員会事務局 子ども部 子ども総務課  副参事（特命担当） 子ども支援課 子育て推進課 児童・家庭支援センター <b>子どもの居場所づくり担当課長</b>
教育担当部長 子ども施設課 学務課 指導課 教育研究所 学校
保健福祉部 福祉総務課 福祉政策担当課長 生活支援課 障害者福祉課 高齢介護課 在宅支援課 保険年金課
地域保健担当部長（千代田保健所） 地域保健課 生活衛生課 健康推進課 保健サービス課
地域振興部 コミュニティ総務課 コミュニティ政策担当課長 商工観光課 産業企画担当課長 税務課 安全生活課 統計課 総合窓口課 麹町出張所 富士見出張所 神保町出張所 神田公園出張所 万世橋出張所 和泉橋出張所
文化スポーツ担当部長 国際平和・男女平等人権課 文化振興課 文化財担当課長 生涯学習・スポーツ課 施設整備担当課長
環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 道路公園課 基盤整備計画担当課長
ゼロカーボン推進技監 環境政策課 ゼロカーボン推進担当課長
まちづくり担当部長 建築指導課 景観・都市計画課 エリアマネジメント推進担当課長  地域まちづくり課 麹町地域まちづくり担当課長 神田地域まちづくり担当課長
政策経営部 総務課 法務担当課長 企画課  <b>企画調整担当課長</b> 財政課
デジタル担当部長 デジタル政策課 デジタル推進担当課長 情報システム課
財産管理担当部長 施設経営課 財産管理担当課長
行政管理担当部長 人事課  <b>人事計画担当課長</b> 契約課 広報広聴課  <b>災害対策・危機管理担当部長</b> 災害対策・危機管理課
会計室
選挙管理委員会事務局
監査委員事務局
区議会事務局
次長